

改 正 案	現 行
（通則） 第一条 特別調達資金会計官（特別調達資金設置令施行令（以下「施行令」という。）第三条第二項に規定する資金会計官をいう。以下「資金会計官」という。）、分任特別調達資金会計官（施行令第三条の二第一項に規定する分任資金会計官をいう。以下「分任資金会計官」という。）、特別調達資金出納命令官（施行令第三条第六項に規定する資金出納命令官をいう。以下「資金出納命令官」という。）及び特別調達資金出納命令官代理（同項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員をいう。以下「資金出納命令官代理」という。）は、この省令の定めるところにより特別調達資金（以下「資金」という。）の受入に関する事務を処理しなければならない。 （受入の決定の整理） 第五条 資金会計官又は分任資金会計官は、その所掌に属する受入金について、次の各号に掲げる書面の送付等を受けたときは、直ちにその内容を調査し、確認の上、受入決定の年月日、受入決定済額その他必要な事項を明らかにした書類を作成して受入の決定（以下「受入の決定」という。）をしなければならない。 一 特別調達資金債権管理職員（国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第五条の規定により防衛大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。以下同じ。）から、特別調達資金債権管理事務取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十五号。以下「資金債権管理事務取扱規則」という。）	（通則） 第一条 特別調達資金会計官（特別調達資金設置令施行令（以下「施行令」という。）第三条第二項に規定する資金会計官をいう。以下「資金会計官」という。）、分任特別調達資金会計官（施行令第三条の二第一項に規定する分任資金会計官をいう。以下「分任資金会計官」という。）、特別調達資金出納命令官（施行令第三条第六項に規定する資金出納命令官をいう。以下「資金出納命令官」という。）及び特別調達資金出納命令官代理（同項の規定に基づき資金出納命令官の事務を代理する職員をいう。以下「資金出納命令官代理」という。）は、この府令の定めるところにより特別調達資金（以下「資金」という。）の受入に関する事務を処理しなければならない。 （受入の決定の整理） 第五条 資金会計官又は分任資金会計官は、その所掌に属する受入金について、次の各号に掲げる書面の送付等を受けたときは、直ちにその内容を調査し、確認の上、受入決定の年月日、受入決定済額その他必要な事項を明らかにした書類を作成して受入の決定（以下「受入の決定」という。）をしなければならない。 一 特別調達資金債権管理職員（国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第五条の規定により内閣総理大臣から特別調達資金に属する債権の管理に関する事務を行うこととされた職員をいう。以下同じ。）から、特別調達資金債権管理事務取扱規則（昭和三十三年大蔵省令第四十五号。以下「資金債権管理事務取扱規則」という。）

。第三條第四項又は第四條の規定により、その所掌に属する債権について納入の告知又は納入の告知の変更をした旨の書面の送付又は通知を受けたとき。

二 (略)

三 特別調達資金出納官吏（以下「資金出納官吏」という。）から、特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号。以下「資金出納官吏事務規程」という。）第三十八條第二項の規定により、その所掌に属する支払金の返納金に係る延滞金等について収納があつた旨の通知を受けたとき。

四 資金出納命令官又は資金出納官吏から、第八條第一項又は資金出納官吏事務規程第二十五條若しくは第五十二條第四項の規定により、小切手の振出日付後一年を経過し日本銀行においてまだ支払を終らない金額について報告を受けたとき。

五 (略)

六 資金出納官吏から、資金出納官吏事務規程第三十八條第三項の規定により、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十五條の規定による一般保険料について同法第三十一條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除した旨の報告を受けたとき。

2 4 (略)

第五條の二 資金出納命令官は、その所掌に属する支払金の返納金又は延滞金等について、次の各号に掲げる書面の送付等を受けたときは、直ちに受入の決定をしなければならない。

一・二 (略)

三 資金出納官吏から、資金出納官吏事務規程第三十八條第二項の規定により、その所掌に属する支払金の返納金について返納があつた旨の通知を受けたとき。

いう。第三條第四項又は第四條の規定により、その所掌に属する債権について納入の告知又は納入の告知の変更をした旨の書面の送付又は通知を受けたとき。

二 (略)

三 特別調達資金出納官吏（以下「資金出納官吏」という。）から、特別調達資金出納官吏事務規程（昭和二十六年大蔵省令第九十五号。以下「出納官吏事務規程」という。）第三十八條第二項の規定により、その所掌に属する支払金の返納金に係る延滞金等について収納があつた旨の通知を受けたとき。

四 資金出納命令官又は資金出納官吏から、第八條第一項又は出納官吏事務規程第二十五條若しくは第五十二條第四項の規定により、小切手の振出日付後一年を経過し日本銀行においてまだ支払を終らない金額について報告を受けたとき。

五 (略)

六 資金出納官吏から、出納官吏事務規程第三十八條第三項の規定により、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十五條の規定による一般保険料について同法第三十一條第一項の規定により被保険者の負担すべき額に相当する額を当該被保険者に支払う賃金から控除した旨の報告を受けたとき。

2 4 (略)

第五條の二 資金出納命令官は、その所掌に属する支払金の返納金又は延滞金等について、次の各号に掲げる書面の送付等を受けたときは、直ちに受入の決定をしなければならない。

一・二 (略)

三 資金出納官吏から、出納官吏事務規程第三十八條第二項の規定により、その所掌に属する支払金の返納金について返納があつた旨の通知を受けたとき。

254 (略)

第九条 資金会計官又は分任資金会計官は、前条の規定による資金出納命令官からの報告を受けたとき又は資金出納官吏事務規程第二十五条（同規程第五十二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条第三項の規定による資金出納官吏からの報告を受けたときは、資金出納命令官又は資金出納官吏に対し、第六条に規定する第二号書式に準じた資金返納命令書を発し、その返納の手続をさせなければならない。

第九条の二 資金会計官又は分任資金会計官は、資金出納命令官又は資金出納官吏から支払事務規程第十三条の二又は資金出納官吏事務規程第三十八条第二項の規定により、延滞金等について収納があつた旨の通知を受けたときは、第四号書式の延滞金等組入命令書を作成して、当該資金出納命令官又は資金出納官吏に送付しなければならない。

254 (略)

第九条 資金会計官又は分任資金会計官は、前条の規定による資金出納命令官からの報告を受けたとき又は出納官吏事務規程第二十五条（同規程第五十二条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第三十八条第三項の規定による資金出納官吏からの報告を受けたときは、資金出納命令官又は資金出納官吏に対し、第六条に規定する第二号書式に準じた資金返納命令書を発し、その返納の手続をさせなければならない。

第九条の二 資金会計官又は分任資金会計官は、資金出納命令官又は資金出納官吏から支払事務規程第十三条の二又は出納官吏事務規程第三十八条第二項の規定により、延滞金等について収納があつた旨の通知を受けたときは、第四号書式の延滞金等組入命令書を作成して、当該資金出納命令官又は資金出納官吏に送付しなければならない。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法施行規則（昭和二十七年総理府令第三十号）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（許可証の様式） 第六条 法第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第三項又は第十四条の規定により土地等に立ち入ろうとする者又は障害物を伐除しようとする者若しくは土地に試掘等を行おうとする者が携帯する許可証の様式については、それぞれ土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）第一条第三項又は第四項の規定の例による。この場合において、同規則別記様式第三及び別記様式第四の二中「<u>都道府県知事</u>」とあるのは「<u>防衛大臣</u>」とする。 （収用委員会の送付書類） 第十五条 法第二十二條第三項又は第二十三條第六項の規定により収用委員会が<u>防衛大臣</u>に送付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 <u>防衛大臣</u>に送ることとなつた事件（以下「送致事件」という。）に係る裁決申請書 二 六 （略） （<u>防衛大臣</u>への事件の送致の公告） 第十六条 法第二十二條第四項の規定による公告は、当該公告をしようとする収用委員会の定めるところにより次の各号に掲げる事項について行うものとする。	（許可証の様式） 第六条 法第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第三項又は第十四条の規定により土地等に立ち入ろうとする者又は障害物を伐除しようとする者若しくは土地に試掘等を行おうとする者が携帯する許可証の様式については、それぞれ土地収用法施行規則（昭和二十六年建設省令第三十三号）第一条第三項又は第四項の規定の例による。この場合において、同規則別記様式第三及び別記様式第四の二中「<u>都道府県知事</u>」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>」とする。 （収用委員会の送付書類） 第十五条 法第二十二條第三項又は第二十三條第六項の規定により収用委員会が<u>内閣総理大臣</u>に送付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。 一 <u>内閣総理大臣</u>に送ることとなつた事件（以下「送致事件」という。）に係る裁決申請書 二 六 （略） （<u>内閣総理大臣</u>への事件の送致の公告） 第十六条 法第二十二條第四項の規定による公告は、当該公告をしようとする収用委員会の定めるところにより次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- 一 (略)
- 二 送致事件を防衛大臣に送った年月日
- 三 (略)

(防衛大臣の送付書類)

第二十四条 法第二十六条において準用する公共用地特措法第三十八条の五第二項の規定により防衛大臣が送付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 送致事件に係る緊急裁決書（防衛大臣が行った裁決に係るものをいう。）の写し（法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十三条第二項及び第二十六条第一項の規定による裁決を併せて行つたときは、当該裁決書を含む。）

二 (略)

三 送致事件について防衛施設局長、土地等の所有者、関係人又は準関係人から防衛大臣又は指名職員に提出された意見書等

四 送致事件について防衛大臣又は指名職員がした審理及び調査の日時、場所及び内容並びに当該審理及び調査に参加した者を明らかにする書面

五 (略)

(収用委員会への事件の送致の公告)

第二十五条 法第二十六条において準用する公共用地特措法第三十八条の五第三項の規定により防衛大臣が行う公告は、官報により次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

四 防衛大臣がした緊急裁決の年月日

別記

- 一 (略)
- 二 送致事件を内閣総理大臣に送った年月日
- 三 (略)

(内閣総理大臣の送付書類)

第二十四条 法第二十六条において準用する公共用地特措法第三十八条の五第二項の規定により内閣総理大臣が送付すべき書類は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 送致事件に係る緊急裁決書（内閣総理大臣が行った裁決に係るものをいう。）の写し（法第二十六条において準用する公共用地特措法第二十三条第二項及び第二十六条第一項の規定による裁決を併せて行つたときは、当該裁決書を含む。）

二 (略)

三 送致事件について防衛施設局長、土地等の所有者、関係人又は準関係人から内閣総理大臣又は指名職員に提出された意見書等

四 送致事件について内閣総理大臣又は指名職員がした審理及び調査の日時、場所及び内容並びに当該審理及び調査に参加した者を明らかにする書面

五 (略)

(収用委員会への事件の送致の公告)

第二十五条 法第二十六条において準用する公共用地特措法第三十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣が行う公告は、官報により次に掲げる事項について行うものとする。

一 三 (略)

四 内閣総理大臣がした緊急裁決の年月日

別記

様式第一号（第一条関係）

使用（収用）認定申請書

年 月 日

防衛施設局長 氏 名 ㊦

防衛大臣殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四条の規定に基づき、左記のとおり使用（収用）の認定を申請いたします。

（略）

様式第四号（第四条関係）

異議申出書

年 月 日

異議申出人の住所

氏 名 ㊦

防衛大臣殿

（略）

備考 引渡調書があるときは、その写しを添付すること。

様式第十三号（第十七条関係）

第 号

身分証明書

住 所

職名及び氏名

右は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の

様式第一号（第一条関係）

使用（収用）認定申請書

年 月 日

防衛施設局長 氏 名 ㊦

内閣総理大臣殿

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第四条の規定に基づき、左記のとおり使用（収用）の認定を申請いたします。

（略）

様式第四号（第四条関係）

異議申出書

年 月 日

異議申出人の住所

氏 名 ㊦

内閣総理大臣殿

（略）

備考 引渡調書があるときは、その写しを添付すること。

様式第十三号（第十七条関係）

第 号

身分証明書

住 所

職名及び氏名

右は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の

表

地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（駐留軍用地特措法）第二十五条第二項において準用する土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基づいて左記の土地又は物件を
実地に調査する者であることを証明する。

記

所 在

土地又は物件

年 月 日

防衛大臣

㊞

駐留軍用地特措法抜すい

第二十五条 防衛大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条の二までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百一条第一号及び第四百四十四条から第四百四十六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条の二まで及び第四百一条第一号中「収用委員会」とあるのは「防衛大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十三条第三項中「事業の認定」とあるのは「土地等の使用又は収用の認定」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「防衛大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施

表

地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（駐留軍用地特措法）第二十五条第二項において準用する土地収用法第六十五条第一項第三号の規定に基づいて左記の土地又は物件を
実地に調査する者であることを証明する。

記

所 在

土地又は物件

年 月 日

内閣総理大臣

㊞

駐留軍用地特措法抜すい

第二十五条 内閣総理大臣は、第二十三条第一項若しくは第三項又は前条第一項の規定により行う裁決（以下「代行裁決等」という。）の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員（以下「指名職員」という。）に行わせることができる。

2 土地収用法第六十二条から第六十五条までの規定並びに同法第六十五条の規定に係る同法第四百一条第一号及び第四百四十四条から第四百四十六条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第六十二条から第六十五条まで及び第四百一条第一号中「収用委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第六十三条から第六十五条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第六十四条中「会長又は指名委員」とあるのは「内閣総理大臣又は指名職員」と、同法第六十五条第三項中「第六十条の二」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使

裏

設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と、同法第六十五条の二第一項、第二項及び第七項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と読み替えるものとする。

駐留軍用地特措法第二十五条第二項において準用する土地収用法抜すい

第六十五条 防衛大臣は、第六十三条第四項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、次に掲げる処分をすることができる。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を实地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

裏

用等に関する特別措置法第二十五条第一項」と読み替えるものとする。

駐留軍用地特措法第二十五条第二項において準用する土地収用法抜すい

第六十五条 内閣総理大臣は、第六十三条第三項の規定による申立てが相当であると認めるとき、又は審理若しくは調査のために必要があると認めるときは、左の各号に掲げる処分をすることができる。

三 現地について土地又は物件を調査すること。

3 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第二十五条第一項の規定によつて委員又は職員が土地又は物件を实地に調査する場合においては、その身分を示す証票を携帯し、土地又は物件の所有者、占有者その他の利害関係人の請求があつたときは、これを示さなければならない。

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律施行規則（昭和二十七年総理府令第四十一号）（第四条第一号関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（決定の通知） 第四条 法第三条第三項及び第四条第二項の規定の決定等については、防衛大臣の定める所により防衛施設庁長官が、これを行う。 別記 様式第一号 損失補償申請書 年 月 日 申請者の住所 氏 名 （名称） 防衛大臣 殿 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第三条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記 （略） 様式第二号 異議申出書 年 月 日 異議申出人の住所	（決定の通知） 第四条 法第三条第三項及び第四条第二項の規定の決定等については、内閣総理大臣の定める所により防衛施設庁長官が、これを行う。 別記 様式第一号 損失補償申請書 年 月 日 申請者の住所 氏 名 （名称） 内閣総理大臣 殿 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第三条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記 （略） 様式第二号 異議申出書 年 月 日 異議申出人の住所

印 氏名 (名称) 防衛大臣 殿 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第四条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。 記 (略)	印 氏名 (名称) 内閣総理大臣 殿 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律第四条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。 記 (略)
--	---

○日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律施行規則（昭和二十八年総理府令第四十九号）（第四条第二号関係）
 （傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
（決定の通知等） 第三条 法第二条第三項及び第三条第二項の規定による決定等については、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより防衛施設庁長官がこれを行う。 別記 様式第一号 損失補償申請書 年 月 日 申請者の住所 氏名 (名称) <u>防衛大臣</u> 殿 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第二条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記 (略) 様式第二号 異議申出書 年 月 日 異議申出人の住所 氏名 (名称) 印	（決定の通知等） 第三条 法第二条第三項及び第三条第二項の規定による決定等については、<u>内閣総理大臣</u>の定めるところにより防衛施設庁長官がこれを行う。 別記 様式第一号 損失補償申請書 年 月 日 申請者の住所 氏名 (名称) <u>内閣総理大臣</u> 殿 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第二条の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記 (略) 様式第二号 異議申出書 年 月 日 異議申出人の住所 氏名 (名称) 印

防衛大臣 殿 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第三条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。 記 (略)	内閣総理大臣 殿 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律第三条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。 記 (略)
---	---

○防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、技術研究本部及び装備本部組織規則（昭和二十九年総理府令第三十九号）（第五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（学校長） 第一条の二（略） 2（略） 3 学校長は、<u>防衛大臣</u>の指揮監督を受け、校務を掌理する。 （副校長及び幹事） 第二条（略） 2（略） 3 副校長及び幹事は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。 4 副校長及び幹事のうち<u>防衛大臣</u>の指定する者は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、臨時に学校長の職務を行う。 （防衛大学校の分科） 第二条の二（略） 2（略） 3 本科においては、<u>防衛省設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）<u>第十五条第一項及び第三項</u>の教育訓練を行う。 4 理工学研究科においては、<u>法第十五条第二項</u>の教育訓練のうち理学及び工学に係るものを行う。 5 総合安全保障研究科においては、<u>法第十五条第二項</u>の教育訓練のうち社会科学に係るものを行う。	（学校長） 第一条の二（略） 2（略） 3 学校長は、<u>防衛庁長官</u>（以下「長官」という。）の指揮監督を受け、校務を掌理する。 （副校長及び幹事） 第二条（略） 2（略） 3 副校長及び幹事は、<u>長官</u>の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。 4 副校長及び幹事のうち<u>長官</u>の指定する者は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、臨時に学校長の職務を行う。 （防衛大学校の分科） 第二条の二（略） 2（略） 3 本科においては、<u>防衛庁設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）<u>第十七条第二項及び第四項</u>の教育訓練を行う。 4 理工学研究科においては、<u>法第十七条第三項</u>の教育訓練のうち理学及び工学に係るものを行う。 5 総合安全保障研究科においては、<u>法第十七条第三項</u>の教育訓練のうち社会科学に係るものを行う。

(学術情報センター) 第十六条の二 防衛大学校に、<u>法第十五条第一項及び第二項</u>の教育訓練に資する研究を行うため、学術情報センターを置く。 2・3 (略)	(学術情報センター) 第十六条の二 防衛大学校に、<u>法第十七条第二項及び第三項</u>の教育訓練に資する研究を行うため、学術情報センターを置く。 2・3 (略)
(評議会) 第十六条の三 (略) 2 評議会は、防衛大学校の職員のうちから<u>防衛大臣</u>が定める評議員をもつて組織する。 3 (略)	(評議会) 第十六条の三 (略) 2 評議会は、防衛大学校の職員のうちから<u>長官</u>が定める評議員をもつて組織する。 3 (略)
(教授会) 第十六条の四 (略) 2 教授会は、<u>防衛大臣</u>の定める防衛大学校の職員をもつて組織する。 3 (略)	(教授会) 第十六条の四 (略) 2 教授会は、<u>長官</u>の定める防衛大学校の職員をもつて組織する。 3 (略)
(名誉教授) 第十六条の五 <u>防衛大臣</u>は、防衛大学校に<u>学校長</u>、<u>副校長</u>、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、<u>学校長</u>の推薦に基づき、防衛大学校名誉教授の称号を授与することができる。 2 防衛大学校名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	(名誉教授) 第十六条の五 <u>長官</u>は、防衛大学校に<u>学校長</u>、<u>副校長</u>、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、<u>学校長</u>の推薦に基づき、防衛大学校名誉教授の称号を授与することができる。 2 防衛大学校名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、<u>長官</u>が定める。
(学校長) 第十六条の七 (略) 2 (略)	(学校長) 第十六条の七 (略) 2 (略)

3 学校長は、<u>防衛大臣</u>の指揮監督を受け、校務を掌理する。	3 学校長は、<u>長官</u>の指揮監督を受け、校務を掌理する。
(副校長)	(副校長)
第十六条の八 (略)	第十六条の八 (略)
2 (略)	2 (略)
3 副校長は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。	3 副校長は、<u>長官</u>の定めるところにより、学校長を助け、校務を整理する。
4 <u>防衛大臣</u>の指定する副校長は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、臨時に学校長の職務を行う。	4 <u>長官</u>の指定する副校長は、学校長に事故があるとき、又は学校長が欠けたときは、臨時に学校長の職務を行う。
(評議会)	(評議会)
第十六条の三十 (略)	第十六条の三十 (略)
2 評議会は、<u>防衛医科大学</u>校の職員のうちから<u>防衛大臣</u>が定める評議員をもつて組織する。	2 評議会は、<u>防衛医科大学</u>校の職員のうちから<u>長官</u>が定める評議員をもつて組織する。
3 (略)	3 (略)
(教授会)	(教授会)
第十六条の三十一 (略)	第十六条の三十一 (略)
2 教授会は、<u>防衛大臣</u>の定める<u>防衛医科大学</u>校の職員をもつて組織する。	2 教授会は、<u>長官</u>の定める<u>防衛医科大学</u>校の職員をもつて組織する。
3 (略)	3 (略)
(名誉教授)	(名誉教授)
第十六条の三十二 <u>防衛大臣</u>は、<u>防衛医科大学</u>校に学校長、副校長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、学校長の推薦に基づき、<u>防衛医科大学</u>校名誉教授の称号を授与することができる。	第十六条の三十二 <u>長官</u>は、<u>防衛医科大学</u>校に学校長、副校長、教授、助教授又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつたものに対し、学校長の推薦に基づき、<u>防衛医科大学</u>校名誉教授の称号を授与することができる。
2 <u>防衛医科大学</u>校名誉教授の称号の授与に關し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>	2 <u>防衛医科大学</u>校名誉教授の称号の授与に關し必要な事項は、<u>長官</u>が定

が定める。

(編制等)

第十六条の三十三 防衛医科大学校の医学教育部その他の編制等に関する事項は、別に防衛省令で定める。

(所長)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 所長は、防衛大臣の指揮監督を受け、所務を掌理する。

(研究管理官)

第三十九条の五 (略)

2 研究管理官は、所長の命を受け、次に掲げる業務を分掌する。

一 五 (略)

六 法第二十九条第一項に規定する自衛隊において必要とされる事項(自衛隊法第二十七条第一項に規定する病院の所掌に属するものを除く。)についての科学的調査研究に関すること。

(東京支部の検査第二部の所掌事務)

第四十九条 東京支部の検査第二部は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 電波器材等(電波器材、磁気器材、電子計算機及び音響器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。)、通信器材等(通信器材及び電気器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。)及び航空機等(航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材並びに防衛大臣の定める航空機装備品及び防衛大臣の定める航空機に関する整備用又は訓練用器材をいう。以下この条において同じ。)並びにこれらに関する役務に関する業態調査

める。

(編制等)

第十六条の三十三 防衛医科大学校の医学教育部その他の編制等に関する事項は、別に内閣府令で定める。

(所長)

第十七条の二 (略)

2 (略)

3 所長は、長官の指揮監督を受け、所務を掌理する。

(研究管理官)

第三十九条の五 (略)

2 研究管理官は、所長の命を受け、次に掲げる業務を分掌する。

一 五 (略)

六 法第三十条第二項に規定する自衛隊において必要とされる事項(自衛隊法第二十七条第一項に規定する病院の所掌に属するものを除く。)についての科学的調査研究に関すること。

(東京支部の検査第二部の所掌事務)

第四十九条 東京支部の検査第二部は、次に掲げる業務をつかさどる。

一 電波器材等(電波器材、磁気器材、電子計算機及び音響器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。)、通信器材等(通信器材及び電気器材並びにこれらに付随する器材をいう。以下この条において同じ。)及び航空機等(航空機及び航空機用機器並びにこれらに付随する器材並びに長官の定める航空機装備品及び長官の定める航空機に関する整備用又は訓練用器材をいう。以下この条において同じ。)並びにこれらに関する役務に関する業態調査に関する

に關すること。

二〇六 (略)

(事務所)

第六十条 (略)

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛大臣が定める。

(雑則)

第六十一条 この省令に定めるもののほか、防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所の組織、技術研究本部の附置機關の組織及び装備本部の地方機關の組織に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附則

1・2 (略)

3 第二十三条の五の規定により防衛大学校名譽教授の称号を授与する場合又は第二十三条の三十二の規定により防衛医科大学校名譽教授の称号を授与する場合には、当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条に規定する大学、同法第七十条の二に規定する高等専門学校、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに防衛大臣の指定するこれらに準ずる学校の学長、校長、教授その他防衛大臣の指定する職としての勤務を考慮することができるものとする。

こと。

二〇六 (略)

(事務所)

第六十条 (略)

2 事務所の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、長官が定める。

(委任規定)

第六十一条 この府令に定めるもののほか、防衛大学校、防衛医科大学校及び防衛研究所の組織、技術研究本部の附置機關の組織及び装備本部の地方機關の組織に關し必要な事項は、長官が定める。

附則

1・2 (略)

3 第二十三条の五の規定により防衛大学校名譽教授の称号を授与する場合又は第二十三条の三十二の規定により防衛医科大学校名譽教授の称号を授与する場合には、当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十二条に規定する大学、同法第七十条の二に規定する高等専門学校、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに長官の指定するこれらに準ずる学校の学長、校長、教授その他長官の指定する職としての勤務を考慮することができるものとする。

改 正 案	現 行
（自衛隊から除かれる部局及び職） 第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号。以下「令」という。）第一条第三項に規定する防衛省令で定める防衛施設庁業務部の内部組織は、労務調査官及び労務管理課とする。 （賞詞の授与） 第一条の二 特別賞詞は、次の各号のいずれかに該当する隊員に対して授与する。 一 四 （略） 五 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣隊員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの 2 第一級賞詞以下の賞詞の授与に関しては、別に定めるもののほか、防衛大臣の定めるところによる。 （賞状の授与） 第二条 （略） 一 三 （略） 2 第一級賞状以下の賞状の授与に関しては、別に定めるものの外、防衛大臣の定めるところによる。	（自衛隊から除かれる部局及び職） 第一条 自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号。以下「令」という。）第一条第三項に規定する内閣府令で定める防衛施設庁業務部の内部組織は、労務調査官及び労務管理課とする。 （賞詞の授与） 第一条の二 特別賞詞は、次の各号のいずれかに該当する隊員に対して授与する。 一 四 （略） 五 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号。以下「派遣職員処遇法」という。）第二条第一項の規定により派遣された者（以下「派遣隊員」という。）であつて、派遣先の機関の業務の遂行に当たり、特に推賞に値する功績のあつたもの 2 第一級賞詞以下の賞詞の授与に関しては、別に定めるものの外、防衛庁長官（以下「長官」という。）の定めるところによる。 （賞状の授与） 第二条 （略） 一 三 （略） 2 第一級賞状以下の賞状の授与に関しては、別に定めるものの外、長官の定めるところによる。

(表彰の上申)

第三条 防衛大臣は、特別賞詞又は特別賞状の授与に該当する事実があると認めるときは、左に掲げる事項を記載して、その旨を内閣総理大臣に上申するものとする。

一〇五 (略)

2 第一級賞詞以下の賞詞又は第一級賞状以下の賞状並びに精勤章による表彰については、防衛大臣の定めるところにより、部隊等の長が上申するものとする。

(表彰の様式)

第四条 (略)

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章及び精勤章の形状及び制式は、防衛大臣の定めるところによる。

(副賞)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一級賞詞以下の賞詞又は第一級賞状以下の賞状に添えて授与する賞金その他の副賞は、防衛大臣の定めるところによる。

(防衛功労章の着用等)

第六条 (略)

2 隊員は、左の各号の一に該当する場合に防衛功労章を着用するを例とする。

一 (略)

二 前号の外、公式の行事その他防衛大臣が定める場合

(表彰の上申)

第三条 長官は、特別賞詞又は特別賞状の授与に該当する事実があると認めるときは、左に掲げる事項を記載して、その旨を内閣総理大臣に上申するものとする。

一〇五 (略)

2 第一級賞詞以下の賞詞又は第一級賞状以下の賞状並びに精勤章による表彰については、長官の定めるところにより、部隊等の長が上申するものとする。

(表彰の様式)

第四条 (略)

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一級防衛功労章、第二級防衛功労章、第三級防衛功労章及び精勤章の形状及び制式は、長官の定めるところによる。

(副賞)

第五条 (略)

2 (略)

3 第一級賞詞以下の賞詞又は第一級賞状以下の賞状に添えて授与する賞金その他の副賞は、長官の定めるところによる。

(防衛功労章の着用等)

第六条 (略)

2 隊員は、左の各号の一に該当する場合に防衛功労章を着用するを例とする。

一 (略)

二 前号の外、公式の行事その他長官が定める場合

3 (略)

4 自衛官並びに予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）が防衛功労章を着用する服装は、防衛大臣の定めるところによる。

(精勤章の着用)

第七条 精勤章は、防衛大臣の定めるところにより、常時着用するものとする。

(防衛功労章又は精勤章の着用停止)

第八条 (略)

2 第一級防衛功労章、第二級防衛功労章若しくは第三級防衛功労章を授与された隊員又は精勤章を授与された隊員が、懲戒処分（懲戒免職の場合を除く。）を受けたときは、防衛大臣の定めるところにより、その着用を停止することができる。

(敬礼)

第十一条 自衛官は、階級又は職責を尊重するため、防衛大臣の定めるところに従い、敬礼を行わなければならない。

(儀式)

第十二条 儀式は、左の各号に掲げるものとする。

一 十二 (略)

2 防衛大臣は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げるもの以外のものを儀式とすることができる。

(荣誉礼)

第十三条 荣誉礼は、荣誉礼受礼資格者が自衛隊を公式に訪問し又は視察

3 (略)

4 自衛官並びに予備自衛官、即ち予備自衛官及び予備自衛官補（以下「予備自衛官等」という。）が防衛功労章を着用する服装は、長官の定めるところによる。

(精勤章の着用)

第七条 精勤章は、長官の定めるところにより、常時着用するものとする。

(防衛功労章又は精勤章の着用停止)

第八条 (略)

2 第一級防衛功労章、第二級防衛功労章若しくは第三級防衛功労章を授与された隊員又は精勤章を授与された隊員が、懲戒処分（懲戒免職の場合を除く。）を受けたときは、長官の定めるところにより、その着用を停止することができる。

(敬礼)

第十一条 自衛官は、階級又は職責を尊重するため、長官の定めるところに従い、敬礼を行わなければならない。

(儀式)

第十二条 (略)

一 十二 (略)

2 長官は、特に必要があると認めるときは、前項に掲げるもの以外のものを儀式とすることができる。

(荣誉礼)

第十三条 荣誉礼は、荣誉礼受礼資格者が自衛隊を公式に訪問し若しくは

する場合その他防衛大臣の定める場合に、栄誉礼受礼資格者に敬意を表するため行う。

2 栄誉礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。

一 六 (略)

七 防衛大臣

八 防衛副大臣

九 防衛大臣政務官

十 十二 (略)

十三 国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者（以下「国賓等」

という。）及び防衛大臣が公式に招待した外国の賓客

十四 前各号に掲げる者のほか、防衛大臣の定める者

(儀じよう)

第十四条 儀じようは、栄誉礼受礼資格者が自衛隊を公式に訪問し又は視察する場合の発着その他防衛大臣の定める場合に際し、栄誉礼受礼資格者等の途上を警衛し、及びこれに敬意を表するため行う。

(と列)

第十四条の二 と列は、栄誉礼受礼資格者であつて防衛大臣が定めるものが自衛隊を公式に訪問し又は視察する場合その他防衛大臣が定める場合に際し、当該栄誉礼資格者を途上において送迎し、及びこれに敬意を表するため行う。

(礼砲)

第十四条の三 礼砲は、防衛大臣が公式に招待した外国の賓客が日本国に到着し及び日本国を離去する場合並びにその他防衛大臣が国際儀礼上必要があると認める場合に際し、国際慣行に従つて行う。

視察する場合又は長官の定める場合に、栄誉礼受礼資格者に敬意を表するため行う。

2 栄誉礼受礼資格者は、次の各号に掲げる者とする。

一 六 (略)

七 長官

八 防衛庁副長官

九 防衛庁長官政務官

十 十二 (略)

十三 国賓又はこれに準ずる賓客として待遇される者（以下「国賓等」

という。）及び長官が公式に招待した外国の賓客

十四 前各号に掲げる者のほか、長官の定める者

(儀じよう)

第十四条 儀じようは、栄誉礼受礼資格者が自衛隊を公式に訪問し若しくは視察する場合の発着又は長官の定める場合に際し、栄誉礼受礼資格者等の途上を警衛し、及びこれに敬意を表するため行う。

(と列)

第十四条の二 と列は、栄誉礼受礼資格者であつて長官が定めるものが自衛隊を公式に訪問し若しくは視察する場合又は長官が定める場合に際し、当該栄誉礼資格者を途上において送迎し、及びこれに敬意を表するため行なう。

(礼砲)

第十四条の三 礼砲は、長官が公式に招待した外国の賓客が日本国に到着し及び日本国を離去する場合並びにその他長官が国際儀礼上必要があると認める場合に際し、国際慣行に従つて行う。

(礼式の実施)

第十五条 礼式の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

2 礼式の実施が職務遂行に支障を及ぼし、又は不適当であると認められるときは、防衛大臣の定めるところにより、その一部若しくは全部を省略し又は変更することができる。

(特殊の服制)

第十九条 防衛大臣は、前三条の服制について、土地の状況若しくは勤務の性質により必要と認める場合又は隊員の所属、職務若しくは技能を識別するために必要と認める場合は、防寒具、部隊章その他の特殊の服制を定めることができる。

(地質及び附属品材料の特例)

第二十条 防衛大臣は、特に必要と認める場合は、第十六条、第十七条及び第十八条の規定にかかわらず、自衛官、予備自衛官等及び学生の服制中地質及び附属品材料について臨時に特例を設けることができる。

(隊員の採用)

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、学生及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合の選考によることができる。

2 自衛官及び学生以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち防衛大臣の指定するものについては試験による。

(試験の方法)

(礼式の実施)

第十五条 礼式の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

2 礼式の実施が職務遂行に支障を及ぼし、又は不適当であると認められるときは、長官の定めるところにより、その一部若しくは全部を省略し又は変更することができる。

(特殊の服制)

第十九条 長官は、前三条の服制について、土地の状況若しくは勤務の性質により必要と認める場合又は隊員の所属、職務若しくは技能を識別するために必要と認める場合は、防寒具、部隊章その他の特殊の服制を定めることができる。

(地質及び附属品材料の特例)

第二十条 長官は、特に必要と認める場合は、第十六条、第十七条及び第十八条の規定にかかわらず、自衛官、予備自衛官等及び学生の服制中地質及び附属品材料について臨時に特例を設けることができる。

(隊員の採用)

第二十一条 自衛官（法第四十五条の二第一項の規定により採用される自衛官を除く。）、学生及び予備自衛官補の採用は試験による。ただし、長官の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官並びに当該技術及び知識を有する予備自衛官補に採用する場合は選考によることができる。

2 自衛官及び学生以外の隊員（予備自衛官等を除く。）の採用は選考による。ただし、これらの隊員のうち長官の指定するものについては試験による。

(試験の方法)

第二十二條 (略)

2 自衛官及び予備自衛官補の採用試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

(選考の基準)

第二十三條 (略)

2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第三条第一項に規定する自衛隊教官である教官(以下別表第六の二において単に「教官」という。)の採用のための選考は、別表第六の二に定める資格要件を有する者の中からこれを行う。

3 (略)

4 自衛官及び予備自衛官補の採用のための選考の基準は、防衛大臣が定める。

(自衛官の採用時の階級)

第二十四條 (略)

2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官(以下「幹部自衛官」という。)の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は防衛大臣の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。ただし、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官のうち専ら教育訓練のみを受けるものは、防衛大臣の定めるところにより、三等陸士、三等海士又は三等空士にそれぞれ採用するものとする。

3 防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官に採用する場合には、第一項の規定にかかわらず防衛大臣の定める階級に採用することができる。

4 (略)

第二十二條 (略)

2 自衛官及び予備自衛官補の採用試験において、長官が必要と認める場合には、前項に規定する試験の方法のほか、適性検査を行うことができる。

(選考の基準)

第二十三條 (略)

2 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第三条第一項に規定する自衛隊教官である教官(以下別表第六の二において単に「教官」という。)の採用のための選考は、別表第六の二に定める資格要件を有する者の中からこれを行う。

3 (略)

4 自衛官及び予備自衛官補の採用のための選考の基準は、長官が定める。

(自衛官の採用時の階級)

第二十四條 (略)

2 三等陸尉、三等海尉又は三等空尉以上の自衛官(以下「幹部自衛官」という。)の候補者たる自衛官は陸曹長、海曹長又は空曹長に、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官は長官の定めるところにより二等陸士、二等海士又は二等空士にそれぞれ採用するものとする。ただし、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官のうち専ら教育訓練のみを受けるものは、長官の定めるところにより、三等陸士、三等海士又は三等空士にそれぞれ採用するものとする。

3 長官の定める特殊又は高度の技術及び知識を必要とする職務を担当する自衛官に採用する場合には、第一項の規定にかかわらず長官の定める階級に採用することができる。

4 (略)

(年齢の範囲)

第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において防衛大臣の定める年齢の者から行うものとする。

一・二 (略)

三 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳(防衛大臣が定める場合にあつては、十八歳以上で防衛大臣の定める年齢) 以上三十歳未満

(筆記試験)

第二十六条 (略)

一・三 (略)

2 前項に規定する筆記試験において、防衛大臣が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を二等陸士、二等海士又は二等空士に採用するための筆記試験は、防衛大臣が定める科目につき、学校教育法に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

(身体検査)

第二十七条 自衛官の身体検査においては、左の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

一・八 (略)

九 前各号の外、防衛大臣の定める基準。

2 前項の基準によることが適当でない自衛官についての身体検査においては、別に防衛大臣が定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

(年齢の範囲)

第二十五条 次の各号に掲げる自衛官の採用は、それぞれ当該各号に定める年齢の範囲内において長官の定める年齢の者から行うものとする。

一・二 (略)

三 幹部自衛官の候補者たる自衛官 年齢二十二歳(長官が定める場合にあつては、十八歳以上で長官の定める年齢) 以上三十歳未満

(筆記試験)

第二十六条 (略)

一・三 (略)

2 前項に規定する筆記試験において、長官が必要と認める場合には、同項各号に掲げる科目以外の科目についても試験を行うことができる。

3 前二項の規定にかかわらず、陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官を二等陸士、二等海士又は二等空士に採用するための筆記試験は、長官が定める科目につき、学校教育法に定める高等学校卒業程度の学力について試験するものとする。

(身体検査)

第二十七条 自衛官の身体検査においては、左の各号に定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

一・八 (略)

九 前各号の外、長官の定める基準。

2 前項の基準によることが適当でない自衛官についての身体検査においては、別に長官が定める基準に該当する者をもつてその合格者とする。

る。

(予備自衛官補の採用)

第二十七条の二 予備自衛官補は、十八歳以上三十四歳未満の者から採用する。ただし、防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、十八歳以上五十五歳未満の者から採用することができる。

2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第二十六条第一項及び第二項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて防衛大臣が定める。

3 (略)

(昇任に要する期間)

第二十九条 自衛官の昇任のための選考(前条第二項の選考を除く。)又は試験(前条第一項第一号から第三号までに掲げる昇任のための試験を除く。)は、昇任しようとする階級の直近下位の階級(同項第四号から第六号までに掲げる昇任のための試験にあつては、それぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長の階級)において、別表第七に定める期間勤務した者について行わなければならない。ただし、勤務成績が防衛大臣の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者については同表に定める期間の八割の期間をもつて、防衛大臣の定める特殊な職務に従事する者については別に防衛大臣の定める期間をもつて同表に定める期間に代えることができる。

2 (略)

(特別昇任)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する自衛官は、第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その者を一階級又は二階級上位の階級に昇任させることができる。

(予備自衛官補の採用)

第二十七条の二 予備自衛官補は、十八歳以上三十四歳未満の者から採用する。ただし、長官の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する予備自衛官補は、十八歳以上五十五歳未満の者から採用することができる。

2 予備自衛官補の筆記試験の科目及び程度は、第二十六条第一項及び第二項に規定する筆記試験の科目及び程度に準じて長官が定める。

3 (略)

(昇任に要する期間)

第二十九条 自衛官の昇任のための選考(前条第二項の選考を除く。)又は試験(前条第一項第一号から第三号までに掲げる昇任のための試験を除く。)は、昇任しようとする階級の直近下位の階級(同項第四号から第六号までに掲げる昇任のための試験にあつては、それぞれ陸曹長、海曹長又は空曹長の階級)において、別表第七に定める期間勤務した者について行わなければならない。ただし、勤務成績が長官の定める勤務の評定において最上級の区分に属するものとされている者については同表に定める期間の八割の期間をもつて、長官の定める特殊な職務に従事する者については別に長官の定める期間をもつて同表に定める期間に代えることができる。

2 (略)

(特別昇任)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する自衛官は、第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、選考によつて、その者を一階級又は二階級上位の階級に昇任させることができる。

一〇三 (略)

四 前各号のほか、防衛大臣が特に定めた場合に該当する者

(幹部自衛官の候補者等の昇任の特例)

第三十一条 幹部自衛官の候補者たる自衛官及び陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官の昇任については第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、防衛大臣が別に定めるところによる。

(予備自衛官及び即応予備自衛官の採用)

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの勤務成績（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの勤務成績を含む。）に基づく選考による。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

(階級の指定)

第三十四条 (略)

2 任命権者は、予備自衛官補から任用した予備自衛官に対し、二等陸士、二等海士又は二等空士の階級を指定しなければならない。ただし、当該予備自衛官が防衛大臣の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する場合にあつては、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級のうち防衛大臣の定めるものを指定することができる。

(昇進)

第三十五条 任命権者は、予備自衛官及び即応予備自衛官が防衛大臣の定める期間訓練を受け、かつ、優秀な成績を収めたとき、又は高度の技術及び知識を習得したとき、その者を現に指定されている自衛官の階級より一階級上位の階級を指定して昇進させることができる。

一〇三 (略)

四 前各号のほか、長官が特に定めた場合に該当する者

(幹部自衛官の候補者等の昇任の特例)

第三十一条 幹部自衛官の候補者たる自衛官及び陸曹候補者、海曹候補者又は空曹候補者たる自衛官の昇任については第二十八条及び第二十九条の規定にかかわらず、長官が別に定めるところによる。

(予備自衛官及び即応予備自衛官の採用)

第三十二条 予備自衛官及び即応予備自衛官の採用は、志願者が自衛官であつたときの勤務成績（その者が予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときは、当該予備自衛官又は即応予備自衛官であつたときの勤務成績を含む。）に基づく選考による。ただし、長官は、必要があると認めるときは、口述試験をあわせて行うことができる。

(階級の指定)

第三十四条 (略)

2 任命権者は、予備自衛官補から任用した予備自衛官に対し、二等陸士、二等海士又は二等空士の階級を指定しなければならない。ただし、当該予備自衛官が長官の定める特殊又は高度の技術及び知識を有する場合にあつては、三等陸曹、三等海曹又は三等空曹以上の階級のうち長官の定めるものを指定することができる。

(昇進)

第三十五条 任命権者は、予備自衛官及び即応予備自衛官が長官の定める期間訓練を受け、かつ、優秀な成績を収めたとき、又は高度の技術及び知識を習得したとき、その者を現に指定されている自衛官の階級より一階級上位の階級を指定して昇進させることができる。

(雑則)

第三十六条 本節に定めるもののほか、試験及び選考の方法及び手続に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(勤務時間)

第四十三条 自衛官の勤務時間は、防衛大臣の定める日課によるものとする。

2・3 (略)

第四十四条 (略)

2 法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員（以下この節において「再任用短時間勤務隊員」という。）の勤務時間は、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、防衛大臣の定める者（第三項から第六項まで、第九項及び第十項において「官房長等」という。）が定める。

3 (略)

4 防衛大臣は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、官房長等は、再任用短時間勤務隊員については、防衛大臣の定めるところにより、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることができる。

5 官房長等は、試験研究に関する業務に従事する自衛官以外の隊員（学生、予備自衛官等及び非常勤の隊員（再任用短時間勤務隊員を除く。）を除く。以下同じ。）で防衛大臣の定めるものについて、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、防衛大臣の定めるところにより、自衛

(委任規定)

第三十六条 本節に定めるものの外、試験及び選考の方法及び手続に關し必要な事項は、長官が定める。

(勤務時間)

第四十三条 自衛官の勤務時間は、長官の定める日課によるものとする。

2・3 (略)

第四十四条 (略)

2 法第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める隊員（以下この節において「再任用短時間勤務隊員」という。）の勤務時間は、一週間当たり十六時間から三十二時間までの範囲内で、長官の定める者（第三項から第六項まで、第九項及び第十項において「官房長等」という。）が定める。

3 (略)

4 長官は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき八時間の勤務時間を割り振るものとする。ただし、官房長等は、再任用短時間勤務隊員については、長官の定めるところにより、一週間ごとの期間について、一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振ることができる。

5 官房長等は、試験研究に関する業務に従事する自衛官以外の隊員（学生、予備自衛官等及び非常勤の隊員（再任用短時間勤務隊員を除く。）を除く。以下同じ。）で長官の定めるものについて、始業及び終業の時刻について自衛官以外の隊員の申告を考慮して当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることが隊務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、長官の定めるところにより、自衛官以外の

官以外の隊員の申告を経て、四週間ごとの期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。

6 官房長等は、法第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（以下この項から第八項までにおいて「第一号任期付研究員」という。）の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、防衛大臣の定めるところにより、前二項の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、防衛大臣の定めるところにより、その勤務の状況について官房長等に報告しなければならない。

7 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、防衛大臣の定める時間帯について第四項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この節において「休日」という。）その他の防衛大臣の定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

8・9（略）

10 官房長等は、前項の規定により休養日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務隊員にあつては、八日以上）の休養日を設け、及び当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情により、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務隊員にあつては、八日以上）の休養日を設け、又は当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困

隊員の申告を経て、四週間ごとの期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように当該自衛官以外の隊員の勤務時間を割り振ることができる。

6 官房長等は、法第三十六条の二第一項第一号の規定により任期を定めて採用された自衛官以外の隊員（以下この項から第八項までにおいて「第一号任期付研究員」という。）の職務につき、その職務の性質上時間配分の決定その他の職務遂行の方法を大幅に当該第一号任期付研究員の裁量にゆだねることが当該第一号任期付研究員に係る研究業務の能率的な遂行のため必要であると認める場合には、当該第一号任期付研究員を、長官の定めるところにより、前二項の規定による勤務時間の割振りを行わないで、その職務に従事させることができる。この場合において、当該第一号任期付研究員は、長官の定めるところにより、その勤務の状況について官房長等に報告しなければならない。

7 前項の場合における第一号任期付研究員については、月曜日から金曜日までの五日間において、長官の定める時間帯について第四項の規定により一日につき八時間の勤務時間を割り振られたものとみなし、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日（以下この節において「休日」という。）その他の長官の定める日を除き、当該勤務時間を勤務したものとみなす。

8・9（略）

10 官房長等は、前項の規定により休養日及び勤務時間の割振りを定める場合には、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務隊員にあつては、八日以上）の休養日を設け、及び当該期間につき第一項（再任用短時間勤務隊員にあつては、第二項）に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は職務の遂行上の特別の事情により、四週間ごとの期間につき八日（再任用短時間勤務隊員にあつては、八日以上）の休養日を設け、又は当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困

難である自衛官以外の隊員について、防衛大臣の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で休養日を設け、及び当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

11 防衛大臣の定める者（以下この節において「所属長」という。）は、自衛官以外の隊員に第三項及び前二項の規定による休養日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、防衛大臣の定めるところにより、これらの規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち防衛大臣の定める期間内にある勤務日を休養日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

12 防衛大臣は、自衛隊の行動に際しては、前九項の規定にかかわらず、休養日及び勤務時間の割振りについて別段の定めをすることができる。

13 第四項、第五項及び前四項の規定により勤務時間が割り振られた日（第四十五条の三第一項において「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で防衛大臣の定めるものを命ぜられた自衛官以外の隊員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

第四十五条の三 所属長は、自衛官以外の隊員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、防衛大臣の定めるところにより、当該休日前に、代休日として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

難である自衛官以外の隊員について、長官の定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で休養日を設け、及び当該期間につき同項に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。

11 長官の定める者（以下この節において「所属長」という。）は、自衛官以外の隊員に第三項及び前二項の規定による休養日において特に勤務することを命ずる必要がある場合には、長官の定めるところにより、これらの規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日」という。）のうち長官の定める期間内にある勤務日を休養日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振り、又は当該期間内にある勤務日の勤務時間のうち四時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を当該勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることができる。

12 長官は、自衛隊の行動に際しては、前九項の規定にかかわらず、休養日及び勤務時間の割振りについて別段の定めをすることができる。

13 第四項、第五項及び前四項の規定により勤務時間が割り振られた日（第四十五条の三第一項において「勤務日等」という。）に通常の勤務場所を離れる勤務のうち研修その他の勤務する時間帯が定められる勤務で長官の定めるものを命ぜられた自衛官以外の隊員については、当該勤務を命ぜられた時間をこれらの規定により割り振られた勤務時間とみなす。

第四十五条の三 所属長は、自衛官以外の隊員に休日である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部（次項において「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、長官の定めるところにより、当該休日前に、代休日として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。

2 (略)	(年次休暇)
第四十七条 (略)	2 自衛官の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
一 (略)	二 次号に掲げる自衛官以外の自衛官であつて、当該年において国家公務員(自衛官を除く。)、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(次項において「公庫」という。)その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち防衛大臣が定めるものに使用される者(以下この項において「国家公務員等」という。)となつた者で引き続き新たに自衛官となつたもの 第一号に掲げる日数のほか、その年の国家公務員等としての在職期間等を考慮して防衛大臣が定める日数
三 当該年の前年において国家公務員等であつた者で引き続き当該年に新たに自衛官となつたものその他防衛大臣が定める自衛官 第一号に掲げる日数のほか、国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮して防衛大臣が定める日数	3 自衛官以外の隊員(以下この項において「事務官等」という。)の年次休暇の日数は、一の年において、次の各号に掲げる事務官等の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
一 次号及び第三号に掲げる事務官等以外の事務官等 二十日(再任用短時間勤務隊員にあつては、その者の一週間当たりの勤務時間を考慮し二十日を超えない範囲内で防衛大臣の定める日数)	二 次号に掲げる事務官等以外の事務官等であつて、当該年の中途にお
2 (略)	(年次休暇)
第四十七条 (略)	2 自衛官の年次休暇の日数は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
一 (略)	二 次号に掲げる自衛官以外の自衛官であつて、当該年において国家公務員(自衛官を除く。)、地方公務員又は公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(次項において「公庫」という。)その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち長官が定めるものに使用される者(以下この項において「国家公務員等」という。)となつた者で引き続き新たに自衛官となつたもの 第一号に掲げる日数のほか、その年の国家公務員等としての在職期間等を考慮して長官が定める日数
三 当該年の前年において国家公務員等であつた者で引き続き当該年に新たに自衛官となつたものその他長官が定める自衛官 第一号に掲げる日数のほか、国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮して長官が定める日数	3 自衛官以外の隊員(以下この項において「事務官等」という。)の年次休暇の日数は、一の年において、次の各号に掲げる事務官等の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。
一 次号及び第三号に掲げる事務官等以外の事務官等 二十日(再任用短時間勤務隊員にあつては、その者の一週間当たりの勤務時間を考慮し二十日を超えない範囲内で長官の定める日数)	二 次号に掲げる事務官等以外の事務官等であつて、当該年の中途にお

いて新たに事務官等となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの。その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で防衛大臣が定める日数

三 当該年の前年において国家公務員（事務官等を除く。）、地方公務員又は公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち防衛大臣が定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であつた者で引き続き当該年に新たに事務官等となつたものその他防衛大臣が定める事務官等 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に第五項の防衛大臣が定める日数を加えた日数を超えない範囲内で防衛大臣が定める日数

4
（略）

5 自衛官以外の隊員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、防衛大臣が定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

6・7
（略）

（病気休暇）

第四十八条 （略）

2・3
（略）

4 病気休暇については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（特別休暇）

第四十九条 隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一（二）
（略）

いて新たに事務官等となり、又は任期が満了することにより退職することとなるもの。その年の在職期間等を考慮し二十日を超えない範囲内で長官が定める日数

三 当該年の前年において国家公務員（事務官等を除く。）、地方公務員又は公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち長官が定めるものに使用される者（以下この号において「国家公務員等」という。）であつた者で引き続き当該年に新たに事務官等となつたものその他長官が定める事務官等 国家公務員等としての在職期間及びその在職期間中における年次休暇に相当する休暇の残日数等を考慮し、二十日に第五項の長官が定める日数を加えた日数を超えない範囲内で長官が定める日数

4
（略）

5 自衛官以外の隊員の年次休暇（この項の規定により繰り越されたものを除く。）は、長官が定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。

6・7
（略）

（病気休暇）

第四十八条 （略）

2・3
（略）

4 病気休暇については、長官の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

（特別休暇）

第四十九条 隊員の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に掲げる期間とする。

一（二）
（略）

二の三 隊員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日の範囲内の期間

イ（略）

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて防衛大臣が定めるものにおける活動

ハ（略）

三 隊員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき防衛大臣が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間

四 妊娠中又は出産後一年以内の女子である隊員が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合 防衛大臣の定める期間

四の二 妊娠中の女子である隊員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり休息又は補食することが必要と認められる場合 防衛大臣の定める期間

五 妊娠中の女子である隊員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 防衛大臣の定める期間

六（略）

九 隊員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 防衛大臣が定める期間内における二日（再任用短時間勤務隊員にあつては、十六時間）の範囲内の期間

二の三 隊員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年において五日の範囲内の期間

イ（略）

ロ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて長官が定めるものにおける活動

ハ（略）

三 隊員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき長官が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間

四 妊娠中又は出産後一年以内の女子である隊員が母子保健法（昭和四十年法律第四十一号）第十条に規定する保健指導又は同法第十三条に規定する健康診査を受けるため勤務しない場合 長官の定める期間

四の二 妊娠中の女子である隊員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があり休息又は補食することが必要と認められる場合 長官の定める期間

五 妊娠中の女子である隊員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 長官の定める期間

六（略）

九 隊員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 長官が定める期間内における二日（再任用短時間勤務隊員にあつては、十六時間）の範囲内の期間

九の二 隊員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する隊員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日（再任用短時間勤務隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、防衛大臣が定める時間）の範囲内の期間

九の三 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する隊員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（再任用短時間勤務隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、防衛大臣が定める時間）の範囲内の期間

十 隊員の親族（防衛大臣が定める親族に限る。）が死亡した場合で、隊員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ防衛大臣が定める範囲内の期間

十一 隊員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後防衛大臣の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十二（略）

十二の二 隊員が総合的な健康診査で防衛大臣の定めるものを受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一日の範囲内の期間（特別の事情があると防衛大臣が認めるときは、一日を超え防衛大臣が定める期間）

十三（略）

十七 前各号のほか防衛大臣の定める場合 防衛大臣の定める期間

九の二 隊員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する隊員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における五日（再任用短時間勤務隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、長官が定める時間）の範囲内の期間

九の三 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する隊員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年において五日（再任用短時間勤務隊員にあつては、その者の勤務時間を考慮し、長官が定める時間）の範囲内の期間

十 隊員の親族（長官が定める親族に限る。）が死亡した場合で、隊員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ長官が定める範囲内の期間

十一 隊員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後長官の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十二（略）

十二の二 隊員が総合的な健康診査で長官の定めるものを受けるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 一日の範囲内の期間（特別の事情があると長官が認めるときは、一日を超え長官が定める期間）

十三（略）

十七 前各号のほか長官の定める場合 長官の定める期間

2 前項に定めるもののほか、自衛官の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊が引き続き三十日を超える長期の行動をした場合においてその行動に参加した自衛官に特に休暇を与える必要があると防衛大臣の認めるとき 十日を超えない範囲内において行動十五日につき一日の割合の日

二 防衛大臣の定める特別の事由に基づき、特に休暇を与える必要があると認める場合 十日を超えない範囲内（その者について特殊の事情があるときは、二十日を超えない範囲内）において必要と認める日

3
(略)

4 特別休暇（防衛大臣が定めるものを除く。）については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

(介護休暇)

第四十九条の二 介護休暇は、隊員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他防衛大臣の定める者で負傷、疾病又は老齢により防衛大臣の定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2
(略)

3 介護休暇については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

(即応予備自衛官の訓練招集期間)

第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する防衛省令で定める期間（次項及び第五十条において「訓練招集期間」という。）は、三十日

2 前項に定めるもののほか、自衛官の特別休暇は、次の各号に掲げる場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

一 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊が引き続き三十日を超える長期の行動をした場合においてその行動に参加した自衛官に特に休暇を与える必要があると長官の認めるとき 十日を超えない範囲内において行動十五日につき一日の割合の日

二 長官の定める特別の事由に基づき、特に休暇を与える必要があると認める場合 十日を超えない範囲内（その者について特殊の事情があるときは、二十日を超えない範囲内）において必要と認める日

3
(略)

4 特別休暇（長官が定めるものを除く。）については、長官の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

(介護休暇)

第四十九条の二 介護休暇は、隊員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他長官の定める者で負傷、疾病又は老齢により長官の定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2
(略)

3 介護休暇については、長官の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

(即応予備自衛官の訓練招集期間)

第四十九条の四 法第七十五条の五第三項に規定する内閣府令で定める期間（次項及び第五十条において「訓練招集期間」という。）は、三十日

とする。

2 防衛大臣は、前項の規定にかかわらず、法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した者に係る訓練招集期間を、当該自衛官となつて勤務した日数の範囲内において減じた期間とすることができる。

（雑則）

第五十条 この節に定めるもののほか、隊員並びに学生、非常勤の隊員及び訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官等の勤務時間及び休暇並びに訓練招集期間及び教育訓練招集期間に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（陸上自衛官及び航空自衛官の営舎内居住義務）

第五十一条 陸曹長又は空曹長以下の自衛官は、防衛大臣の指定する集团的居住場所（以下「営舎」という。）に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

（海上自衛官の船舶内及び営舎内居住義務）

第五十二条 船舶（防衛大臣の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた海上自衛官は、防衛大臣の指定する船舶内に居住しなければならない。2 前項以外の海上自衛官で海曹長以下の者は、営舎内に居住しなければならない。ただし、防衛大臣の定めるところに従い、防衛大臣の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

（幹部自衛官等の営舎外居住）

第五十三条 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、防衛大臣の

とする。

2 長官は、前項の規定にかかわらず、法第七十五条の四第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつて勤務した者に係る訓練招集期間を、当該自衛官となつて勤務した日数の範囲内において減じた期間とすることができる。

（委任規定）

第五十条 この節に定めるもののほか、隊員並びに学生、非常勤の隊員及び訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官等の勤務時間及び休暇並びに訓練招集期間及び教育訓練招集期間に関し必要な事項は、長官が定める。

（陸上自衛官及び航空自衛官の営舎内居住義務）

第五十一条 陸曹長又は空曹長以下の自衛官は、長官の指定する集团的居住場所（以下「営舎」という。）に居住しなければならない。ただし、長官の定めるところに従い、長官の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

（海上自衛官の船舶内及び営舎内居住義務）

第五十二条 船舶（長官の定める船舶を除く。）に乗組を命ぜられた海上自衛官は、長官の指定する船舶内に居住しなければならない。2 前項以外の海上自衛官で海曹長以下の者は、営舎内に居住しなければならない。ただし、長官の定めるところに従い、長官の指定する者の許可を受けた者は、営舎外に居住することができる。

（幹部自衛官等の営舎外居住）

第五十三条 幹部自衛官並びに准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官（前条第一項の規定により船舶内に居住すべき者を除く。）は、長官の定め

定めるところに従い、営舎外に居住するものとする。

(営舎内居住命令)

第五十五条 防衛大臣又はその指定する者は、幹部自衛官、准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官並びに許可を得て営舎外に居住している自衛官に対して、勤務のため特に必要があるときは、いつでも営舎内に居住を命ずることができる。

(予備自衛官等の営舎内居住義務)

第五十六条 訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官等は、防衛大臣の定めるところに従い、営舎その他の施設内に居住しなければならない。

(隊員の遵守事項)

第五十七条 (略)

一六 (略)

2 前項各号に定めるもののほか、隊員の遵守すべき事項については、防衛大臣が定める。

(停職者の服務)

第五十八条 (略)

2 停職の処分を受けた隊員は、停職期間の満了に因り職務に復帰するに際し、防衛大臣の定めるところにより、当該停職を命じた上官に対して誓約を行うものとする。

(兼職)

第六十条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、防衛大臣の承認を得て、防衛省以外の国家機関の職、独立行政法人通則法(平成十

と)ところに従い、営舎外に居住するものとする。

(営舎内居住命令)

第五十五条 長官又はその指定する者は、幹部自衛官、准陸尉、准海尉及び准空尉たる自衛官並びに許可を得て営舎外に居住している自衛官に対して、勤務のため特に必要があるときは、いつでも営舎内に居住を命ずることができる。

(予備自衛官等の営舎内居住義務)

第五十六条 訓練招集中又は教育訓練招集中の予備自衛官等は、長官の定めるところに従い、営舎その他の施設内に居住しなければならない。

(隊員の遵守事項)

第五十七条 (略)

一六 (略)

2 前項各号に定めるもののほか、隊員の遵守すべき事項については、長官が定める。

(停職者の服務)

第五十八条 (略)

2 停職の処分を受けた隊員は、停職期間の満了に因り職務に復帰するに際し、長官の定めるところにより、当該停職を命じた上官に対して誓約を行うものとする。

(兼職)

第六十条 隊員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、長官の承認を得て、防衛庁以外の国家機関の職、独立行政法人通則法(平成十一年

一年法律第百三十三号) 第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職若しくは日本郵政公社(以下この条及び第六十三条において「公社」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができる。

一・二 (略)

三 隊員の防衛省における職と勤務時間が重ならない他の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就く場合

四 (略)

五 前各号のほか、隊員が他の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことによつて、当該隊員の防衛省における職務の遂行に著しい支障がないと防衛大臣が認める場合

2 自衛隊法施行令第五十二条又は前項の規定により、隊員が防衛省以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くこととなつた場合において、その職の勤務時間のうち当該隊員の防衛省における職の勤務時間と重ならない部分に対しては、給与を受けることができる。

(在職中の営利企業体の地位への就職)

第六十一条 防衛大臣は、隊員が営利を目的とする会社その他の団体(以下「営利企業体」という。)の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営むことについて、その隊員の占めている職務とそのつこうとする地位又は営もうとする企業との間に特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、且つ、それらの地位につき又はその企業を営むことにより、その職務の遂行に支障を生ずることがないと認める場合に限り、これを承認することができる。

2・3 (略)

法律第百三十三号) 第二条第二項に規定する特定独立行政法人(以下この条及び第六十三条において「特定独立行政法人」という。)の職若しくは日本郵政公社(以下この条及び第六十三条において「公社」という。)の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことができる。

一・二 (略)

三 隊員の防衛庁における職と勤務時間が重ならない他の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就く場合

四 (略)

五 前各号のほか、隊員が他の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くことによつて、当該隊員の防衛庁における職務の遂行に著しい支障がないと長官が認める場合

2 自衛隊法施行令第五十二条又は前項の規定により、隊員が防衛庁以外の国家機関の職、特定独立行政法人の職若しくは公社の職を兼ね、又は地方公共団体の機関の職に就くこととなつた場合において、その職の勤務時間のうち当該隊員の防衛庁における職の勤務時間と重ならない部分に対しては、給与を受けることができる。

(在職中の営利企業体の地位への就職)

第六十一条 長官は、隊員が営利を目的とする会社その他の団体(以下「営利企業体」という。)の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位につき、又は自ら営利企業を営むことについて、その隊員の占めている職務とそのつこうとする地位又は営もうとする企業との間に特別な利害関係がなく、又はその発生のおそれがなく、且つ、それらの地位につき又はその企業を営むことにより、その職務の遂行に支障を生ずることがないと認める場合に限り、これを承認することができる。

2・3 (略)

(離職後の営利企業体の地位への就職)

第六十二条 法第六十二条第二項に規定する防衛省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 条件付採用期間中の隊員(防衛大臣の定める隊員を除く。)
- 三 (略)
- 四 幹部自衛官の候補者として陸曹長、海曹長又は空曹長に採用された自衛官で防衛大臣の定めるもの
- 五 (略)

2 防衛大臣及び法第六十二条第三項の規定による営利企業体への就職の承認の権限の委任を受けた者(以下この条において「承認権者」という。)は、隊員の営利企業体への就職については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該営利企業体への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

- 一 離職前五年間に、防衛省本省に在職した隊員は防衛省本省と、防衛施設庁に在職した隊員は防衛施設庁と営利企業体との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある隊員(防衛大臣の定める隊員を除く。)
- が、当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

二 防衛省本省又は防衛施設庁と承認に係る営利企業体との間の離職前五年間における契約関係が防衛大臣の定める基準に該当する場合

三 隊員が就くことを承諾し又は就こうとする営利企業体の地位の職務内容に、離職前五年間に、防衛省本省に在職した隊員は防衛省本省との、防衛施設庁に在職した隊員は防衛施設庁との契約の折衝等の業務が含まれる場合

3 防衛大臣又は承認権者は、職務と責任に特殊性がある隊員又は任用若

(離職後の営利企業体の地位への就職)

第六十二条 法第六十二条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 (略)
- 二 条件付採用期間中の隊員(長官の定める隊員を除く。)
- 三 (略)
- 四 幹部自衛官の候補者として陸曹長、海曹長又は空曹長に採用された自衛官で長官の定めるもの
- 五 (略)

2 長官及び法第六十二条第三項の規定による営利企業体への就職の承認の権限の委任を受けた者(以下この条において「承認権者」という。)は、隊員の営利企業体への就職については、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、当該営利企業体への就職により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合に限り、これを承認することができる。

- 一 離職前五年間に、防衛庁本庁に在職した隊員は防衛庁本庁と、防衛施設庁に在職した隊員は防衛施設庁と営利企業体との間の契約の締結又は履行に携わった期間のある隊員(長官の定める隊員を除く。)
- が、当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合

二 防衛庁本庁又は防衛施設庁と承認に係る営利企業体との間の離職前五年間における契約関係が長官の定める基準に該当する場合

三 隊員が就くことを承諾し又は就こうとする営利企業体の地位の職務内容に、離職前五年間に、防衛庁本庁に在職した隊員は防衛庁本庁との、防衛施設庁に在職した隊員は防衛施設庁との契約の折衝等の業務が含まれる場合

3 長官又は承認権者は、職務と責任に特殊性がある隊員又は任用若しく

しくは離職について特別の事情のある隊員の営利企業体への就職として防衛大臣が定めるものについては、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、これを承認することができる。高度の専門的な知識経験その他の能力を有する隊員の営利企業体への就職についても、営利企業体からの要請に応じ、当該能力を必要とする当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合において、防衛大臣が公務の公正性の確保に支障が生じないと認めるときは、同様とする。

4 (略)

5 防衛大臣は、必要があると認めるときは、承認権者に対し、営利企業体への就職に関する事務の実施状況について報告を求め、及び監査を行うことができる。

6 防衛大臣は、承認権者が行つた営利企業体への就職の承認がこの条の規定に反すると認める場合には、これを取り消すことができる。

(他の職又は事業への関与)

第六十三条 第六十一条の規定は、隊員が報酬を受けて、国家机关、特定独立行政法人、公社若しくは地方公共団体の機関の職以外の職に就き、又は営利企業体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位以外の地位に就き、又は営利企業以外の事業を行う場合の防衛大臣の承認及び隊員の義務について準用する。

(承認の権限の委任)

第六十四条 防衛大臣は、第六十条、第六十一条及び前条に規定する承認の権限の一部を部内の上級の隊員に委任することができる。

(承認の申請手続)

第六十五条 第六十条、第六十一条、第六十二条第二項、第三項及び第四

は離職について特別の事情のある隊員の営利企業体への就職として長官が定めるものについては、公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合は、前項の規定にかかわらず、これを承認することができる。高度の専門的な知識経験その他の能力を有する隊員の営利企業体への就職についても、営利企業体からの要請に応じ、当該能力を必要とする当該営利企業体の地位に就くことを承諾し又は就こうとする場合において、長官が公務の公正性の確保に支障が生じないと認めるときは、同様とする。

4 (略)

5 長官は、必要があると認めるときは、承認権者に対し、営利企業体への就職に関する事務の実施状況について報告を求め、及び監査を行うことができる。

6 長官は、承認権者が行つた営利企業体への就職の承認がこの条の規定に反すると認める場合には、これを取り消すことができる。

(他の職又は事業への関与)

第六十三条 第六十一条の規定は、隊員が報酬を受けて、国家机关、特定独立行政法人、公社若しくは地方公共団体の機関の職以外の職に就き、又は営利企業体の役員若しくは顧問の地位その他これらに相当する地位以外の地位に就き、又は営利企業以外の事業を行う場合の長官の承認及び隊員の義務について準用する。

(承認の権限の委任)

第六十四条 長官は、第六十条、第六十一条及び前条に規定する承認の権限の一部を部内の上級の隊員に委任することができる。

(承認の申請手続)

第六十五条 第六十条、第六十一条、第六十二条第二項、第三項及び第四

項並びに第六十三条に規定する承認の申請の手續に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(供述聴取)

第七十六条 (略)

2 懲戒権者は、防衛大臣の定めるところにより、前項の供述の聴取を部下の上級の隊員に命じて行わせることができる。

(報告)

第八十条 懲戒権者が、懲戒処分を行つたときは、防衛大臣の定めるところにより、その結果を上級の懲戒権者に報告しなければならない。

(在職期間)

第八十六条の二 法第七十五条の七に規定する防衛省令で定める期間は、二年九月とする。

(勤続報奨金の支給)

第八十六条の三 (略)

2 前項に定めるもののほか、勤続報奨金の支給方法その他勤続報奨金の支給に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(物品の提供権者)

第八十六条の四 法第七十七条の三第一項、第八十四条の四第一項及び第一百条の六第一項の規定並びに法附則第七項各号の規定（日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適用がある場合に限る。）により委任を受けた者は、次に掲げる者とする。

項並びに第六十三条に規定する承認の申請の手續に關し必要な事項は、長官が定める。

(供述聴取)

第七十六条 (略)

2 懲戒権者は、長官の定めるところにより、前項の供述の聴取を部下の上級の隊員に命じて行わせることができる。

(報告)

第八十条 懲戒権者が、懲戒処分を行つたときは、長官の定めるところにより、その結果を上級の懲戒権者に報告しなければならない。

(在職期間)

第八十六条の二 法第七十五条の七に規定する内閣府令で定める期間は、二年九月とする。

(勤続報奨金の支給)

第八十六条の三 (略)

2 前項に定めるもののほか、勤続報奨金の支給方法その他勤続報奨金の支給に關し必要な事項は、長官が定める。

(物品の提供権者)

第八十六条の四 法第七十七条の三第一項、第一百条の九第一項及び第一百条の十第一項の規定並びに法附則第十七項及び第十九項の規定（日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に關する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の適用がある場合に限る。）により委任を受けた者は、次に掲げる者とする。

- 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長のうち防衛大臣の指定する者

三 法第二十二條第二項の規定に基づき臨時に編成される部隊の長のうち防衛大臣の指定する者

2 法第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊による行動関連措置（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第二條第五号に規定する行動関連措置をいう。）としての物品の提供又は法第八十四條の四第二項第四号に規定する国際平和協力業務の実施を命ぜられた自衛隊による国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動（国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律（平成四年法律第七十九号）第三條第一号及び第二号に規定する国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動をいう。）を行うアメリカ合衆国軍隊に対する物品の提供を実施することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長のうち防衛大臣の指定する者
- 三 法第二十二條第二項の規定に基づき臨時に編成される部隊の長のうち防衛大臣の指定する者

（発行手続等）

第八十八條の二 前条の書類の発行及び取扱に関する手続等に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

（需品の貸付権者）

- 一 長官
- 二 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長のうち長官の指定する者

四 法第二十二條第二項の規定に基づき臨時に編成される部隊の長のうち長官の指定する者

2 法第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊による行動関連措置（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第二條第五号に規定する行動関連措置をいう。）としての物品の提供又は法第一百條の七に規定する国際平和協力業務の実施を命ぜられた自衛隊による国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動（国際連合平和維持活動等に対する協力を関する法律（平成四年法律第七十九号）第三條第一号及び第二号に規定する国際連合平和維持活動及び人道的な国際救援活動をいう。）を行うアメリカ合衆国軍隊に対する物品の提供を実施することができる者は、次に掲げる者とする。

- 一 長官
- 二 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長のうち長官の指定する者
- 四 法第二十二條第二項の規定に基づき臨時に編成される部隊の長のうち長官の指定する者

（発行手続等）

第八十八條の二 前条の書類の発行及び取扱に関する手続等に関し必要な事項は、長官が定める。

（需品の貸付権者）

第八十九条 法第百十六条第一項の規定により委任を受けた者は、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び自衛隊の飛行場を管理する陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令（以下「貸付権者」という。）とする。

（需品の無償貸付を行うことができる場合）

第九十条 法第百十六条第一項の規定による需品の無償貸付は、次の各号に掲げる場合において、当該航空機の使用者に対して行うことができるものとする。

一 （略）

二 前号の場合のほか、営利事業以外の用に供せられる航空機で、防衛大臣が、特別の事情があると認めて指定したものが自衛隊の飛行場に着陸した場合

（貸付需品）

第九十一条 法第百十六条第一項に規定する防衛省令で定める需品は、航空機用潤滑油及び航空機用消耗部品とする。

（貸付需品の規制）

第九十三条 防衛大臣は、各貸付権者につき無償貸付を行うことができる需品の規格及び数量を規制することができる。

（役務の提供権者）

第九十六条 法附則第二項の規定により委任を受けた者は、防衛施設庁長官、防衛施設局長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に隣接して所在する陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令とする。

第八十九条 法第百十六条第一項の規定により委任を受けた者は、長官、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び自衛隊の飛行場を管理する陸上自衛隊若しくは海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令（以下「貸付権者」という。）とする。

（需品の無償貸付を行うことができる場合）

第九十条 法第百十六条第一項の規定による需品の無償貸付は、次の各号に掲げる場合において、当該航空機の使用者に対して行うことができるものとする。

一 （略）

二 前号の場合のほか、営利事業以外の用に供せられる航空機で、長官が、特別の事情があると認めて指定したものが自衛隊の飛行場に着陸した場合

（貸付需品）

第九十一条 法第百十六条第一項に規定する内閣府令で定める需品は、航空機用潤滑油及び航空機用消耗部品とする。

（貸付需品の規制）

第九十三条 長官は、各貸付権者につき無償貸付を行うことができる需品の規格及び数量を規制することができる。

（役務の提供権者）

第九十六条 法附則第十二項の規定により委任を受けた者は、長官、防衛施設庁長官、防衛施設局長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に隣接して所在する陸上自衛隊の駐屯地司令、海上自衛隊の部隊若しくは機関の長又は航空自衛隊の基地司令

(役務の対価)

第九十七条 前条に規定する者が、役務を提供する場合においては、あらかじめその対価につき防衛大臣の承認を得なければならない。

(提供役務)

第九十八条 法附則第二項に規定する防衛省令で定める役務は、汚水処理、変電所の運営、給気、給電及び液体燃料の保管とする。

(物品の提供者)

第九十八条の二 法附則第七項各号の規定(第八十六条の四の規定の適用がある場合を除く。)により委任を受けた者は、次に掲げる者とする。

- 一 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長のうち防衛大臣の指定する者
- 三 法第二十二条第二項の規定に基づき臨時に編成される部隊の長のうち防衛大臣の指定する者

(雑則)

第九十九条 この省令の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、防衛大臣は、特に必要があると認めるときは、第二十一条

とする。

(役務の対価)

第九十七条 前条に規定する者のうち長官以外の者が、役務を提供する場合においては、あらかじめその対価につき長官の承認を得なければならない。

(提供役務)

第九十八条 法附則第十二項に規定する内閣府令で定める役務は、汚水処理、変電所の運営、給気、給電及び液体燃料の保管とする。

(物品の提供者)

第九十八条の二 法附則第十七項及び第十九項の規定(第八十六条の四の規定の適用がある場合を除く。)により委任を受けた者は、次に掲げる者とする。

- 一 長官
- 二 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関の長のうち長官の指定する者
- 四 法第二十二条第二項の規定に基づき臨時に編成される部隊の長のうち長官の指定する者

(委任規定)

第九十九条 この府令の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

附 則

1・2 (略)

3 当分の間、長官は、特に必要があると認めるときは、第二十一条、第

、第二十四条及び第二十九条の規定にかかわらず、自衛官を採用し及び昇任させることができる。

別表第八その一（第八十八条関係）

日本国の国籍を有する自衛艦に備え付ける書類

防衛省
シール
プレス

艦 船 国 籍 証 書
第 号

CERTIFICATE OF
NATIONALITY OF VESSEL

No.

(略)

I hereby certify that this
vessel has the nationality
of Japan and is held
by this Ministry.

Date _____

MINISTER OF DEFENSE

MINISTRY OF DEFENSE

GOVERNMENT OF JAPAN

(裏)

(略)

本船は、日本国の国籍を有し
、かつ、当省が所管するもので
あることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

(表)

二十四条及び第二十九条の規定にかかわらず、自衛官を採用し及び昇任させることができる。

別表第八その一（第八十八条関係）

日本国の国籍を有する自衛艦に備え付ける書類

防衛庁
シール
プレス

艦 船 国 籍 証 書
第 号

CERTIFICATE OF
NATIONALITY OF VESSEL

No.

(略)

I hereby certify that this
vessel has the nationality
of Japan and is held
by this Agency.

Date _____

DIRECTOR GENERAL

DEFENSE AGENCY

GOVERNMENT OF JAPAN

(裏)

(略)

本船は、日本国の国籍を有し
、かつ、当庁が所管するもので
あることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

(表)

別表第八その二（第八十八条関係）

日本国の国籍を有する有機力支援船に備え付ける書類

艦 船 国 籍 証 書
第 号

(略)

本船は、日本国の国籍を有し、
かつ、当省が所管するものである
ことを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

別表第八その三（第八十八条関係）

日本国の国籍を有する無機力支援船に備え付ける書類

艦 船 国 籍 票
第 号

(略)

本船は、日本国の国籍を有し、
かつ、当省が所管するものである
ことを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

別表第八その二（第八十八条関係）

日本国の国籍を有する有機力支援船に備え付ける書類

艦 船 国 籍 証 書
第 号

(略)

本船は、日本国の国籍を有し、
かつ、当庁が所管するものである
ことを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

別表第八その三（第八十八条関係）

日本国の国籍を有する無機力支援船に備え付ける書類

艦 船 国 籍 票
第 号

(略)

本船は、日本国の国籍を有し、
かつ、当庁が所管するものである
ことを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

別表第八その四（第八十八条関係）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された自衛艦に備え付ける書類

防衛省
シール
プレス

CERTIFICATE OF VESSEL

No.

艦 船 証 書

第 号

(略)

I hereby certify that this vessel
has been loaned to the Government of
Japan by the Government of the
United States and is used
by this Ministry.

Date _____

MINISTER OF DEFENSE

MINISTRY OF DEFENSE

GOVERNMENT OF JAPAN

(裏)

(略)

本船は、アメリカ合衆国政府
から日本国政府に貸与されたも
のであり、かつ、当省が使用す
るものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

(表)

別表第八その四（第八十八条関係）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された自衛艦に備え付ける書類

防衛庁
シール
プレス

CERTIFICATE OF VESSEL

No.

艦 船 証 書

第 号

(略)

I hereby certify that this vessel
has been loaned to the Government of
Japan by the Government of the
United States and is used
by this Agency.

Date _____

DIRECTOR GENERAL

DEFENSE AGENCY

GOVERNMENT OF JAPAN

(裏)

(略)

本船は、アメリカ合衆国政府
から日本国政府に貸与されたも
のであり、かつ、当庁が使用す
るものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

(表)

別表第八その五（第八十八条関係）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された有機力支援船に備え付ける書類

艦 船 証 書
第 号

(略)

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当省が使用するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

別表第八その六（第八十八条関係）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された無機力支援船に備え付ける書類

艦 船 票
第 号

(略)

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当省が使用するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛省 印

別表第八その五（第八十八条関係）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された有機力支援船に備え付ける書類

艦 船 証 書
第 号

(略)

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当庁が使用するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

別表第八その六（第八十八条関係）
アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与された無機力支援船に備え付ける書類

艦 船 票
第 号

(略)

本船は、アメリカ合衆国政府から日本国政府に貸与されたものであり、かつ、当庁が使用するものであることを証明する。

平成 年 月 日

日本国政府防衛庁 印

別表第九（第八十七条の二関係）

損失補償申請書

年 月 日

申請者の住所

申請者の氏名（名称）

備考第三号による委任
の場合はその代表者

印

防衛大臣 殿

自衛隊法第百五条第四項の規定に基づき、左記により損失の補償を申請します。

記

一 損失を被つた漁業の種類	
(略)	

(略)

別表第十（第八十七条の二関係）

異議申出書

年 月 日

異議申出人の住所

異議申出人の氏名（名称）

印

防衛大臣 殿

自衛隊法第百五条第七項の規定に基づき、左記により異議の申出をいたします。

記

別表第九（第八十七条の二関係）

損失補償申請書

年 月 日

申請者の住所

申請者の氏名（名称）

備考第三号による委任
の場合はその代表者

印

内閣総理大臣 殿

自衛隊法第百五条第四項の規定に基づき、左記により損失の補償を申請します。

記

一 損失をこうむつた漁業の種類	
(略)	

(略)

別表第十（第八十七条の二関係）

異議申出書

年 月 日

異議申出人の住所+94

異議申出人の氏名（名称）

印

内閣総理大臣 殿

自衛隊法第百五条第七項の規定に基づき、左記により異議の申出をいたします。

記

別表第十一（第八十六条の五関係）

損失補償申請書	
(略)	
記	
請求理由	
1 損失の発生した日時又は期間	
2 損失の発生した区域又は場所	
3 損失の内容	
年 月 日	
防衛大臣	殿
住 所	
(所在地)	
氏 名	印
(法人については、その名称及び代表者)	

(略)

一 損失を被つた漁業の種類

(略)

別表第十一（第八十六条の五関係）

損失補償申請書	
(略)	
記	
請求理由	
1 損失の発生した日時又は期間	
2 損失の発生した区域又は場所	
3 損失の内容	
年 月 日	
防衛庁長官	殿
住 所	
(所在地)	
氏 名	印
(法人については、その名称及び代表者)	

(略)

一 損失をこうむつた漁業の種類

(略)

別表第十三（第八十六条の七関係）

損失補償申請書	
(略)	
記	
請求理由	
1	損失の発生した日時又は期間
2	損失の発生した区域又は場所
3	損失の内容
年 月 日	
知事	
<u>防衛大臣</u>	殿
住 所	
(所在地)	
氏 名	㊞
(法人については、その名称及び代表者)	

別表第十三（第八十六条の七関係）

損失補償申請書	
(略)	
記	
請求理由	
1	損失の発生した日時又は期間
2	損失の発生した区域又は場所
3	損失の内容
年 月 日	
知事	
<u>防衛庁長官</u>	殿
住 所	
(所在地)	
氏 名	㊞
(法人については、その名称及び代表者)	

改 正 案	現 行
特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する省令 （目的） 第一条 この省令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十八条第十項の規定により、合衆国軍隊による又はそのための物資、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約（以下「特需契約」という。）から生ずる紛争を、合衆国軍協定第二十五条の規定に基き設置された合同委員会（以下「合同委員会」という。）に調停のため付託する手続等を定めることを目的とする。 （定義） 第二条 この省令において「契約調停委員会」とは、特需契約から生ずる紛争の調停を行うため、合同委員会の分科機関として設置された委員会をいう。 2 この省令において「契約担当官」とは、特需契約の当事者として、合衆国軍隊又は合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関を代表する者をいう。 3 この省令において「特需契約請負者」とは、契約担当官と特需契約を締結した者をいう。 4 この省令において「決定書」とは、契約担当官が、特需契約から生じ	特需契約から生ずる紛争の調停付託手続等に関する内閣府令 （目的） 第一条 この府令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「合衆国軍協定」という。）第十八条第十項の規定により、合衆国軍隊による又はそのための物資、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約（以下「特需契約」という。）から生ずる紛争を、合衆国軍協定第二十五条の規定に基き設置された合同委員会（以下「合同委員会」という。）に調停のため付託する手続等を定めることを目的とする。 （定義） 第二条 この府令において「契約調停委員会」とは、特需契約から生ずる紛争の調停を行うため、合同委員会の分科機関として設置された委員会をいう。 2 この府令において「契約担当官」とは、特需契約の当事者として、合衆国軍隊又は合衆国軍隊が公認し、且つ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関を代表する者をいう。 3 この府令において「特需契約請負者」とは、契約担当官と特需契約を締結した者をいう。 4 この府令において「決定書」とは、契約担当官が、特需契約から生じ

た紛争について、当該契約書の条項に基づき行つた決定を記載した文書をいう。 5 この省令において「<u>訴願委員会</u>」とは、契約担当官が特需契約から生じた紛争について行つた前項に規定する決定を、当該契約書の条項に基づいて再審する権限を有する合衆国軍隊の機関をいう。	た紛争について、当該契約書の条項に基づき行つた決定を記載した文書をいう。 5 この府令において「<u>訴願委員会</u>」とは、契約担当官が特需契約から生じた紛争について行つた前項に規定する決定を、当該契約書の条項に基づいて再審する権限を有する合衆国軍隊の機関をいう。
--	--

○日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する内閣府令（昭和二十九年総理府令第六十一号）（第八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する<u>省令</u> （目的） 第一条 この<u>省令</u>は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「<u>国連軍協定</u>」という。）を実施する等のため、日本国内にある国際連合の軍隊又はその構成員若しくは被用者（以下「<u>国連軍</u>」という。）により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関し、その実施の手續を定めることを目的とする。 （定義） 第二条 この<u>省令</u>において「公務執行中に加えた損害」とは、国連軍がその職務を行うについて違法に加えた損害又は国際連合の軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために生じた損害をいう。 2 この<u>省令</u>において「補償金」とは、国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭和二十九年法律第五十号）の規定に基づき、国が被害者に対し賠償する金額をいう。 3 この<u>省令</u>において「見舞金」とは、国連軍により損害を受けた者で、補償金又は国連軍協定第十八条第五項の規定によつて救済されない者に対し、国が救済を必要と認めて支給する金額をいう。	日本国内にある国際連合の軍隊により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関する<u>内閣府令</u> （目的） 第一条 この<u>府令</u>は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定（以下「<u>国連軍協定</u>」という。）を実施する等のため、日本国内にある国際連合の軍隊又はその構成員若しくは被用者（以下「<u>国連軍</u>」という。）により損害を受けた者に対する補償金並びに見舞金の支給等に関し、その実施の手續を定めることを目的とする。 （定義） 第二条 この<u>府令</u>において「公務執行中に加えた損害」とは、国連軍がその職務を行うについて違法に加えた損害又は国際連合の軍隊の占有し、所有し、又は管理する土地の工作物その他の物件の設置又は管理に瑕疵があつたために生じた損害をいう。 2 この<u>府令</u>において「補償金」とは、国際連合の軍隊に関する民事特別法の適用に関する法律（昭和二十九年法律第五十号）の規定に基づき、国が被害者に対し賠償する金額をいう。 3 この<u>府令</u>において「見舞金」とは、国連軍により損害を受けた者で、補償金又は国連軍協定第十八条第五項の規定によつて救済されない者に対し、国が救済を必要と認めて支給する金額をいう。

○海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する内閣府令（昭和二十九年総理府令第七十四号）（第九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する省令 （<u>雑則</u>） 第三条 この省令に定めるもののほか、火薬庫外に貯蔵することができる火薬類の数量その他火薬類の貯蔵及び火薬庫の設置の手續等に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。 2 係留船を火薬庫に使用する場合については、前二条及び前項の規定に準じて防衛大臣が定めるものとする。	海上自衛隊の使用する船舶における火薬類の貯蔵等に関する内閣府令 （<u>委任規定</u>） 第三条 この府令に定めるものの外、火薬庫外に貯蔵することができる火薬類の数量その他火薬類の貯蔵及び火薬庫の設置の手續等に関し必要な事項は、<u>防衛庁長官</u>が定める。 2 <u>けい留船</u>を火薬庫に使用する場合については、前二条の規定及び前項の<u>定</u>に準じて防衛庁長官が定めるものとする。

改 正 案	現 行
防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令 （目的） 第一条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条又は第三条の規定による防衛省所管に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付、譲与又は譲渡については、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。 （無償貸付） 第二条 防衛大臣又はその委任を受けた者（以下「防衛大臣等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一 （略） 二 防衛省の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品をその工事又は製造を行う者に貸し付けるとき 三 防衛省において委託する試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真若しくは映写用器材又は試験、研究若しくは設計に必要な器具器材をその試験、研究又は調査を行う者に貸し付けるとき 四 防衛省の職員をもつて組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき （貸付期間） 第三条 前条の規定による物品の貸付期間は、同条第四号の場合及び防衛	防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令 （目的） 第一条 物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十九号）第二条又は第三条の規定による防衛庁の管理に属する物品（以下「物品」という。）の無償貸付、譲与又は譲渡については、別に定めるもののほか、この府令の定めるところによる。 （無償貸付） 第二条 防衛庁長官又はその委任を受けた者（以下「防衛庁長官等」という。）は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。 一 （略） 二 防衛庁の用に供する土地、工作物その他の物件の工事又は製造のため必要な物品をその工事又は製造を行う者に貸し付けるとき 三 防衛庁において委託する試験、研究及び調査のため必要な印刷物、写真若しくは映写用器材又は試験、研究若しくは設計に必要な器具器材をその試験、研究又は調査を行う者に貸し付けるとき 四 防衛庁の職員をもつて組織する共済組合に対し、執務のため必要な机、椅子その他これらに準ずる物品を貸し付けるとき （貸付期間） 第三条 前条の規定による物品の貸付期間は、同条第四号の場合及び防衛

大臣が特に必要と認める場合を除き、一年を超え^二ることができない。

(貸付条件)

第五条 第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

一 四 (略)

五 貸付品は、貸付条件に違反したとき又は防衛大臣等が特に必要と認めたときは、すみやかに返還すること。

2 防衛大臣等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(無償貸付の申請)

第六条 第二条の規定による物品の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該物品を管理する物品管理官を経由して、防衛大臣等に提出しなければならない。

一 七 (略)

(無償貸付等の承認)

第七条 防衛大臣等は、前条の申請書を受理した場合において、貸付を相当と認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を、貸付を相当と認めないときは、その理由を記載した文書を、申請者に送付しなければならない。

一 五 (略)

(譲与)

第八条 防衛大臣等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

一 (略)

庁長官が特に必要と認める場合を除き、一年をこ^二えることができない。

(貸付条件)

第五条 第二条の規定により物品を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

一 四 (略)

五 貸付品は、貸付条件に違反したとき又は防衛庁長官等が特に必要と認めたときは、すみやかに返還すること。

2 防衛庁長官等は、前項各号に掲げる条件のほか、必要と認める条件を付することができる。

(無償貸付の申請)

第六条 第二条の規定による物品の貸付を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該物品を管理する物品管理官を経由して、防衛庁長官等に提出しなければならない。

一 七 (略)

(無償貸付等の承認)

第七条 防衛庁長官等は、前条の申請書を受理した場合において、貸付を相当と認めるときは、次の各号に掲げる事項を記載した承認書を、貸付を相当と認めないときは、その理由を記載した文書を、申請者に送付しなければならない。

一 五 (略)

(譲与)

第八条 防衛庁長官等は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる物品を譲与することができる。

一 (略)

二 防衛省において委託する試験、研究又は調査のため必要な印刷物、写真、地図その他これらに準ずる物品をその試験、研究又は調査を行う者に譲与するとき

三 (略)

(譲渡)

第九条 防衛大臣等は、防衛省の用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡することができる。

(譲与等の申請)

第十条 第八条(第一号及び第三号を除く。)及び第九条の規定による物品の譲与又は譲渡(以下「譲与等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該物品を管理する物品管理官を経由して、防衛大臣等に提出しなければならない。

一 六 (略)

(譲与等の承認)

第十一条 防衛大臣等は、前条の申請書を受理した場合において、譲与等を相当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した承認書を、譲与等を相当と認めないときは、その理由を記載した文書を、申請者に送付しなければならない。

一 三 (略)

(譲与等の報告)

第十二条 第二条に規定する防衛大臣から委任を受けた職員は、第八条及

二 防衛庁において委託する試験、研究又は調査のため必要な印刷物、写真、地図その他これらに準ずる物品をその試験、研究又は調査を行う者に譲与するとき

三 (略)

(譲渡)

第九条 防衛庁長官等は、防衛庁の用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、寄附の条件としてその用途を廃止した場合には、当該物品又は工作物の解体又は撤去により物品となるものを寄附者又はその一般承継人に譲渡することを定めたものを、その条件に従い譲渡することができる。

(譲与等の申請)

第十条 第八条(第一号及び第三号を除く。)及び第九条の規定による物品の譲与又は譲渡(以下「譲与等」という。)を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を当該物品を管理する物品管理官を経由して、防衛庁長官等に提出しなければならない。

一 六 (略)

(譲与等の承認)

第十一条 防衛庁長官等は、前条の申請書を受理した場合において、譲与等を相当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した承認書を、譲与等を相当と認めないときは、その理由を記載した文書を、申請者に送付しなければならない。

一 三 (略)

(譲与等の報告)

第十二条 第二条に規定する防衛庁長官から委任を受けた職員は、第八条

び第九条の規定による物品の譲与等（第八条第一号及び第三号に掲げる物品の譲与を除く。）をしたときは、速やかに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を防衛大臣に提出しなければならない。

一〇六（略）

（災害救助の場合の無償貸付）

第十三条 防衛大臣等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び海上自衛隊の使用する船舶が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一〇四（略）

2 防衛大臣等は、災害救助の場合で緊急に必要なときは、災害の応急復旧を行う者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一〇七（略）

3（略）

（災害救助の場合の譲与）

第十四条 防衛大臣等は、災害救助の場合において必要があるときは、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、次に掲げる物品を譲与

及び第九条の規定による物品の譲与等（第八条第一号及び第三号に掲げる物品の譲与を除く。）をしたときは、すみやかに、次の各号に掲げる事項を記載した報告書を防衛庁長官に提出しなければならない。

一〇六（略）

（災害救助の場合の無償貸付）

第十三条 防衛庁長官等は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十六条第一項、第七十八条第一項又は第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等が国民の保護のための措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「国民保護法」という。）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置をいう。）又は緊急対処保護措置（国民保護法第百七十二条第一項に規定する緊急対処保護措置をいう。）を実施する場合、第七十七条の四第一項、第八十三条第二項若しくは第三項又は第八十三条の三の規定により派遣が行われた場合及び海上自衛隊の使用する船舶が海難による被害者を救助した場合（以下「災害救助の場合」という。）において必要があるときは、当該災害による被害者で応急救助を要する者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一〇四（略）

2 防衛庁長官等は、災害救助の場合で緊急に必要なときは、災害の応急復旧を行う者に対し、次に掲げる物品を無償で貸し付けることができる。

一〇七（略）

3（略）

（災害救助の場合の譲与）

第十四条 防衛庁長官等は、災害救助の場合において必要があるときは、災害による被害者で応急救助を要するものに対し、次に掲げる物品を譲与

することができる。ただし、国民保護法、原子力災害対策特別措置法、災害救助法又は水難救護法による救助を受ける者に対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。

一〇六 (略)

2 (略)

(災害救助物品の数量)

第十五条 前二条の規定により、無償で貸し付け、又は譲与することができる物品の数量は、前条第一項第一号の糧食品については、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額を限度として、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十四条第一項の規定に基づき、職員に対して食事を支給する場合の一人一日当たりの費用を参酌して防衛大臣が定める額以内の量額とし、その他については、必要と認められる数量を限度とする。

(災害救助物品の譲与の報告)

第十六条 第二条に規定する防衛大臣から委任を受けた職員は、第十四条の規定による物品を譲与した場合は、当該物品の品名、数量及び価額その他必要事項を記載した災害救助物品報告書を、速やかに、防衛大臣に提出しなければならない。

(借受証及び受領証)

第十七条 防衛大臣等が、第二条又は第十三条の規定による物品の貸付をしようとするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受証を徴さなければならない。

一〇七 (略)

与することができる。ただし、国民保護法、原子力災害対策特別措置法、災害救助法又は水難救護法による救助を受ける者に対しては、これらの法律により受ける物品と同一の物品を譲与することはできない。

一〇六 (略)

2 (略)

(災害救助物品の数量)

第十五条 前二条の規定により、無償で貸し付け、又は譲与することができる物品の数量は、前条第一項第一号の糧食品については、災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める炊出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用の額を限度として、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令(昭和二十七年政令第三百六十八号)第十四条第一項の規定に基づき、職員に対して食事を支給する場合の一人一日当たりの費用を参酌して防衛庁長官が定める額以内の量額とし、その他については、必要と認められる数量を限度とする。

(災害救助物品の譲与の報告)

第十六条 第二条に規定する防衛庁長官から委任を受けた職員は、第十四条の規定による物品を譲与した場合は、当該物品の品名、数量及び価額その他必要事項を記載した災害救助物品報告書を、すみやかに、防衛庁長官に提出しなければならない。

(借受証及び受領証)

第十七条 防衛庁長官等が、第二条又は第十三条の規定による物品の貸付をしようとするときは、当該物品の借受人から、次の各号に掲げる事項を記載した借受証を徴さなければならない。

一〇七 (略)

2 防衛大臣等は、第八条第二号、第九条又は第十四条に規定する物品を譲与しようとするときは、当該物品の譲与を受けた者から当該物品の品名及び数量並びに当該物品の譲与を受けた旨を記載した受領証を徴さなければならぬ。ただし、第十四条の規定により譲与しようとするときにおいて受領証を徴することが困難であるときは、受領を証する適宜な証明をもつてこれに代えることができる。 (貸付物品の亡失又は損傷) 第十八条 借受人は、貸付物品を亡失又は損傷したときは、直ちにその事実及び理由についての詳細な報告書を当該物品を貸し付けた防衛大臣等に提出して、その指示を受けなければならない。 2 防衛大臣等は、前項の亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人に、その負担においてこれを補てんさせ、若しくは修理させ、又は弁償させなければならない。 (適用の制限) 第十九条 この省令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号）に基き供与を受けた物品については、防衛大臣の承認を受けた場合に限り適用する。 (施行細則) 第二十条 この省令の施行に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	2 防衛庁長官等は、第八条第二号、第九条又は第十四条に規定する物品を譲与しようとするときは、当該物品の譲与を受けた者から当該物品の品名及び数量並びに当該物品の譲与を受けた旨を記載した受領証を徴さなければならぬ。ただし、第十四条の規定により譲与しようとするときにおいて受領証を徴することが困難であるときは、受領を証する適宜な証明をもつてこれに代えることができる。 (貸付物品の亡失又は損傷) 第十八条 借受人は、貸付物品を亡失又は損傷したときは、直ちにその事実及び理由についての詳細な報告書を当該物品を貸し付けた防衛庁長官等に提出して、その指示を受けなければならない。 2 防衛庁長官等は、前項の亡失又は損傷が借受人の責に帰すべき理由によるものであるときは、借受人に、その負担においてこれを補てんさせ、若しくは修理させ、又は弁償させなければならない。 (適用の制限) 第十九条 この府令は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定（昭和二十九年条約第六号）に基き供与を受けた物品については、防衛庁長官の承認を受けた場合に限り適用する。 (施行細則) 第二十条 この府令の施行に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。
--	---

改 正 案	現 行
防衛省技術研究本部受託試験研究規則 （目的） 第一条 この省令は、防衛省技術研究本部（以下「本部」という。）が、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験（以下「試験研究」という。）の委託を受ける場合の手続その他必要な事項を規定することを目的とする。 （委託の申請） 第二条 本部に試験研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式による試験研究委託申請書の正本一通及びその副本一通を防衛省技術研究本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。 （試験研究費） 第四条 試験研究費の額は、防衛大臣の定める基準によるものとする。 2・3 （略） （雑則） 第十一条 この規則の実施に必要な事項は、防衛大臣が定める。	防衛庁技術研究本部受託試験研究規則 （目的） 第一条 この府令は、防衛庁技術研究本部（以下「本部」という。）が、その事務に関連する技術的調査研究、設計、試作及び試験（以下「試験研究」という。）の委託を受ける場合の手続その他必要な事項を規定することを目的とする。 （委託の申請） 第二条 本部に試験研究を委託しようとする者（以下「委託者」という。）は、別記様式による試験研究委託申請書の正本一通及びその副本一通を防衛庁技術研究本部長（以下「本部長」という。）に提出するものとする。 （試験研究費） 第四条 試験研究費の額は、防衛庁長官（以下「長官」という。）の定める基準によるものとする。 2・3 （略） （委任規定） 第十一条 この規則の実施に必要な事項は、長官が定める。

(別記)

試験研究委託申請書

年 月 日

防衛省技術研究本部長 殿

申請者 住 所

氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{名称及び代} \\ \text{表者の氏名} \end{array} \right)$

印

下記により試験研究の委託に関し申請します。

記

1 ～ 8 (略)

(別記)

試験研究委託申請書

年 月 日

防衛庁技術研究本部長 殿

申請者 住 所

氏 名 $\left(\begin{array}{l} \text{名称及び代} \\ \text{表者の氏名} \end{array} \right)$

印

下記により試験研究の委託に関し申請します。

記

1 ～ 8 (略)

○駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する内閣府令（昭和三十三年総理府令第三十六号）（第十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する 省令 （勤務を要しない日） 第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第三百三十一号。以下「令」という。）第八條の四に規定する防衛省令で定める日は、次のとおりとする。 一・二 （略） （細則） 第五条 この省令に定めるもののほか、特別給付金の支給に関する細則は、防衛施設庁長官が定める。	駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給に関する 内閣府令 （勤務を要しない日） 第一条 駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和三十三年政令第三百三十一号。以下「令」という。）第八條の四に規定する内閣府令で定める日は、次のとおりとする。 一・二 （略） （細則） 第五条 この府令に定めるもののほか、特別給付金の支給に関する細則は、防衛施設庁長官が定める。

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（厚生課） 第十条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。 （<u>雑則</u>） 第五十条 この省令に定めるもののほか、<u>方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織</u>に<u>関し必要な事項は、防衛大臣が定める。</u>	（厚生課） 第十条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 一 五 （略） 六 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。 （<u>委任規定</u>） 第五十条 この府令に定めるもののほか、<u>方面総監部、師団司令部及び旅団司令部の内部組織</u>に<u>関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。</u>

改 正 案	現 行
防衛省職員給与留守宅渡実施規則 （目的） 第一条 この省令は、防衛省の職員（一般職に属する職員、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下「職員」という。）の給与について防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号。以下「令」という。）第一条の二第一項に規定する留守宅渡（以下「留守宅渡」という。）を実施するために必要な事項を定め、併せて防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。第十条において「法」という。）第十二条第二項に規定する扶養親族の届出について必要な事項を定めることを目的とする。 （留守宅渡の請求） 第二条 職員は、留守宅渡を請求しようとするときは、その者の属する俸給支給機関（職員に対して俸給を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）の長に対し、次に掲げる事項を記載した給与留守宅渡請求書を提出しなければならない。 一 二 （略） 四 前三号に掲げるもののほか、防衛大臣の定める事項 （留守宅渡実施機関） 第三条 給与代理受領人に対して留守宅渡の事務を行う機関（以下「留守	防衛庁職員給与留守宅渡実施規則 （目的） 第一条 この府令は、防衛庁の職員（一般職に属する職員、予備自衛官、即応予備自衛官及び予備自衛官補を除く。以下「職員」という。）の給与について防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号。以下「令」という。）第一条の二第一項に規定する留守宅渡（以下「留守宅渡」という。）を実施するために必要な事項を定め、併せて防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。第十条において「法」という。）第十二条第二項に規定する扶養親族の届出について必要な事項を定めることを目的とする。 （留守宅渡の請求） 第二条 職員は、留守宅渡を請求しようとするときは、その者の属する俸給支給機関（職員に対して俸給を支給することとされている機関をいう。以下同じ。）の長に対し、次に掲げる事項を記載した給与留守宅渡請求書を提出しなければならない。 一 二 （略） 四 前三号に掲げるもののほか、防衛庁長官（以下「長官」という。）の定める事項 （留守宅渡実施機関） 第三条 給与代理受領人に対して留守宅渡の事務を行なう機関（以下「留

宅渡実施機関」という。）は、当該給与代理受領人を指定した職員の属する俸給支給機関とする。ただし、防衛大臣又はその委任を受けた者は、その職員の属する俸給支給機関において留守宅渡の事務を行わせることができない場合又は行わせることが適当でないと認める場合には、他の俸給支給機関を当該給与代理受領人に対する留守宅渡実施機関とすることができる。

（給与代理受領人の身分変更等を届け出るべき場合）

第六条 令第一条の二第二項に規定する防衛省令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（給与代理受領人の死亡又は所在不明を届け出るべき者）

第七条 令第一条の二第三項に規定する防衛省令で定める者は、親族以外の同居者又は別居の親族とする。

（給与代理受領人等の届出の手続）

第八条 給与代理受領人が令第一条の二第二項若しくはこの省令の第六条に規定する場合又は令第一条の二第三項に規定する場合に該当したときは、給与代理受領人又は同居の親族若しくは前条に規定する者は、留守宅渡実施機関の長に対し、給与代理受領人／住所／氏名／身上／変更届（別記様式第二）又は給与代理受領人／死亡／所在不明／届（別記様式第三）を、速やかに提出しなければならない。

2 （略）

（留守宅渡の停止及び給与代理受領人等の指定変更）

第九条 職員は、留守宅渡を停止し、又は給与代理受領人若しくは留守宅渡を行う給与の額を変更しようとするときは、防衛大臣の定めるところに

留守宅渡実施機関」という。）は、当該給与代理受領人を指定した職員の属する俸給支給機関とする。ただし、長官又はその委任を受けた者は、その職員の属する俸給支給機関において留守宅渡の事務を行なわせることができない場合又は行なわせることが適当でないと認める場合には、他の俸給支給機関を当該給与代理受領人に対する留守宅渡実施機関とすることができる。

（給与代理受領人の身分変更等を届け出るべき場合）

第六条 令第一条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次のとおりとする。

一・二 （略）

（給与代理受領人の死亡又は所在不明を届け出るべき者）

第七条 令第一条の二第三項に規定する内閣府令で定める者は、親族以外の同居者又は別居の親族とする。

（給与代理受領人等の届出の手続）

第八条 給与代理受領人が令第一条の二第二項若しくはこの府令の第六条に規定する場合又は令第一条の二第三項に規定する場合に該当したときは、給与代理受領人又は同居の親族若しくは前条に規定する者は、留守宅渡実施機関の長に対し、給与代理受領人／住所／氏名／身上／変更届（別記様式第二）又は給与代理受領人／死亡／所在不明／届（別記様式第三）を、すみやかに提出しなければならない。

2 （略）

（留守宅渡の停止及び給与代理受領人等の指定変更）

第九条 職員は、留守宅渡を停止し、又は給与代理受領人若しくは留守宅渡を行う給与の額を変更しようとするときは、長官の定めるところに

に従い、俸給支給機関の長に対して請求するものとする。

(雑則)

第十一条 この省令に定めるもののほか、留守宅渡の実施に関して必要な事項は、防衛大臣が定める。

従い、俸給支給機関の長に対して請求するものとする。

(委任規定)

第十一条 この府令に定めるもののほか、留守宅渡の実施に関して必要な事項は、長官が定める。

改 正 案										現 行														
別記様式第一（第4条関係） （表） 給与代理受領人指定通知書																								
															整理番号									
給与の留守宅渡に関し、下記のとおり指定されたので、 <u>防衛省職員給与留守宅渡実施規則第4条</u> の規定により通知します。 年 月 日 殿 所在地 留守宅渡実施機関の長																								
職員		氏 名			階 級 (職務の級)			号 俸 (俸給月額)			所 属													
給代理受領人		氏 名			生年月日		年 月 日		職員との関係															
					住 所																			
留守宅渡を行う給与の額																								
留守宅渡の始期、終期					年 月分から まで																			
支払方法		直接払 銀行払 郵便局払			支払場所																			
職員の属する俸給支給機関名																								
日本工業規格A列4番																								
別記様式第一（第4条関係） （表） 給与代理受領人指定通知書																								
															整理番号									
給与の留守宅渡に関し、下記のとおり指定されたので、 <u>防衛庁職員給与留守宅渡実施規則第4条</u> の規定により通知します。 年 月 日 殿 所在地 留守宅渡実施機関の長																								
職員		氏 名			階 級 (職務の級)			号 俸 (俸給月額)			所 属													
給代理受領人		氏 名			生年月日		年 月 日		職員との関係															
					住 所																			
留守宅渡を行う給与の額																								
留守宅渡の始期、終期					年 月分から まで																			
支払方法		直接払 銀行払 郵便局払			支払場所																			
職員の属する俸給支給機関名																								
日本工業規格A列4番																								

改 正 案										現 行									
別記様式第二（第8条関係）										別記様式第二（第8条関係）									
住所 給与代理受領人氏名変更届 ※ 身上								年 月 日受付		住所 給与代理受領人氏名変更届 ※ 身上								年 月 日受付	
								整理番号										整理番号	
留守宅渡実施機関の長 殿				届 出 者	住 所														
					氏 名		(印)												
右の職員にかかる給与代理受領人の住所 氏名を変更したので防衛省職員給与 身上 留守宅渡実施規則第8条の規定によ りお届けします。 年 月 日				職 員	所 属														
					階 級 (職務の級)														
					氏 名														
住	旧					変 更 理 由	住	旧					変 更 理 由						
所	新						所	新											
氏 名	旧						氏 名	旧											
	新							新											
身	旧						身		旧										
上	新					上	新												
※ 留守宅渡実 施機関の処理		長 印				事務担当者印													
		職員の属する俸給支給機関への通報																	
		そ の 他																	
備考 1 「住所」、「氏名」、「身上」中不要の文字はまつ消すること。 2 氏名、身上についての変更理由は、具体的、かつ、詳細に記入すること。 3 ※印の欄には、記入しないこと。 日本工業規格A列4番										備考 1 「住所」、「氏名」、「身上」中不要の文字はまつ消すること。 2 氏名、身上についての変更理由は、具体的、かつ、詳細に記入すること。 3 ※印の欄には、記入しないこと。 日本工業規格A列4番									

改 正 案					現 行				
別記様式第三（第8条関係）					別記様式第三（第8条関係）				
給与代理受領人		死 亡 届 ※ 所在不明		年 月 日受付	給与代理受領人		死 亡 届 ※ 所在不明		年 月 日受付
				整理番号					整理番号
留守宅渡実施機関の長 殿		届 出 者	住 所		留守宅渡実施機関の長 殿		届 出 者	住 所	
右の職員にかかる下記の給与代理受 死亡した 領人が 　　　　　　　　　　ので <u>防衛省</u> 所在不明になった <u>職員給与留守宅渡実施規則</u> 第8条の 規定によりお届けします。 年 月 日			氏 名	(印)	右の職員にかかる下記の給与代理受 死亡した 領人が 　　　　　　　　　　ので <u>防衛庁</u> 所在不明になった <u>職員給与留守宅渡実施規則</u> 第8条の 規定によりお届けします。 年 月 日			氏 名	(印)
			給与代理受領 人との関係					給与代理受領 人との関係	
		職 員	所 属				職 員	所 属	
階 級 (職務の級)			階 級 (職務の級)						
氏 名			氏 名						
給与代理受領人		住 所			給与代理受領人		住 所		
		氏 名					氏 名		
死亡又は所在不明の概要					死亡又は所在不明の概要				
※ 留守宅渡実施機関の処理	長 印		事務担当者印		※ 留守宅渡実施機関の処理	長 印		事務担当者印	
	職員の属する俸給支給機関への通報					職員の属する俸給支給機関への通報			
	そ の 他					そ の 他			
備考 1 「死亡」、「所在不明」中不要の文字はまつ消すること。 2 給与代理受領人指定通知書を添付すること。 3 死亡証明書又は所在不明証明書を添付すること。 4 ※印の欄には、記入しないこと。 日本工業規格A列4番					備考 1 「死亡」、「所在不明」中不要の文字はまつ消すること。 2 給与代理受領人指定通知書を添付すること。 3 死亡証明書又は所在不明証明書を添付すること。 4 ※印の欄には、記入しないこと。 日本工業規格A列4番				

現 行											
別記様式第四（第10条関係）											
扶 養 親 族 届										年 月 日 受 付	
										整理番号	
職員の属する俸給支給機関の長 （留守宅渡実施機関の長） 殿				申 請 者	住 所		職 員		所 属		
					氏 名				階 級 （職務の級）		
					職員との 関 係				氏 名		
防衛庁の職員の給与等に関する法律第12条第1項の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として防衛庁職員給与留守宅渡実施規則第10条の規定により職員に代わつて下記のとおり届け出ます。							※ 職員の属する俸給支給機関（留守宅渡実施機関）の処理				
扶養親族 の氏名	職員との 関係	生年月日	同居 の別 別居	年 収 額 （職業）	異動年月日	届出の事由	左記のとおり認定する。 年 月 日 官 職 氏 名 印				
							年 月 日 受理		職員の属する俸給支給 機関への通報		
							年 月 から まで 支給				
							子のうち1人の額は 増額 年 月から 減額 改定				
配偶者 ☐ 有 ☐ 無 その事実が生じた年月日 年 月 日						取 扱 認 印					
（注）1．年収額欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。 2．異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至つた者がある場合または扶養親族たる要件を欠くに至つた者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入する。 3．届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（たとえば、婚姻、出生、満60歳以上等）または扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（たとえば、満22歳以上、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。 4．配偶者欄には、扶養親族たる満22歳未満の子を有するに至つた時に配偶者のない場合または一般職の職員の給与に関する法律第11条の2第1項第3号・第4号に掲げる事実が生じた場合に記入し、後者の場合はその事実の生じた年月日をあわせて記入する。 5．※印の欄には、記入しないこと。 日本工業規格A列4番											

改 正 案											
別記様式第四（第 1 0 条関係）											
扶 養 親 族 届										年 月 日 受 付	
										整理番号	
職員の属する俸給支給機関の長 （留守宅渡実施機関の長） 殿				申 請 者	住 所		職 員		所 属		
					氏 名				階 級 （職務の級）		
					職員との 関 係				氏 名		
防衛省の職員の給与等に関する法律第 1 2 条第 1 項の規定による扶養手当の支給を受ける扶養親族として防衛省職員給与留守宅渡実施規則第 1 0 条の規定により職員に代わって下記のとおり届け出ます。							※ 職員の属する俸給支給機関（留守宅渡実施機関）の処理				
扶養親族 の氏名	職員との 関係	生年月日	同居 の別 別居	年 収 額 （職業）	異動年月日	届出の事由	左記のとおり認定する。 年 月 日 官 職 氏 名 印				
							年 月 日 受理		職員の属する俸給支給 機関への通報		
							年 月 から 年 月 まで 支給				
							子のうち 1 人の額は 増額 年 月から 減額 改定				
配偶者 ☐ 有 ☐ 無 その事実が生じた年月日 年 月 日						取 扱 認 印					
（注） 1．年収額欄には、勤労所得のほか、資産所得、事業所得等の所得があればこれらの種類ごとにその金額を記入する。 2．異動年月日欄には、扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合または扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合にそれぞれその事実の生じた日を記入する。 3．届出の事由欄には、扶養手当を受ける事実の生じた事由（たとえば、婚姻、出生、満 6 0 歳以上等）または扶養手当の支給を受ける事実のなくなった事由（たとえば、満 2 2 歳以上、離婚、死亡等）をそれぞれ記入する。 4．配偶者欄には、扶養親族たる満 2 2 歳未満の子を有するに至った時に配偶者のない場合または一般職の職員の給与に関する法律第 1 1 条の 2 第 1 項第 3 号・第 4 号に掲げる事実が生じた場合に記入し、後者の場合はその事実の生じた年月日をあわせて記入する。 5．※印の欄には、記入しないこと。 日本工業規格 A 列 4 番											

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（<u>雑則</u>） 第七条 この省令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	（<u>委任規定</u>） 第七条 この府令に定めるもののほか、学校の内部組織に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

○合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する内閣府令（昭和三十七年総理府令第四十二号）（第十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する省令 （趣旨） 第一条 この省令は、合衆国軍隊等の行為等により損害を受けた者（以下「被害者」という。）又はその遺族に対する賠償金及び見舞金の支給等に関し、その実施の手續を定めるものとする。 （定義） 第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一、四 （略）	合衆国軍隊等の行為等による被害者等に対する賠償金の支給等に関する内閣府令 （趣旨） 第一条 この府令は、合衆国軍隊等の行為等により損害を受けた者（以下「被害者」という。）又はその遺族に対する賠償金及び見舞金の支給等に関し、その実施の手續を定めるものとする。 （定義） 第二条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一、四 （略）

改 正 案	現 行
防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則 （用語の意義） 第一条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 職員 防衛省の職員（一般職に属する職員を除く。）をいう。 二 （略） 三 営内者等 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条、第五十二条第二項及び第五十五条の規定により営舎内に居住する自衛官及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官（その者が乗り組んでいる艦船の定係港の所在地（当該所在地に通勤可能な市町村を含む。）に扶養親族を有し、かつ、二等海士以上の階級である者を除く。）をいう。 四 （略） （法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等） 第二条 法第五条において読み替えて準用する法第一条第二号の防衛大臣が定めるものは、別表に掲げる官署とし、同号の防衛大臣が定める区域は、一般職に属する国家公務員の例による。 （世帯主である職員）	防衛庁の職員に対する寒冷地手当支給規則 （用語の意義） 第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 職員 防衛庁の職員（一般職に属する職員を除く。）をいう。 二 （略） 三 営内者等 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第五十一条、第五十二条第二項及び第五十五条の規定により営舎内に居住する自衛官及び防衛庁の職員の給与等に関する法律第十六条第一項第二号に掲げる艦船乗組員として政令で定める自衛官（その者が乗り組んでいる艦船の定係港の所在地（当該所在地に通勤可能な市町村を含む。）に扶養親族を有し、かつ、二等海士以上の階級である者を除く。）をいう。 四 （略） （法別表に掲げる地域に所在する官署との権衡上必要があると認められる官署等） 第二条 法第五条において読み替えて準用する法第一条第二号の内閣総理大臣が定めるものは、別表に掲げる官署とし、同号の内閣総理大臣が定める区域は、一般職に属する国家公務員の例による。 （世帯主である職員）

第三条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表における世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- 一 防衛省の職員の給与等に関する法律第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者

二（略）

（政令で定める自衛官に対する寒冷地手当の額）

第四条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の防衛大臣が定める額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

表（略）

（扶養親族のある職員に含まない職員等）

第五条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表備考の防衛大臣が定めるものは、一般職に属する国家公務員の例による。

2（略）

（防衛大臣が定める官署等に係る政令で定める自衛官に対する寒冷地手当の額）

第六条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第二項の防衛大臣が定める額は、基準日における第四条の表に掲げる世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

（支給額が零となる職員）

第七条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第三項第三号の防

第三条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表における世帯主である職員とは、主としてその収入によつて世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

- 一 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第十二条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条第二項に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）を有する者

二（略）

（政令で定める自衛官に対する寒冷地手当の額）

第四条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の内閣総理大臣が定める額は、次の表に掲げる地域の区分及び基準日における世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

表（略）

（扶養親族のある職員に含まない職員等）

第五条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第一項の表備考の内閣総理大臣が定めるものは、一般職に属する国家公務員の例による。

2（略）

（内閣総理大臣が定める官署等に係る政令で定める自衛官に対する寒冷地手当の額）

第六条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第二項の内閣総理大臣が定める額は、基準日における第四条の表に掲げる世帯等の区分に応じ、同表四級地の項に掲げる額とする。

（支給額が零となる職員）

第七条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第三項第三号の内

衛大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 自衛隊法第四十三条の規定により休職にされている職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三条に基づく給与の支給を受けていない職員

三 (略)

四 防衛大学校の学生（防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（同法第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）

五 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

六〇八 (略)

（日割計算の額等）

第八条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第四項の防衛大臣が定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。

2 法第五条において読み替えて準用する法第二条第四項第三号の防衛大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 基準日において法第五条において読み替えて準用する法第二条第三項第一号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、防衛省の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

（支給日等）

閣総理大臣が定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 (略)

二 自衛隊法第四十三条の規定により休職にされている職員（前号に掲げる職員を除く。）のうち、防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条に基づく給与の支給を受けていない職員

三 (略)

四 防衛大学校の学生（防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）第十七条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（同法第十八条第二項の教育訓練を受けている者をいう。）

五 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

六〇八 (略)

（日割計算の額等）

第八条 法第五条において読み替えて準用する法第二条第四項の内閣総理大臣が定める額は、一般職に属する国家公務員の例による。

2 法第五条において読み替えて準用する法第二条第四項第三号の内閣総理大臣が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 基準日において法第五条において読み替えて準用する法第二条第三項第一号に掲げる職員に該当する支給対象職員について、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十三条第二項、第三項又は第五項の規定による割合が変更された場合

（支給日等）

第九条 寒冷地手当の支給日は、基準日の属する月の俸給支給日（<u>防衛省</u>の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八條第一項及び第二項の規定により俸給を支給する日をいう。）とする。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができるとができる。 2ゝ4 （略） （雑則） 第十条 職員に対する寒冷地手当の支給に関し必要な事項については、この省令に定めるもののほか、一般職に属する国家公務員の例による。	第九条 寒冷地手当の支給日は、基準日の属する月の俸給支給日（<u>防衛庁</u>の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八條第一項及び第二項の規定により俸給を支給する日をいう。）とする。ただし、支給日までに寒冷地手当に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができるとができる。 2ゝ4 （略） （雑則） 第十条 職員に対する寒冷地手当の支給に関し必要な事項については、この府令に定めるもののほか、一般職に属する国家公務員の例による。
---	---

○指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める内閣府令（昭和三十九年総理府令第四十二号）（第十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める省令 防衛省の職員^一の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の防衛省令で定める防衛参事官及び防衛省令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の防衛省令で定める官職は、官房長である防衛参事官、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛大臣が定める官職とする。 一〇十（略）	指定職俸給表の適用を受ける防衛参事官、書記官及びその他の官職並びにこれらに準ずる自衛官の官職を定める内閣府令 防衛庁の職員^一の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第三条第十一項の内閣府令で定める防衛参事官及び内閣府令で定める官職並びに第四条第一項及び第二項の内閣府令で定める官職は、官房長である防衛参事官、防衛研究所長、自衛隊中央病院長及び次に掲げる官職のうち防衛庁長官があらかじめ内閣総理大臣の承認を得て定める官職とする。 一〇十（略）

改 正 案	現 行
防衛省職員の災害補償に関する省令 （平均給与額計算の特例） 第一条 次の各号に掲げる者の防衛省職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第三条の平均給与額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。 一 自衛官にあつては、俸給、扶養手当、地域手当、特地勤務手当及び営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、営外手当に相当する額）の月額合計額（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十六条第一項各号に掲げる職員として政令で定める自衛官にあつては、当該合計額にそれぞれ同項各号に定める手当の月額を加算した額）を三十で除して得た金額 二 法第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生にあつては、学生手当の月額に食事代の月額として防衛大臣が定める額を加えた額を三十で除して得た金額 三 訓練招集に应じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に应じている予備自衛官補にあつては、実施機関が防衛大臣の承認を得て定める金額 （平均給与額の改定及び限度額等） 第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条の二第一項及び第十七条の四第二	防衛庁職員の災害補償に関する内閣府令 （平均給与額計算の特例） 第一条 次の各号に掲げる者の防衛庁職員の災害補償に関する政令（昭和四十一年政令第三百十二号）第三条の平均給与額は、それぞれ次の各号に定める金額とする。 一 自衛官にあつては、俸給、扶養手当、地域手当、特地勤務手当及び営外手当（陸曹長、海曹長又は空曹長以下の自衛官であつて営外手当の支給を受けなかつた者にあつては、営外手当に相当する額）の月額合計額（防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「法」という。）第十六条第一項各号に掲げる職員として政令で定める自衛官にあつては、当該合計額にそれぞれ同項各号に定める手当の月額を加算した額）を三十で除して得た金額 二 法第四条第一項に規定する防衛大学校又は防衛医科大学校の学生にあつては、学生手当の月額に食事代の月額として防衛庁長官（以下「長官」という。）が定める額を加えた額を三十で除して得た金額 三 訓練招集に应じている予備自衛官及び即応予備自衛官並びに教育訓練招集に应じている予備自衛官補にあつては、実施機関が長官の承認を得て定める金額 （平均給与額の改定及び限度額等） 第二条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）第四条の二第一項及び第十七条の四第二

項の防衛省令で定める率は、一般職の国家公務員の例による。 2 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第四条の三第一項及び第四条の四第一項の防衛省令で最低限度額又は最高限度額として定める額は、一般職の国家公務員の例による。 (介護補償の支給を行わない施設) 第三条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第十条の二第一項第三号の障害者支援施設に準ずる施設として防衛省令で定めるものは、一般職の国家公務員の例による。	項の内閣府令で定める率は、一般職の国家公務員の例による。 2 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第四条の三第一項及び第四条の四第一項の内閣府令で最低限度額又は最高限度額として定める額は、一般職の国家公務員の例による。 (介護補償の支給を行わない施設) 第三条 法第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第十条の二第一項第三号の障害者支援施設に準ずる施設として内閣府令で定めるものは、一般職の国家公務員の例による。
--	--

改 正 案	現 行
防衛省職員給与施行規則 （幹部自衛官の候補者の俸給月額） 第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四 条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 防衛大学校を卒業した者又はこれに相当する者として防衛大臣の定 めるもの（次号に該当する者を除く。） 二十一万三百円 二 防衛医科大学校を卒業した者、学校教育法（昭和二十二年法律第二 十六号）に規定する大学の医学若しくは歯学の学部において当該学術 の課程を修めて卒業した者、同法に規定する大学院に二年以上在学し 、修士の学位を授与された者又はこれらに相当する資格がある者とし て防衛大臣の定めるもの 二十二万七千七百円 2 自衛官として有用な経験を有する者で防衛大臣の認めるものの法第四 条第四項ただし書に規定する防衛省令で定める額は、前項の規定にか わらず、防衛大臣の定めるところにより、次の表に掲げる区分に応じ、 同表に定める額とする。 表（略） （事務官等の職務の級ごとの定数） 第二条 法第四条の二第二項に規定する防衛省令で定める事務官等（法第 四条第一項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の職務の級ごとの	防衛庁職員給与施行規則 （幹部自衛官の候補者の俸給月額） 第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第四 条第四項ただし書に規定する内閣府令で定める額は、次の各号に掲げる 区分に応じ、当該各号に定める額とする。 一 防衛大学校を卒業した者又はこれに相当する者として防衛庁長官（ 以下「長官」という。）の定めるもの（次号に該当する者を除く。） 二十一万三百円 二 防衛医科大学校を卒業した者、学校教育法（昭和二十二年法律第二 十六号）に規定する大学の医学若しくは歯学の学部において当該学術 の課程を修めて卒業した者、同法に規定する大学院に二年以上在学し 、修士の学位を授与された者又はこれらに相当する資格がある者とし て長官の定めるもの 二十二万七千七百円 2 自衛官として有用な経験を有する者で長官の認めるものの法第四条第 四項ただし書に規定する内閣府令で定める額は、前項の規定にかかわ らず、長官の定めるところにより、次の表に掲げる区分に応じ、同表に定 める額とする。 表（略） （事務官等の職務の級ごとの定数） 第二条 法第四条の二第二項に規定する内閣府令で定める事務官等（法第 四条第一項に規定する事務官等をいう。以下同じ。）の職務の級ごとの

定数は、別表に定めるとおりとする。

2
(略)

3 事務官等で一時的に暫定の官職を占める者又は一の官職若しくはこれと同等と認められる二以上の官職に長期間勤務した者の職務の級を、その職務の特殊性又はその者の有する知識経験を考慮して、その者の属する組織の区分において、その者の属する職務の級と異なつた職務の級に決定する必要がある、かつ、その者を当該職務の級に決定したと仮定した場合において当該職務の級に属する者の総数が別表に定める当該職務の級の定数を超えることとなるときは、防衛大臣は、第一項の規定にかかわらず、暫定的な職務の級ごとの定数を定めることができる。

4 前項の規定により暫定的な職務の級ごとの定数を定める場合には、防衛大臣は、別表に定める組織の区分ごとにしなければならない。この場合において、一の組織について定める暫定的な職務の級ごとの定数を合計した数は、別表における当該組織について定める職務の級ごとの定数を合計した数を超えることとなつてはならない。

(再任用短時間勤務職員以外の職員の勤務時間)

第二条の二 法第九条に規定する再任用短時間勤務職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下同じ。）以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第四十四条第一項に定める時間とする。

(俸給の調整額)

第三条 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項に規定する防衛省令で定める額は、人事院規則九一六（俸給の調整額）別表第二に掲げる額（その額が俸給月

定数は、別表に定めるとおりとする。

2
(略)

3 事務官等で一時的に暫定の官職を占める者又は一の官職若しくはこれと同等と認められる二以上の官職に長期間勤務した者の職務の級を、その職務の特殊性又はその者の有する知識経験を考慮して、その者の属する組織の区分において、その者の属する職務の級と異なつた職務の級に決定する必要がある、かつ、その者を当該職務の級に決定したと仮定した場合において当該職務の級に属する者の総数が別表に定める当該職務の級の定数を超えることとなるときは、長官は、第一項の規定にかかわらず、暫定的な職務の級ごとの定数を定めることができる。

4 前項の規定により暫定的な職務の級ごとの定数を定める場合には、長官は、別表に定める組織の区分ごとにしなければならない。この場合において、一の組織について定める暫定的な職務の級ごとの定数を合計した数は、別表における当該組織について定める職務の級ごとの定数を合計した数を超えることとなつてはならない。

(再任用短時間勤務職員以外の職員の勤務時間)

第二条の二 法第九条に規定する再任用短時間勤務職員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員をいう。以下同じ。）以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として内閣府令で定めるものは、自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）第四十四条第一項に定める時間とする。

(俸給の調整額)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項に規定する内閣府令で定める額は、人事院規則九一六（俸給の調整額）別表第二に掲げる額（その額が俸給月

額の百分の四・五を超えるときは、俸給月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令第八条の二第二項に規定する再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるものは、自衛隊法施行規則第四十四条第一項に定める時間とする。

(地域手当)

第四条 法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)
第十一条の五の医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものは、一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定める。

第五条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書に規定する防衛省令で定める場合並びにこれらの場合における地域手当の支給については、一般職に属する国家公務員の例によるほか、防衛大臣が定めるところによる。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第六条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する防衛省令で定める条件は、一般職に属する国家公務員の例による。

(期末手当又は期末特別手当の支給されない休職中の退職者)

第七条 法第二十三条第六項の防衛省令で定める職員は、人事院規則九—四〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当) 第三条又は第十三条の四の規定により、期末手当又は期末特別手当の支給を受けない職員の例に

額の百分の四・五を超えるときは、俸給月額額の百分の四・五に相当する額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令第八条の二第二項に規定する再任用短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として内閣府令で定めるものは、自衛隊法施行規則第四十四条第一項に定める時間とする。

(地域手当)

第四条 法第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。)
第十一条の五の医療業務に従事する職員で内閣府令で定めるものは、一般職に属する国家公務員の例に準じて長官が定める。

第五条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十一条の七第一項ただし書及び第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合並びにこれらの場合における地域手当の支給については、一般職に属する国家公務員の例によるほか、長官が定めるところによる。

(特地勤務手当に準ずる手当)

第六条 法第十四条第二項において準用する一般職給与法第十四条第一項に規定する内閣府令で定める条件は、一般職に属する国家公務員の例による。

(期末手当又は期末特別手当の支給されない休職中の退職者)

第七条 法第二十三条第六項の内閣府令で定める職員は、人事院規則九—四〇(期末手当、勤勉手当及び期末特別手当) 第三条又は第十三条の四の規定により、期末手当又は期末特別手当の支給を受けない職員の例に

よる。

(雑則)

第八条 この省令に定めるもののほか、この省令の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

別表(第二条関係)

備考	俸給表区分		職務の級	組織の区分	
	自衛隊教官俸給表	行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)
備考 この表は、事務官等の定数のうち、常勤の職員の定数を示す	本省	本省	本省	本省	本省
	防衛施設庁	防衛施設庁	防衛施設庁	防衛施設庁	防衛施設庁
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

よる。

(委任規定)

第八条 この府令に定めるもののほか、この府令の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

別表(第二条関係)

備考	俸給表区分		職務の級	組織の区分	
	自衛隊教官俸給表	行政職俸給表(一)	行政職俸給表(二)	教育職俸給表(一)	教育職俸給表(二)
備考 この表は、事務官等の定数のうち、常勤の職員の定数を示す	本庁	本庁	本庁	本庁	本庁
	防衛施設庁	防衛施設庁	防衛施設庁	防衛施設庁	防衛施設庁
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

。本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、技術研究本部及び装備本部並びに防衛施設庁の内部部局及び地方支分部局の事務官等の定数は、それぞれ防衛大臣が定める。

。本庁の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、情報本部、技術研究本部及び装備本部並びに防衛施設庁の内部部局及び地方支分部局の事務官等の定数は、それぞれ長官が内閣総理大臣の承認を得て定める。

改 正 案	現 行
（厚生課） 第五条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。 （<u>雑則</u>） 第二十四条 この省令に定めるもののほか、地方総監部の内部組織に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	（厚生課） 第五条 厚生課においては、次の事務をつかさどる。 一 四 （略） 五 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。 （<u>委任規定</u>） 第二十四条 この府令に定めるもののほか、地方総監部の内部組織に関し必要な事項は、<u>防衛庁長官</u>が定める。

改 正 案	現 行
防衛医科大学校の編制等に関する<u>省令</u> （趣旨） 第一条 この<u>省令</u>は、防衛医科大学校（以下「<u>大学校</u>」という。）における編制等を定めるものとする。 （医学教育部の分科） 第二条の二 （略） 2 医学科においては、<u>防衛省設置法</u>（以下「<u>法</u>」という。）<u>第十六条第一項</u>の教育訓練を行う。 3 医学研究科においては、<u>法</u><u>第十六条第二項</u>の教育訓練（臨床に関する教育訓練を除く。）を行う。 （単位等） 第八条 進学課程、専門課程及び医学研究課程の授業科目並びに各授業科目の単位数又は時間数並びにそれらの各年次における配分及び履修方法は、<u>防衛大臣</u>が定める。 2・3 （略） 第九条 訓練科目の時間数及びその各年次における配分並びに履修方法は、<u>防衛大臣</u>が定める。 （病院）	防衛医科大学校の編制等に関する<u>内閣府令</u> （趣旨） 第一条 この<u>府令</u>は、防衛医科大学校（以下「<u>大学校</u>」という。）における編制等を定めるものとする。 （医学教育部の分科） 第二条の二 （略） 2 医学科においては、<u>防衛庁設置法</u>（以下「<u>法</u>」という。）<u>第十八条第二項</u>の教育訓練を行う。 3 医学研究科においては、<u>法</u><u>第十八条第三項</u>の教育訓練（臨床に関する教育訓練を除く。）を行う。 （単位等） 第八条 進学課程、専門課程及び医学研究課程の授業科目並びに各授業科目の単位数又は時間数並びにそれらの各年次における配分及び履修方法は、<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）が定める。 2・3 （略） 第九条 訓練科目の時間数及びその各年次における配分並びに履修方法は、<u>長官</u>が定める。 （病院）

第十三条 (略) 2 病院は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の二の規定により防衛大臣が受託した看護に従事する者の養成に必要な実習に係る教育訓練を実施する。 3 3 7 (略)	第十三条 (略) 2 病院は、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百条の二の規定により長官が受託した看護に従事する者の養成に必要な実習に係る教育訓練を実施する。 3 3 7 (略)
(防衛医学研究センター) 第二十二条 大学に、法第十六條第二項の教育訓練に資する研究を行うため、防衛医学研究センターを置く。 2 2 4 (略)	(防衛医学研究センター) 第二十二條 大学に、法第十八條第三項の教育訓練に資する研究を行うため、防衛医学研究センターを置く。 2 2 4 (略)
(雑則) 第二十四條 この省令に定めるもののほか、大学の編制その他に關し必要な事項は、防衛大臣が定める。	(委任規定) 第二十四條 この府令に定めるもののほか、大学の編制その他に關し必要な事項は、長官が定める。

○防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号）（第二十三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法） 第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第八條の防衛省令で定める算定方法は、次のとおりとする。 <u>$dB(A)10\log N-27$</u> 2・3 （略） （第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る値） 第二条 令第八條の防衛省令で定める値は、法第四条に規定する第一種区域にあつては七十五、法第五條第一項に規定する第二種区域にあつては九十、法第六條第一項に規定する第三種区域にあつては九十五とする。 （別記） 様式第一号（第五條関係） 損失補償申請書 年 月 日 申請者の住所 氏名 （名称） 防衛大臣 殿 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十四條第一項の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記	（第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る算定方法） 第一条 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（以下「令」という。）第八條の内閣府令で定める算定方法は、次のとおりとする。 <u>$dB(A)10\log N-27$</u> 2・3 （略） （第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る値） 第二条 令第八條の内閣府令で定める値は、法第四条に規定する第一種区域にあつては七十五、法第五條第一項に規定する第二種区域にあつては九十、法第六條第一項に規定する第三種区域にあつては九十五とする。 （別記） 様式第一号（第五條関係） 損失補償申請書 年 月 日 申請者の住所 氏名 （名称） 内閣総理大臣 殿 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十四條第一項の規定により左記のとおり損失補償を申請いたします。 記

(略) 様式第二号 (第六条関係) 異議申出書 年 月 日 異議申出人の住所 氏名 (名称) 防衛大臣 殿 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十五条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。 記 (略)	(略) 様式第二号 (第六条関係) 異議申出書 年 月 日 異議申出人の住所 氏名 (名称) 内閣総理大臣 殿 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第十五条第一項の規定により左記のとおり異議の申出をいたします。 記 (略)
--	--

○沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行規則（昭和五十二年総理府令第三十九号）（第二十四条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（代表者の届出事項） 第四条 法第八条第二項の内閣府令・防衛省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 四 （略） （現地確認書の記載事項） 第八条 法第十二条第四項の内閣府令・防衛省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 （略）	（代表者の届出事項） 第四条 法第八条第二項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 四 （略） （現地確認書の記載事項） 第八条 法第十二条第四項の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一 三 （略）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案		現 行							
削る		（研究公務員及び研究部課等） 第二条 研究交流促進法施行令（以下「令」という。）第二条第二項第二号の命令で定める部課等は、自衛隊中央病院に置かれる部課等のうち研究を行う部課等として防衛庁長官の定めるものとする。 2 令第二条第二項第三号の命令で定める者は、次の表の上欄に掲げる試験研究機関等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。 <table><tr><th>試験研究機関等</th><th>者</th></tr><tr><td>防衛庁防衛大学校</td><td>防衛大学校に置かれる次の学群に配置されている教授、助教授、講師又は助手 イ 総合教育学群（物理学、化学及び数学に係るものに限る。） ロ 応用科学群 ハ 電気情報学群 ニ システム工学群</td></tr><tr><td>防衛庁防衛医科大学校</td><td>(1) 医学教育部医学科に置かれる学科目（物理学、化学、生物学及び数学に限る。）又は次の講座を担当する教授、助教授、講師又は助手 イ 再生発生学 ロ 解剖学</td></tr></table>		試験研究機関等	者	防衛庁防衛大学校	防衛大学校に置かれる次の学群に配置されている教授、助教授、講師又は助手 イ 総合教育学群（物理学、化学及び数学に係るものに限る。） ロ 応用科学群 ハ 電気情報学群 ニ システム工学群	防衛庁防衛医科大学校	(1) 医学教育部医学科に置かれる学科目（物理学、化学、生物学及び数学に限る。）又は次の講座を担当する教授、助教授、講師又は助手 イ 再生発生学 ロ 解剖学
試験研究機関等	者								
防衛庁防衛大学校	防衛大学校に置かれる次の学群に配置されている教授、助教授、講師又は助手 イ 総合教育学群（物理学、化学及び数学に係るものに限る。） ロ 応用科学群 ハ 電気情報学群 ニ システム工学群								
防衛庁防衛医科大学校	(1) 医学教育部医学科に置かれる学科目（物理学、化学、生物学及び数学に限る。）又は次の講座を担当する教授、助教授、講師又は助手 イ 再生発生学 ロ 解剖学								

(3)	(2)	ハ	生理学
		ニ	生化学
		ホ	薬理学
		ヘ	病態病理学
		ト	免疫・微生物学
		チ	衛生学公衆衛生学
		リ	国際感染症学
		ヌ	法医学
		ル	医用工学
		ヲ	分子生体制御学
		ワ	防衛医学
		力	内科学
		ヨ	精神科学
		夕	小児科学
		レ	外科学
		ソ	脳神経外科学
		ツ	整形外科学
		ネ	皮膚科学
		ナ	泌尿器科学
		ラ	眼科学
		ム	耳鼻いんこう科学
		ウ	産科婦人科学
		キ	放射線医学
		ノ	麻酔学
		オ	臨床検査医学
			医学教育部医学研究科に置かれる教授、
			助教授、講師又は助手
(3)			医学教育部動物実験施設若しくは同部共

同利用研究施設、病院又は防衛医学研究センターに所属する教授、助教授、講師又は助手	(外国人を任用できない職等の範囲)
	第二条 研究交流促進法施行令（以下「令」という。）第三条第二項の命令で定める機関は、警察庁科学警察研究所附属鑑定所及び警察庁科学警察研究所法科学研修所とする。
(本邦法人又は外国法人等の範囲)	第三条 (略)
(国有施設減額使用の手続)	第四条 令別表の一の項第一号に掲げる機関の国有の試験研究施設の使用に關し令第九条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 (略)	(国有地減額使用の手続)
第五条 令別表の一の項第一号に掲げる機関の敷地内に整備する施設の使用に供する土地の使用に關し令第十条第一項の認定を受けようとする者は、様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。	2 (略)
(中核的研究機関の公示)	同利用研究施設、病院又は防衛医学研究センターに所属する教授、助教授、講師又は助手
(外国人を任用できない職等の範囲)	
第三条 令第三条第二項の命令で定める機関は、警察庁科学警察研究所附属鑑定所及び警察庁科学警察研究所法科学研修所とする。	(本邦法人又は外国法人等の範囲)
第四条 (略)	(国有施設減額使用の手続)
第五条 令別表の一の項第一号及び同表の四の項から六の項までに掲げる機関（以下「研究所等」という。）の国有の試験研究施設の使用に關し令第九条第一項の認定を受けようとする者は、様式第一の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。	2 (略)
(国有地減額使用の手続)	第六条 研究所等の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に關し令第十条第一項の認定を受けようとする者は、様式第三の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。
2 (略)	(中核的研究機関の公示)

第六条 (略)

(令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用の手続)

第七条 令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第十二条第一項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用の手続)

第八条 令別表の一の項第一号に掲げる機関が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十三条第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

第七条 (略)

(研究所等が中核的研究機関である場合における国有施設の減額使用の手続)

第八条 研究所等が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の国有の試験研究施設の使用に関し令第十二条第一項の認定を受けようとする者は、様式第五の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(研究所等が中核的研究機関である場合における国有地の減額使用の手続)

第九条 研究所等が中核的研究機関である場合において、当該中核的研究機関の敷地内に整備する施設の用に供する土地の使用に関し令第十三条第一項の認定を受けようとする者は、様式第七の申請書の正本一通及び副本一通を、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

様式第 1 (第 4 条第 1 項関係)

交流促進研究認定申請書

(略)

研究交流促進法施行令第 9 条第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 ～ 4 (略)

5 3 の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関への無償提供を約すること。

6 (略)

備考 1 ・ 2 (略)

3 上記 5 の「研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関」については、その機関名を記すこと。

様式第 1 (第 5 条第 1 項関係)

交流促進研究認定申請書

(略)

研究交流促進法施行令第 9 条第 1 項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 ～ 4 (略)

5 3 の試験研究施設を使用することにより得ようとする記録、資料その他の研究の結果の研究所等への無償提供を約すること。

6 (略)

備考 1 ・ 2 (略)

3 上記 5 の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第 2 (第 4 条第 2 項関係)

交流促進研究認定書

第 号

(略)

年 月 日

内閣総理大臣



記

1・2 (略)

3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関に提供することを条件とすること。

備考 1 (略)

2 上記 3 の「研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関」については、その機関名を記すこと。

様式第 2 (第 5 条第 2 項関係)

交流促進研究認定書

第 号

(略)

年 月 日

内閣総理大臣



記

1・2 (略)

3 2の試験研究施設を使用する場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で研究所等に提供することを条件とすること。

備考 1 (略)

2 上記 3 の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第3 (第5条第1項関係)

交流促進研究認定申請書

(略)

研究交流促進法施行令第10条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 (略)

2 研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関の敷地内に整備する施設の概要

3・4 (略)

5 4の研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果の研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関への無償提供を約すること。

6 (略)

備考1・2 (略)

3 上記2及び5の「研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関」については、その機関名を記すこと。

様式第3 (第6条第1項関係)

交流促進研究認定申請書

(略)

研究交流促進法施行令第10条第1項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 (略)

2 研究所等の敷地内に整備する施設の概要

3・4 (略)

5 4の研究の結果得た記録、資料その他の研究の結果の研究所等への無償提供を約すること。

6 (略)

備考1・2 (略)

3 上記2及び5の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第4 (第5条第2項関係)

交流促進研究認定書

第 号

(略)

記

1 (略)

2 1の者と共同して研究を行う研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関

3 研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関の敷地内に整備する施設の概要

4 3の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関に提供することを条件とすること。

備考1 (略)

2 上記3及び4の「研究交流促進法施行令別表の一の項第一号に掲げる機関」については、その機関名を記すこと。

様式第4 (第6条第2項関係)

交流促進研究認定書

第 号

(略)

記

1 (略)

2 1の者と共同して研究を行う研究所等

3 研究所等の敷地内に整備する施設の概要

4 3の施設を整備し、当該施設において研究を行う場合は、その結果得られる記録、資料その他の研究の結果を無償で研究所等に提供することを条件とすること。

備考1 (略)

2 上記3及び4の「研究所等」については、その機関名を記すこと。

様式第 6 （第 7 条第 2 項関係）

交流促進研究認定書

(略)

記

(略)

様式第 5 （第 7 条第 1 項関係）

交流促進研究認定申請書

(略)

記

(略)

様式第 6 （第 8 条第 2 項関係）

交流促進研究認定書

(略)

記

(略)

様式第 5 （第 8 条第 1 項関係）

交流促進研究認定申請書

(略)

記

(略)

様式第 8 （第 8 条第 2 項関係）

交流促進研究認定書

(略)

記

(略)

様式第 7 （第 8 条第 1 項関係）

交流促進研究認定申請書

(略)

記

(略)

様式第 8 （第 9 条第 2 項関係）

交流促進研究認定書

(略)

記

(略)

様式第 7 （第 9 条第 1 項関係）

交流促進研究認定申請書

(略)

記

(略)

○航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部組織規則（平成元年総理府令第十号）（第二十六条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（人事課） 第五条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 一〇九 （略） 十 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）に関する事 十一 （略） （雑則） 第六十七条 この省令に定めるもののほか、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	（人事課） 第五条 人事課においては、次の事務をつかさどる。 一〇九 （略） 十 防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金（以下「若年定年退職者給付金」という。）に関する事 十一 （略） （委任規定） 第六十七条 この府令に定めるもののほか、航空総隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、航空開発実験集団司令部、航空方面隊司令部、航空混成団司令部及び航空団司令部の内部組織に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

改 正 案	現 行
若年定年退職者給付金に関する省令 （若年定年退職者給付金の支給時期） 第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第二十七條の三第一項に規定する防衛省令で定める月は、次の各号に掲げる法第二十七條の二に規定する若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） （所得の届出の期限） 第三条 法第二十七條の六第一項に規定する防衛省令で定める日は、六月三十日とする。 （所得の届出等） 第四条 （略） 2 法第二十七條の六第一項に規定する防衛省令で定める書類は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六條第一項に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十條第一項に規定する申告書の控えその他前項第四号の金額を証する書類及び就業期間を証明する書類とし、前項に規定する所得届出書に添付して提出するものとする。 （所得の届出等が行われない場合の措置） 第五条 （略）	若年定年退職者給付金に関する内閣府令 （若年定年退職者給付金の支給時期） 第一条 防衛庁の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第二十七條の三第一項に規定する内閣府令で定める月は、次の各号に掲げる法第二十七條の二に規定する若年定年退職者給付金（以下「給付金」という。）の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） （所得の届出の期限） 第三条 法第二十七條の六第一項に規定する内閣府令で定める日は、六月三十日とする。 （所得の届出等） 第四条 （略） 2 法第二十七條の六第一項に規定する内閣府令で定める書類は、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六條第一項に規定する源泉徴収票又は同法第二百二十條第一項に規定する申告書の控えその他前項第四号の金額を証する書類及び就業期間を証明する書類とし、前項に規定する所得届出書に添付して提出するものとする。 （所得の届出等が行われない場合の措置） 第五条 （略）

2 法第二十七条の六第四項の規定による弁明は、前項に規定する処分理由の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に書面を防衛大臣に提出することにより行うものとする。ただし、処分の相手方が口頭により弁明する旨を申し出たときは、この限りでない。

3 防衛大臣は、第一項に規定する処分理由通知書を送付した後六十日を経過した場合又は前項に規定する弁明が終了した場合において、法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による処分を行うことを決定したときは、次に掲げる事項を記載した処分決定通知書を処分の相手方に送付するものとする。

一 三 (略)

(遺族又は相続人に対する給付金の支給時期)

第九条 法第二十七条の九第一項第二号及び同条第二項第二号に規定する防衛省令で定める月は、若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の八月（給付金支給機関の長が、同条第十項において準用する法第二十七条の六第一項の規定による所得の届出若しくは防衛省令で定める書類を若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の八月以降に受理した場合には、当該書類を受理した日の属する月の翌月）とする。

(遺族又は相続人の行う所得の届出の期限)

第十一条 法第二十七条の九第十項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する防衛省令で定める日は、死亡した若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の六月三十日又は若年定年退職者の死亡した日から起算して五月を経過した日のいずれか遅い日とする。

2 (略)

(雑則)

2 法第二十七条の六第四項の規定による弁明は、前項に規定する処分理由の通知を受けた日の翌日から起算して六十日以内に書面を防衛庁長官（以下「長官」という。）に提出することにより行うものとする。ただし、処分の相手方が口頭により弁明する旨を申し出たときは、この限りでない。

3 長官は、第一項に規定する処分理由通知書を送付した後六十日を経過した場合又は前項に規定する弁明が終了した場合において、法第二十七条の六第二項又は第三項の規定による処分を行うことを決定したときは、次に掲げる事項を記載した処分決定通知書を処分の相手方に送付するものとする。

一 三 (略)

(遺族又は相続人に対する給付金の支給時期)

第九条 法第二十七条の九第一項第二号及び同条第二項第二号に規定する内閣府令で定める月は、若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の八月（給付金支給機関の長が、同条第十項において準用する法第二十七条の六第一項の規定による所得の届出若しくは内閣府令で定める書類を若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の八月以降に受理した場合には、当該書類を受理した日の属する月の翌月）とする。

(遺族又は相続人の行う所得の届出の期限)

第十一条 法第二十七条の九第十項において準用する法第二十七条の六第一項に規定する内閣府令で定める日は、死亡した若年定年退職者の退職した日の属する年の翌々年の六月三十日又は若年定年退職者の死亡した日から起算して五月を経過した日のいずれか遅い日とする。

2 (略)

(委任規定)

第十五条 この省令に定めるもののほか、この省令の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

第十五条 この府令に定めるもののほか、この府令の実施に関し必要な事項は、長官が定める。

○沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する内閣府令（平成七年総理府令第三十一号）（第二十八条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する省令	沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律に基づく給付金の支給に関する内閣府令

○防衛庁の派遣職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する内閣府令（平成七年総理府令第六十一号）（第二十九条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省の派遣職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する省令 国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当については、一般職の国家公務員の例による。	防衛庁の派遣職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当に関する内閣府令 国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣された職員の平均給与額計算の基礎となる給与に加える寒冷地手当については、一般職の国家公務員の例による。

改 正 案	現 行
（本部長） 第一条（略） 2 本部長は、<u>防衛大臣</u>の指揮監督を受け、情報本部の事務を掌理する。 第八条 統合情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三（略） 四 第二号に掲げるもののほか、<u>防衛省設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）<u>第二十二条</u>第一号から第四号まで及び第七号（同条第一号から第四号までに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務又は<u>法第二十三条</u>第二号及び第七号（同条第二号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務に必要な情報の集約に関すること 五 第一号に掲げるもののほか、<u>法第二十二</u>条第一号から第四号まで及び第七号（同条第一号から第四号までに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務又は<u>法第二十三</u>条第二号及び第七号（同条第二号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務に必要な見積りに関すること 六・七（略） （<u>雑則</u>） 第十二条 この<u>省令</u>に定めるもののほか、情報本部の内部組織に関し必要な事項は、<u>防衛大臣</u>が定める。	（本部長） 第一条（略） 2 本部長は、<u>防衛庁長官</u>の指揮監督を受け、情報本部の事務を掌理する。 第八条 統合情報部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一 三（略） 四 第二号に掲げるもののほか、<u>防衛庁設置法</u>（昭和二十九年法律第百六十四号。以下「法」という。）<u>第二十三</u>条第一号から第四号まで及び第七号（同条第一号から第四号までに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務又は<u>法第二十四</u>条第二号及び第七号（同条第二号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務に必要な情報の集約に関すること 五 第一号に掲げるもののほか、<u>法第二十三</u>条第一号から第四号まで及び第七号（同条第一号から第四号までに掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務又は<u>法第二十四</u>条第二号及び第七号（同条第二号に掲げる事務に係るものに限る。）に掲げる事務に必要な見積りに関すること 六・七（略） （<u>委任規定</u>） 第十二条 この<u>府令</u>に定めるもののほか、情報本部の内部組織に関し必要な事項は、<u>長官</u>が定める。

[

○日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する内閣府令（平成九年総理府令第二十九号）（第三十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する省令	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律附則第五項の規定による裁決の申請に関する内閣府令

○防衛庁が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める内閣府令（平成十年総理府令第三十八号）（第三十二条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令 （第二種事業の届出） 第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第三欄に掲げる要件に該当する防衛省が行う第二種事業（次条において「第二種飛行場設置等事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。 （方法書の作成） 第二条 令別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄若しくは第三欄に掲げる要件に該当する防衛省が行う対象事業（以下「対象飛行場設置等事業」という。）の実施を担当する防衛施設局長又は防衛施設支局長（以下「防衛施設局長等」という。）は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 五 （略） 2 5 （略）	防衛庁が行う飛行場及びその施設の設置又は変更の事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める内閣府令 （第二種事業の届出） 第一条 環境影響評価法施行令（平成九年政令第三百四十六号。第二条第一項において「令」という。）別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第三欄に掲げる要件に該当する防衛庁が行う第二種事業（次条において「第二種飛行場設置等事業」という。）に係る環境影響評価法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による届出は、別記様式による届出書により行うものとする。 （方法書の作成） 第二条 令別表第一の四の項のイ、ロ又はハの第二欄若しくは第三欄に掲げる要件に該当する防衛庁が行う対象事業（以下「対象飛行場設置等事業」という。）の実施を担当する防衛施設局長又は防衛施設支局長（以下「防衛施設局長等」という。）は、対象飛行場設置等事業に係る方法書に法第五条第一項第二号に規定する対象事業の内容を記載するに当たっては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一 五 （略） 2 5 （略）

(雑則)

第二十一条 この省令に定めるもののほか、この省令の実施に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(委任規定)

第二十一条 この府令に定めるもののほか、この府令の実施に関し必要な事項は、防衛庁長官が定める。

改 正 案	現 行
（総務課の所掌事務） 第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 （略） 十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。以下「<u>駐留軍用地特措法</u>」という。）の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。 十一〇十六 （略） （総務部の所掌事務） 第三十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十七 （略） 十八 駐留軍用地特措法の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。 十九〇二十六 （略） 二〇四 （略） （総務課の所掌事務） 第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十四 （略） 十五 駐留軍用地特措法の規定に基づく防衛大臣の権限に属する事項に関すること。	（総務課の所掌事務） 第三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇九 （略） 十 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第四百十号。以下「<u>駐留軍用地特措法</u>」という。）の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関すること。 十一〇十六 （略） （総務部の所掌事務） 第三十条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十七 （略） 十八 駐留軍用地特措法の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関すること。 十九〇二十六 （略） 二〇四 （略） （総務課の所掌事務） 第三十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一〇十四 （略） 十五 駐留軍用地特措法の規定に基づく内閣総理大臣の権限に属する事項に関すること。

十六〽二十五 (略) 2・3 (略)	第七十七条 この省令に定めるもののほか、防衛施設局の内部組織、防衛施設支局の所掌事務及び内部組織並びに防衛施設事務所の管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛施設庁長官が定める。 (身分取扱)について自衛隊法の定めるところによらない職員) 第七十八条 防衛省組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)第二百二十六条第二項に規定する防衛省令で定める職員は、労務調査官及び労務管理課に勤務する職員とする。
十六〽二十五 (略) 2・3 (略)	第七十七条 この府令に定めるもののほか、防衛施設局の内部組織、防衛施設支局の所掌事務及び内部組織並びに防衛施設事務所の管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛施設庁長官が定める。 (身分取扱)について自衛隊法の定めるところによらない職員) 第七十八条 防衛庁組織令(昭和二十九年政令第百七十八号)第二百二十六条第二項に規定する内閣府令で定める職員は、労務調査官及び労務管理課に勤務する職員とする。

改 正 案	現 行
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令 （中期計画の認可の申請） 第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、防衛大臣に提出しなければならない。 2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を防衛大臣に提出しなければならない。 （年度計画の作成及び変更に係る事項） 第四条 （略） 2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を防衛大臣に提出しなければならない。 （各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出） 第五条 機構は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（以下この条及び第七条において「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構の業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令 （中期計画の認可の申請） 第二条 機構は、通則法第三十条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（機構の最初の事業年度の属する中期計画については、機構の成立後遅滞なく）、内閣総理大臣に提出しなければならない。 2 機構は、通則法第三十条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 （年度計画の作成及び変更に係る事項） 第四条 （略） 2 機構は、通則法第三十一条第一項後段の規定により年度計画を変更したときは、変更した事項及びその理由を記載した届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない。 （各事業年度に係る業務実績に関する報告書の提出） 第五条 機構は、通則法第三十二条第一項の規定により各事業年度における業務の実績について独立行政法人評価委員会（以下この条及び第七条において「評価委員会」という。）の評価を受けようとするときは、年

度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に防衛省の評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間に係る業務実績に関する報告書の提出)

第七条 機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に防衛省の評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この省令の定めるところにより、この省令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第十条において「独立行政法人会計基準」という。)は、この省令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 防衛大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 (略)

度計画に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該事業年度の終了後三月以内に内閣府の評価委員会に提出しなければならない。

(中期目標期間に係る業務実績に関する報告書の提出)

第七条 機構は、通則法第三十四条第一項の規定により各中期目標の期間における業務の実績について評価委員会の評価を受けようとするときは、当該中期目標に定めた項目ごとにその実績を明らかにした報告書を当該中期目標の期間の終了後三月以内に内閣府の評価委員会に提出しなければならない。

(会計の原則)

第八条 機構の会計については、この府令の定めるところにより、この府令に定めのないものについては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。

2 (略)

3 平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準(第十条において「独立行政法人会計基準」という。)は、この府令に準ずるものとして、第一項に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に優先して適用されるものとする。

(会計処理)

第九条 内閣総理大臣は、機構が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 (略)

(短期借入金の認可の申請) 第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>防衛大臣</u>に提出しなければならない。 一 一三 (略) (重要な財産の処分等の認可の申請) 第十四条 機構は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。) 一 一四 (略) (積立金の処分に係る承認申請書の添付書類) 第十五条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項に規定する<u>防衛省令</u>で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 一三 (略) 附 則 1 (略) 2 機構法附則第五条第二項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる償却資産は、第九条第一項の規定による<u>防衛大臣</u>の指定を受けたものとみなす。	(短期借入金の認可の申請) 第十二条 機構は、通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を<u>内閣総理大臣</u>に提出しなければならない。 一 一七 (略) (重要な財産の処分等の認可の申請) 第十四条 機構は、通則法第四十八条第一項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること(以下この条において「処分等」という。) 一 一四 (略) (積立金の処分に係る承認申請書の添付書類) 第十五条 機構に係る独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令第五条第二項に規定する<u>内閣府令</u>で定める書類は、次に掲げる書類とする。 一 一三 (略) 附 則 1 (略) 2 機構法附則第五条第二項の規定により政府から機構に対し出資されたものとされる償却資産は、第九条第一項の規定による<u>内閣総理大臣</u>の指定を受けたものとみなす。
--	--

○内閣府の所管する防衛庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第六十九号）（第三十五条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
防衛省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 （趣旨） 第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして、防衛省関係法令に係る手続等のうち、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づくものを、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この省令の定めるところによる。 （定義） 第二条 この省令において使用する用語は、法で使用する用語の例による。 2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） （電子情報処理組織による申請等）	内閣府の所管する防衛庁関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則 （趣旨） 第一条 行政機関等に対して行うこととされ、又は行政機関等が行うこととして、内閣府の所管する防衛庁関係法令に係る手続等のうち、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づくものを、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第三条から第六条までの規定に基づき、電子情報処理組織又は電磁的記録を使用して行わせ、又は行う場合については、他の法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則に特別の定めのある場合を除くほか、この府令の定めるところによる。 （定義） 第二条 この府令において使用する用語は、法で使用する用語の例による。 2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一・二 （略） （電子情報処理組織による申請等）

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、防衛大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を法第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに替えて、防衛大臣が告示で定めるところにより、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一・二 (略)

2 申請等を行う者が、前項第二号に規定する書面等のうち防衛大臣が告示で定めるものに記載されている事項を入力するときは、行政機関等は、防衛大臣が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

3 申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に規定するもののほか、防衛大臣が告示で定める電子証明書

4 法令の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、防衛大臣が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が防衛大臣が告示で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子情

第三条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、防衛庁長官が告示で定めるところにより、次に掲げる事項を法第三条第一項の申請等をする者の使用に係る電子計算機であつて行政機関等が定める技術的基準に適合するものから入力して、申請等を行わなければならない。ただし、申請等を行う者が、第二号に掲げる事項を入力することに替えて、防衛庁長官が告示で定めるところにより、法令の規定に基づき添付すべきこととされている書面等を提出することを妨げない。

一・二 (略)

2 申請等を行う者が、前項第二号に規定する書面等のうち防衛庁長官が告示で定めるものに記載されている事項を入力するときは、行政機関等は、防衛庁長官が告示で定める期間、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において当該書面等を提出させることができる。

3 申請等を行う者は、第一項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。

一・二 (略)

三 前二号に規定するもののほか、防衛庁長官が告示で定める電子証明書

4 法令の規定に基づき書面等以外の有体物の提出を要する申請等を行う者が第一項の入力を行うときは、防衛庁長官が告示で定めるところにより、当該書面等以外の有体物を提出しなければならない。

5 (略)

(電子情報処理組織による処分通知等)

第五条 (略)

2 前項に規定する場合を除き、行政機関等は、処分通知等を受ける者が防衛庁長官が告示で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して処分通知等を受けることを申し出たときに限り、当該処分通知等を電子

3 (略) 報処理組織を使用して行うことができる。	3 (略) 情報処理組織を使用して行うことができる。
---	--

改 正 案	現 行
附 則 （改正法附則第十八項において読み替えて準用する同法附則第十四項又は第十五項の規定による寒冷地手当に関する経過措置） 第三条（略） 2（略） 3（略） 一、四（略） 五 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第十八項において読み替えて準用する改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の法第五条において準用する第二条第一項又は第二項の規定（同条第一項又は第二項の規定に基づく防衛大臣の定めを含む。）を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。 イ・ロ（略） 4（略） 一（略） 二 防衛省の職員に対する寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十五号。次項において「支給規則」という。）第六条各号に掲げる職員 零 5 附則第二項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員で	附 則 （改正法附則第十八項において読み替えて準用する同法附則第十四項又は第十五項の規定による寒冷地手当に関する経過措置） 第三条（略） 2（略） 3（略） 一、四（略） 五 基準日（その属する月が平成十八年十一月から平成二十一年三月までのものに限る。）において支給対象職員以外の経過措置対象職員である者のうち改正法附則第十八項において読み替えて準用する改正法附則第九項第五号ロ又はハに掲げる職員のいずれかに該当するものに対しては、次に掲げる額のうちいずれか低い額が、その者につき改正後の法第五条において準用する第二条第一項又は第二項の規定（同条第一項又は第二項の規定に基づく内閣総理大臣の定めを含む。）を適用したとすれば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、当該いずれか低い額の寒冷地手当を支給する。 イ・ロ（略） 4（略） 一（略） 二 この府令による改正後の防衛庁の職員に対する寒冷地手当支給規則（次項において「改正後の支給規則」という。）第六条各号に掲げる職員 零 5 附則第二項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員で

ある者が、改正後の法第五条において準用する法第二条第四項及び支給規則第七条の規定の例によるものとした場合において同項第一号若しくは第二号に掲げる場合又は同条第二項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定の例による額とする。

6 人事交流等により防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項及び第四項に規定する俸給表の適用を受ける職員となつた者であつて、平成十六年十月二十九日以降の検察官又は防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等として勤務していた期間を防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項及び第四項に規定する俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正法附則第十八項において読み替えて準用する改正法附則第十項から第十三項まで又は前三項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

ある者が、改正後の法第五条において準用する法第二条第四項及び改正後の支給規則第七条の規定の例によるものとした場合において同項第一号若しくは第二号に掲げる場合又は同条第二項各号に掲げる場合に該当することとなるときは、その者の寒冷地手当の額は、前二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定の例による額とする。

6 人事交流等により防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第一項及び第四項に規定する俸給表の適用を受ける職員となつた者であつて、平成十六年十月二十九日以降の検察官又は防衛庁の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の七第三項に規定する給与特例法適用職員等として勤務していた期間を防衛庁の職員の給与等に関する法律第四条第一項及び第四項に規定する俸給表の適用を受ける職員として勤務していたものとした場合に、基準日（その属する月が平成二十二年三月までのものに限る。）において経過措置対象職員である者となるものに対しては、この場合において改正法附則第十八項において読み替えて準用する改正法附則第十項から第十三項まで又は前三項の規定を適用したとしたならばこれらの規定による寒冷地手当を支給されることとなるときは、これらの規定の例による額の寒冷地手当を支給する。

改 正 案	現 行
（法第六条第一項に規定する部隊等） 第一条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する防衛省令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等という。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一・二 （略） 三 団に準ずる隊であつて防衛大臣が定めるもの 四 十二 （略） 十三 前各号に掲げる部隊等に準ずるものとして防衛大臣が定める部隊等 （引渡し時の報告） 第二条 法第六条第三項に規定する報告は引渡しをする出動自衛官（法第四条に規定する出動自衛官をいう。）が書面により行うものとし、その様式は防衛大臣が定めるものとする。 （確認記録） 第三条 法第八条第四項第四号に規定する防衛省令で定める事項は、確認記録の番号とする。 2 法第八条第三項に規定する確認記録は、防衛大臣の定める様式により作成するものとする。	（法第六条第一項に規定する部隊等） 第一条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（以下「法」という。）第六条第一項に規定する内閣府令で定める部隊等（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八条に規定する部隊等という。以下この条及び第三十四条において同じ。）は、次に掲げる部隊等とする。 一・二 （略） 三 団に準ずる隊であつて防衛庁長官（以下「長官」という。）が定めるもの 四 十二 （略） 十三 前各号に掲げる部隊等に準ずるものとして長官が定める部隊等 （引渡し時の報告） 第二条 法第六条第三項に規定する報告は引渡しをする出動自衛官（法第四条に規定する出動自衛官をいう。）が書面により行うものとし、その様式は長官が定めるものとする。 （確認記録） 第三条 法第八条第四項第四号に規定する内閣府令で定める事項は、確認記録の番号とする。 2 法第八条第三項に規定する確認記録は、長官の定める様式により作成するものとする。

(供述調書の作成)

第七条 拘留資格認定官又は法第十一条第五項に規定する認定補佐官（次条第二項及び第九条第一項において「拘留資格認定官等」という。）は、法第十一条第一項又は第二項の規定による取調べにおいて必要と認めるときは、防衛大臣の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。

2 捕虜収容所長は、法第十一条第二項の規定により拘留資格認定官から依頼された参考人の取調べを行うときは、防衛大臣の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。

(身体検査調書)

第九条 (略)

2 前項の身体検査調書の様式は、防衛大臣が定めるものとする。

(送還令書を執行したとみなす方法)

第二十条 法第四百四十六条第一項の規定により我が国から退去することを許可された者に係る送還令書は、防衛大臣の定めるところにより捕虜収容所長が指定した出国便を運航する運送業者へ当該者を引き渡した時に執行されたものとみなす。

(領置してはならない私用の物品)

第二十三条 法第五百十三条第一項第三号に規定する防衛省令で定める私用の物品は、結婚指輪又はこれに準ずる宝飾品とする。

(被拘束者又は被収容者の死亡以外で遺留物を返還しなければならない場合)

第二十五条 法第五百八十八条に規定する防衛省令で定める場合は、被拘束者又は被収容者（法第二十四条第一項に規定する被収容者をいう。）が

(供述調書の作成)

第七条 拘留資格認定官又は法第十一条第五項に規定する認定補佐官（次条第二項及び第九条第一項において「拘留資格認定官等」という。）は、法第十一条第一項又は第二項の規定による取調べにおいて必要と認めるときは、長官の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。

2 捕虜収容所長は、法第十一条第二項の規定により拘留資格認定官から依頼された参考人の取調べを行うときは、長官の定めるところにより、供述調書を作成するものとする。

(身体検査調書)

第九条 (略)

2 前項の身体検査調書の様式は、長官が定めるものとする。

(送還令書を執行したとみなす方法)

第二十条 法第四百四十六条第一項の規定により我が国から退去することを許可された者に係る送還令書は、長官の定めるところにより捕虜収容所長が指定した出国便を運航する運送業者へ当該者を引き渡した時に執行されたものとみなす。

(領置してはならない私用の物品)

第二十三条 法第五百十三条第一項第三号に規定する内閣府令で定める私用の物品は、結婚指輪又はこれに準ずる宝飾品とする。

(被拘束者又は被収容者の死亡以外で遺留物を返還しなければならない場合)

第二十五条 法第五百八十八条に規定する内閣府令で定める場合は、被拘束者又は被収容者（法第二十四条第一項に規定する被収容者をいう。）が

逃走した場合とする。

(遺留物の返還)

第二十六条 法第五十八条に規定する遺留物の返還は、抑留される者が法第四十四条の規定により送還される際に携行を許可されない物品の取扱いの例により防衛大臣が定めるところにより、捕虜収容所長が行うものとする。ただし、特段の国際約束があるときはこれによるものとする。

(混成医療委員の指定)

第二十七条 防衛大臣は、法第六十八条第一項の規定により混成医療委員(同項に規定する混成医療委員をいう。次項において同じ。)を指定したときは、指定した者に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一・二 (略)

三 その他防衛大臣が定める事項

2 (略)

3 第一項の書面の様式は、防衛大臣が定める。

(外国混成医療委員への告知)

第二十八条 防衛大臣は、前条の場合において、法第六十八条第一項に規定する外国混成医療委員に対して、法第六十九条、第七十条及び第八十三条の規定の内容について告知しなければならない。

(被拘束者の死亡時の措置)

第二十九条 被拘束者を拘束している指定部隊長又は抑留資格認定官は、当該被拘束者が死亡したときは、医師である隊員の検案を求める等適切な措置を講ずるとともに、死亡の年月日、場所、死因その他必要な事項

逃走した場合とする。

(遺留物の返還)

第二十六条 法第五十八条に規定する遺留物の返還は、抑留される者が法第四十四条の規定により送還される際に携行を許可されない物品の取扱いの例により長官が定めるところにより、捕虜収容所長が行うものとする。ただし、特段の国際約束があるときはこれによるものとする。

(混成医療委員の指定)

第二十七条 長官は、法第六十八条第一項の規定により混成医療委員(同項に規定する混成医療委員をいう。次項において同じ。)を指定したときは、指定した者に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一・二 (略)

三 その他長官が定める事項

2 (略)

3 第一項の書面の様式は、長官が定める。

(外国混成医療委員への告知)

第二十八条 長官は、前条の場合において、法第六十八条第一項に規定する外国混成医療委員に対して、法第六十九条、第七十条及び第八十三条の規定の内容について告知しなければならない。

(被拘束者の死亡時の措置)

第二十九条 被拘束者を拘束している指定部隊長又は抑留資格認定官は、当該被拘束者が死亡したときは、医師である隊員の検案を求める等適切な措置を講ずるとともに、死亡の年月日、場所、死因その他必要な事項

。について防衛大臣の定めるところにより記録しておかなければならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、被拘束者が死亡した場合の措置については、防衛大臣が定める。

（麻薬の譲受け）

- 第三十条 法第七十四条第二項の規定により、自衛隊麻薬診療施設（同条第一項に規定する自衛隊麻薬診療施設をいう。次項において同じ。）の開設者が麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬のうち、同法第十二条第一項及び第二項に規定する麻薬を除いたものをいう。）の譲渡の相手方となるときは、防衛大臣の定めるところにより作成した麻薬譲受確認証の副本をその相手方に交付しなければならない。

- 2 （略）

（向精神薬の譲受け）

- 第三十一条 法第七十四条第四項の規定により、自衛隊病院等（法第三十三条第一項に規定する自衛隊病院等をいう。次項及び第三十三条において同じ。）の開設者が向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬をいう。次項において同じ。）を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより作成した向精神薬譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。

- 2 （略）

（覚せい剤の譲受け）

- 第三十二条 法第七十五条第二項の規定により、自衛隊覚せい剤施用機関（同条第一項に規定する自衛隊覚せい剤施用機関をいう。次項において同じ。）が覚せい剤を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところ

について長官の定めるところにより記録しておかなければならない。

- 2 前項の規定によるもののほか、被拘束者が死亡した場合の措置については、長官が定める。

（麻薬の譲受け）

- 第三十条 法第七十四条第二項の規定により、自衛隊麻薬診療施設（同条第一項に規定する自衛隊麻薬診療施設をいう。次項において同じ。）の開設者が麻薬（麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬のうち、同法第十二条第一項及び第二項に規定する麻薬を除いたものをいう。）の譲渡の相手方となるときは、長官の定めるところにより作成した麻薬譲受確認証の副本をその相手方に交付しなければならない。

- 2 （略）

（向精神薬の譲受け）

- 第三十一条 法第七十四条第四項の規定により、自衛隊病院等（法第三十三条第一項に規定する自衛隊病院等をいう。次項及び第三十三条において同じ。）の開設者が向精神薬（麻薬及び向精神薬取締法第二条第六号に規定する向精神薬をいう。次項において同じ。）を譲り受ける場合には、長官の定めるところにより作成した向精神薬譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。

- 2 （略）

（覚せい剤の譲受け）

- 第三十二条 法第七十五条第二項の規定により、自衛隊覚せい剤施用機関（同条第一項に規定する自衛隊覚せい剤施用機関をいう。次項において同じ。）が覚せい剤を譲り受ける場合には、長官の定めるところによ

により作成した覚せい剤譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。	2 (略)
(医薬品である覚せい剤原料の譲受け) 第三十三条 法第七十五条第五項の規定により、自衛隊病院等の開設者が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける場合には、防衛大臣の定めるところにより作成した医薬品である覚せい剤原料譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。	2 (略)
(雑則) 第三十四条 この省令に定めるもののほか、抑留資格認定の手續及び部隊等における領置に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	(略)
り作成した覚せい剤譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。	2 (略)
(医薬品である覚せい剤原料の譲受け) 第三十三条 法第七十五条第五項の規定により、自衛隊病院等の開設者が医薬品である覚せい剤原料を譲り受ける場合には、長官の定めるところにより作成した医薬品である覚せい剤原料譲受確認証の副本を相手方に交付しなければならない。	2 (略)
(委任規定) 第三十四条 この府令に定めるもののほか、抑留資格認定の手續及び部隊等における領置に関し必要な事項は、長官が定める。	(略)

改 正 案	現 行
（写真撮影、指紋採取等） 第七条 捕虜収容所長は、法第十五条第五項（法第十七条第五項において準用する場合を含む。）又は第十九条第三項の規定により収容する者（以下「新規収容者」という。）について、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、無帽、正面、上半身その他の写真を撮影するものとする。 2 捕虜収容所長は、新規収容者について、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、第七十七条に規定する被収容者記録簿の所定の欄に指紋を押なさせるものとする。 3 （略） （被収容者番号の付与） 第八条 捕虜収容所長は、新規収容者について、当該新規収容者を他の被収容者から識別するための数字、記号又は符号（以下「被収容者番号」という。）を、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより付するものとする。 （被収容者証の発給等） 第九条 （略） 2 （略） 3 前二項に規定するもののほか、被収容者証の様式は、<u>防衛大臣</u>が定める。 4・5 （略）	（写真撮影、指紋採取等） 第七条 捕虜収容所長は、法第十五条第五項（法第十七条第五項において準用する場合を含む。）又は第十九条第三項の規定により収容する者（以下「新規収容者」という。）について、<u>防衛庁長官</u>（以下「長官」という。）の定めるところにより、無帽、正面、上半身その他の写真を撮影するものとする。 2 捕虜収容所長は、新規収容者について、<u>長官</u>の定めるところにより、第七十七条に規定する被収容者記録簿の所定の欄に指紋を押なさせるものとする。 3 （略） （被収容者番号の付与） 第八条 捕虜収容所長は、新規収容者について、当該新規収容者を他の被収容者から識別するための数字、記号又は符号（以下「被収容者番号」という。）を、<u>長官</u>の定めるところにより付するものとする。 （被収容者証の発給等） 第九条 （略） 2 （略） 3 前二項に規定するもののほか、被収容者証の様式は、<u>長官</u>が定める。 4・5 （略）

(収容開始時の告知等)

第十条 (略)

2 (略)

3 告知は、防衛大臣の定めるところにより、法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を被収容者ごとに交付することにより行う。ただし、同一の居住区画を指定された被収容者については、この限りでない。

4 5 6 (略)

(先任軍医の指定)

第十二条 捕虜収容所長は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）第三十三条第二項(b)に規定する先任軍医たる衛生要員に相当する衛生要員を指定するものとする。

(有資格衛生要員等)

第十七条 捕虜収容所長は、防衛大臣の定めるところにより、捕虜及び衛生要員を医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員等、法第三十五条第一項に規定する薬剤師相当衛生要員等、法第三十六条第一項に規定する看護師相当衛生要員等又は法第三十七条第一項に規定する准看護師相当衛生要員等（次項及び第三項において「有資格衛生要員等」という。）と認めたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一 2 三 (略)

四 その他防衛大臣が定める事項

2 3 (略)

4 第一項の書面の様式は、防衛大臣が定める。

(収容開始時の告知等)

第十条 (略)

2 (略)

3 告知は、長官の定めるところにより、法第二十七条第一項各号に掲げる事項を記載した書面を被収容者ごとに交付することにより行う。ただし、同一の居住区画を指定された被収容者については、この限りでない。

4 5 6 (略)

(先任軍医の指定)

第十二条 捕虜収容所長は、長官の定めるところにより、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約（以下「第三条約」という。）第三十三条第二項(b)に規定する先任軍医たる衛生要員に相当する衛生要員を指定するものとする。

(有資格衛生要員等)

第十七条 捕虜収容所長は、長官の定めるところにより、捕虜及び衛生要員を医師相当衛生要員等、歯科医師相当衛生要員等、法第三十五条第一項に規定する薬剤師相当衛生要員等、法第三十六条第一項に規定する看護師相当衛生要員等又は法第三十七条第一項に規定する准看護師相当衛生要員等（次項及び第三項において「有資格衛生要員等」という。）と認めたときは、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

一 2 三 (略)

四 その他長官が定める事項

2 3 (略)

4 第一項の書面の様式は、長官が定める。

(防衛省令で定める用具)

第二十條 法第四十七條に規定する防衛省令で定める用具は、次の九種類とする。

一〇九 (略)

2 前項の用具の仕様は、防衛大臣の定めるところによる。

(貸与又は支給する物品の基準)

第二十一條 法第五十八條第一項又は第二項の規定により貸与し、又は支給する物品の品目及び数量は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して防衛大臣が定める基準に従い、捕虜収容所長が定めるものとする。

(食事等の支給)

第二十二條 法第五十八條第一項に規定する被収容者への食事及び湯茶の支給に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(自弁物品の品目等)

第二十三條 法第五十九條第一号から第四号までに規定する物品で防衛省令で定める品目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇六 (略)

2 法第五十九條第五号に規定する防衛省令で定める物品は宗教上の行為に用いられる物品とし、同条に規定する当該物品に係る防衛省令で定める品目は法第四十條の規定による宗教上の行為に必要な書籍又は祭祀用品とする。

3 防衛大臣は、前二項に規定する品目について、捕虜収容所長が法第五

(内閣府令で定める用具)

第二十條 法第四十七條に規定する内閣府令で定める用具は、次の九種類とする。

一〇九 (略)

2 前項の用具の仕様は、長官の定めるところによる。

(貸与又は支給する物品の基準)

第二十一條 法第五十八條第一項又は第二項の規定により貸与し、又は支給する物品の品目及び数量は、武力攻撃事態（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第二条第二号に規定する武力攻撃事態をいう。以下同じ。）に際して長官が定める基準に従い、捕虜収容所長が定めるものとする。

(食事等の支給)

第二十二條 法第五十八條第一項に規定する被収容者への食事及び湯茶の支給に関し必要な事項は、長官が定める。

(自弁物品の品目等)

第二十三條 法第五十九條第一号から第四号までに規定する物品で内閣府令で定める品目は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一〇六 (略)

2 法第五十九條第五号に規定する内閣府令で定める物品は宗教上の行為に用いられる物品とし、同条に規定する当該物品に係る内閣府令で定める品目は法第四十條の規定による宗教上の行為に必要な書籍又は祭祀用品とする。

3 長官は、前二項に規定する品目について、捕虜収容所長が法第五十九

十九条の規定により使用又は摂取を許すべき範囲を、当該品目の内訳として定めることができる。この場合において、防衛大臣は、法第二十四条及び第五十八条第三項の規定を踏まえなければならない。

(自弁の申請)

第二十四条 法第五十九条の規定により自弁の物品を使用し、又は摂取することを申請する場合は、防衛大臣の定めるところにより、物品及び数量を記載した書面を捕虜収容所長に提出して行うものとする。

(日課の基準)

第二十五条 法第六十一条に規定する防衛省令で定める基準は、次に定めるところによる。

一 三 (略)

(従事業務の指定)

第二十八条 捕虜収容所長は、法第三章第八節の規定により業務を円滑かつ効果的に実施させるため、防衛大臣の定めるところにより、捕虜に従事することを許し又は従事させる業務の種類をあらかじめ指定するものとする。

(業務実施予定の作成)

第二十九条 (略)

2 捕虜収容所長は、業務実施予定に基づき、防衛大臣の定めるところにより、業務に従事する捕虜を割り当てるとする。

(業務の実施)

第三十条 (略)

2 業務の実施の監督について必要な事項は、防衛大臣が定める。

条の規定により使用又は摂取を許すべき範囲を、当該品目の内訳として定めることができる。この場合において、長官は、法第二十四条及び第五十八条第三項の規定を踏まえなければならない。

(自弁の申請)

第二十四条 法第五十九条の規定により自弁の物品を使用し、又は摂取することを申請する場合は、長官の定めるところにより、物品及び数量を記載した書面を捕虜収容所長に提出して行うものとする。

(日課の基準)

第二十五条 法第六十一条に規定する内閣府令で定める基準は、次に定めるところによる。

一 三 (略)

(従事業務の指定)

第二十八条 捕虜収容所長は、法第三章第八節の規定により業務を円滑かつ効果的に実施させるため、長官の定めるところにより、捕虜に従事することを許し又は従事させる業務の種類をあらかじめ指定するものとする。

(業務実施予定の作成)

第二十九条 (略)

2 捕虜収容所長は、業務実施予定に基づき、長官の定めるところにより、業務に従事する捕虜を割り当てるとする。

(業務の実施)

第三十条 (略)

2 業務の実施の監督について必要な事項は、長官が定める。

(業務の記録)

第三十二条 捕虜収容所長は、捕虜が業務に従事したときは、防衛大臣の定めるところにより、その日時、業務の内容その他所要の事項を記録しておかなければならない。

(基礎的給付金の額)

第三十四条 法第七十四条第一項第一号に規定する防衛省令で定める月額
は、第三条约第六十条に規定する俸給の前払の額を邦貨に換算した額を
標準とし、給付対象捕虜等(法第七十三条第一項に規定する給付対象捕
虜等をいう。以下同じ。)の地位、武力攻撃事態に際しての国民生活の
実情等を勘案して、防衛大臣が定めるものとする。

(業務従事報奨金の基準額)

第三十五条 法第七十四条第一項第二号の規定により防衛大臣が基準を定
めるに当たっては、業務の種類及び内容ごとに業務に従事した日一日当
たりの金額(次条において「基準額」という。)を定めるものとする。

(捕虜等抑留給付金の支給の申出)

第三十七条 給付対象捕虜等は、法第七十五条第一項又は第二項に規定す
る捕虜等抑留給付金の支給を受けようとするときは、防衛大臣の定める
ところにより、氏名、支給希望金額、目的、理由等を記載した申出書を
捕虜収容所長に提出するものとする。

(信書の様式)

第四十三条 法第八十四条第二項に規定する手紙に相当するものとして防
衛省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め
る様式のものとする。

(業務の記録)

第三十二条 捕虜収容所長は、捕虜が業務に従事したときは、長官の定め
るところにより、その日時、業務の内容その他所要の事項を記録してお
かなければならない。

(基礎的給付金の額)

第三十四条 法第七十四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める月額
は、第三条约第六十条に規定する俸給の前払の額を邦貨に換算した額を
標準とし、給付対象捕虜等(法第七十三条第一項に規定する給付対象捕
虜等をいう。以下同じ。)の地位、武力攻撃事態に際しての国民生活の
実情等を勘案して、長官が定めるものとする。

(業務従事報奨金の基準額)

第三十五条 法第七十四条第一項第二号の規定により長官が基準を定める
に当たっては、業務の種類及び内容ごとに業務に従事した日一日当たり
の金額(次条において「基準額」という。)を定めるものとする。

(捕虜等抑留給付金の支給の申出)

第三十七条 給付対象捕虜等は、法第七十五条第一項又は第二項に規定す
る捕虜等抑留給付金の支給を受けようとするときは、長官の定めるところ
により、氏名、支給希望金額、目的、理由等を記載した申出書を捕虜
収容所長に提出するものとする。

(信書の様式)

第四十三条 法第八十四条第二項に規定する手紙に相当するものとして内
閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め
る様式のものとする。

一・二 (略)

2 法第八十四条第二項に規定する葉書に相当するものとして防衛省令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式のものとする。

一・二 (略)

(検査の基準)

第四十七条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態に際して防衛大臣が定める基準に照らして、法第八十六条第一項第二号に該当するか否かを判断するものとする。

(電信の発信等)

第四十九条 法第八十七条第一項に規定する防衛省令で定める場合（電信を発することを許可する場合に限る。）は、次のとおりとする。

一・四 (略)

2 (略)

(電信以外の通信)

第五十一条 法第八十七条第一項に規定する防衛省令で定める電気通信役務を利用して行う通信及び当該通信に係る同項に規定する防衛省令に定める場合並びに当該通信に係る同条第二項に規定する防衛省令の定めは、武力攻撃事態の際に別に定める。

(信書等の発受に係る記録)

第五十四条 捕虜収容所長は、被収容者の信書及び電信等の発受について、防衛大臣の定めるところにより、これを記録しておかなければならない。

一・二 (略)

2 法第八十四条第二項に規定する葉書に相当するものとして内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式のものとする。

一・二 (略)

(検査の基準)

第四十七条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態に際して長官が定める基準に照らして、法第八十六条第一項第二号に該当するか否かを判断するものとする。

(電信の発信等)

第四十九条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める場合（電信を発することを許可する場合に限る。）は、次のとおりとする。

一・四 (略)

2 (略)

(電信以外の通信)

第五十一条 法第八十七条第一項に規定する内閣府令で定める電気通信役務を利用して行う通信及び当該通信に係る同項に規定する内閣府令に定める場合並びに当該通信に係る同条第二項に規定する内閣府令の定めは、武力攻撃事態の際に別に定める。

(信書等の発受に係る記録)

第五十四条 捕虜収容所長は、被収容者の信書及び電信等の発受について、長官の定めるところにより、これを記録しておかなければならない。

(防衛大臣等に対する苦情申出の方法)

第五十七条 (略)

2 (略)

(防衛大臣等に対する苦情の処理)

第六十三条 第五十九条から前条までの規定は、第五十七条の規定により防衛大臣又は防衛大臣の定める幕僚長に対して申出がされた苦情の調査及び処理について準用する。この場合において、第五十九条、第六十一条及び第六十二条中「捕虜収容所長」とあるのは「防衛大臣又は防衛大臣の定める幕僚長」と、第五十九条中「法第九十条」とあるのは「法第九十一条」と、第六十一条第二項中「第五十五条第一項又は第五十六条第二項に規定する書面」とあるのは「第五十七条に規定する書面」と読み替えるものとする。

(領置手続)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 捕虜収容所長は、領置武器等を法第五十四条第一項の規定により領置し、又は同条第五項の規定により廃棄したときは、防衛大臣の定めるところにより、これを記録しなければならない。

(物品の売却又は廃棄)

第六十七条 (略)

2 捕虜収容所長は、被収容者が前項の処分をしない場合において、法第五百五十四条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により所持物品を売却又は廃棄するときは、あらかじめその旨を当該被収容者に通知するとともに、防衛大臣の定めるところにより、これを記録しなければならない。

(長官等に対する苦情申出の方法)

第五十七条 (略)

2 (略)

(長官等に対する苦情の処理)

第六十三条 第五十九条から前条までの規定は、第五十七条の規定により長官又は長官の定める幕僚長に対して申出がされた苦情の調査及び処理について準用する。この場合において、第五十九条、第六十一条及び第六十二条中「捕虜収容所長」とあるのは「長官又は長官の定める幕僚長」と、第五十九条中「法第九十条」とあるのは「法第九十一条」と、第六十一条第二項中「第五十五条第一項又は第五十六条第二項に規定する書面」とあるのは「第五十七条に規定する書面」と読み替えるものとする。

(領置手続)

第六十五条 (略)

2・3 (略)

4 捕虜収容所長は、領置武器等を法第五十四条第一項の規定により領置し、又は同条第五項の規定により廃棄したときは、長官の定めるところにより、これを記録しなければならない。

(物品の売却又は廃棄)

第六十七条 (略)

2 捕虜収容所長は、被収容者が前項の処分をしない場合において、法第五百五十四条第六項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により所持物品を売却又は廃棄するときは、あらかじめその旨を当該被収容者に通知するとともに、長官の定めるところにより、これを記録しなければならない。

3 (略) (差入物の記録) 第七十二条 捕虜収容所長は、差入物について次に掲げる場合には、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、これを記録しなければならない。 一、四 (略)	3 (略) (差入物の記録) 第七十二条 捕虜収容所長は、差入物について次に掲げる場合には、<u>長官</u>の定めるところにより、これを記録しなければならない。 一、四 (略)
(領置金の使用) 第七十三条 被收容者は、領置されている現金の使用を申し出るときは、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、氏名、被收容者番号、使用希望金額、目的及び理由その他所要の事項を記載した書面を捕虜収容所長に提出して行うものとする。 2 (略)	(領置金の使用) 第七十三条 被收容者は、領置されている現金の使用を申し出るときは、<u>長官</u>の定めるところにより、氏名、被收容者番号、使用希望金額、目的及び理由その他所要の事項を記載した書面を捕虜収容所長に提出して行うものとする。 2 (略)
(領置物品の一時使用) 第七十五条 被收容者は、領置されている物品を一時使用することを求めるときは、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、氏名、被收容者番号、物品の品目、員数及び使用目的等を記載した書面を捕虜収容所長に提出して行うものとする。 2 (略)	(領置物品の一時使用) 第七十五条 被收容者は、領置されている物品を一時使用することを求めるときは、<u>長官</u>の定めるところにより、氏名、被收容者番号、物品の品目、員数及び使用目的等を記載した書面を捕虜収容所長に提出して行うものとする。 2 (略)
(被收容者記録簿) 第七十七条 捕虜収容所長は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した被收容者記録簿を被收容者ごとに作成し、所要の事項を記録しておかなければならない。 一、六 (略) 七 その他<u>防衛大臣</u>が定める事項 2、4 (略)	(被收容者記録簿) 第七十七条 捕虜収容所長は、<u>長官</u>の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した被收容者記録簿を被收容者ごとに作成し、所要の事項を記録しておかなければならない。 一、六 (略) 七 その他<u>長官</u>が定める事項 2、4 (略)

(被収容者の死亡時の措置)

第七十八条 捕虜収容所長は、被収容者が死亡したときは、医師である隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）の検案を求める等適切な措置を講ずるとともに、死亡の年月日、場所、死因、埋葬場所（埋葬した場合に限る。）その他必要な事項について、防衛大臣の定めるところにより、防衛大臣に報告しなければならない。

(雑則)

第八十条 この省令の実施に必要な事項は、防衛大臣が定める。

(被収容者の死亡時の措置)

第七十八条 捕虜収容所長は、被収容者が死亡したときは、医師である隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。）の検案を求める等適切な措置を講ずるとともに、死亡の年月日、場所、死因、埋葬場所（埋葬した場合に限る。）その他必要な事項について、長官の定めるところにより、長官に報告しなければならない。

(委任規定)

第八十条 この府令の実施に必要な事項は、長官が定める。

改 正 案	現 行
（調書の記載事項） 第十二条 （略） 2 前項の調書は、審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。 （書面の提出及び口頭による陳述の方式） 第十七条 資格認定審査請求人は、この省令による資格認定審査請求に係る手続を書面で行う場合には、当該書面に、被收容者番号及び当該書面の提出により行おうとする行為の年月日を記載し、かつ、署名するものとする。 2 （略） 3 資格認定審査請求人は、この省令による資格認定審査請求に係る手続を口頭で行う場合には、それぞれ書面に記載する事項を陳述するものとする。 4 前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（捕虜收容所長を経由する場合においては、捕虜收容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。 （雑則） 第十八条 この省令に定めるもののほか、資格認定審査請求の手続に関し	（調書の記載事項） 第十二条 （略） 2 前項の調書は、審査会の庶務を処理する防衛庁本庁の職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。 （書面の提出及び口頭による陳述の方式） 第十七条 資格認定審査請求人は、この府令による資格認定審査請求に係る手続を書面で行う場合には、当該書面に、被收容者番号及び当該書面の提出により行おうとする行為の年月日を記載し、かつ、署名するものとする。 2 （略） 3 資格認定審査請求人は、この府令による資格認定審査請求に係る手続を口頭で行う場合には、それぞれ書面に記載する事項を陳述するものとする。 4 前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する防衛庁本庁の職員（捕虜收容所長を経由する場合においては、捕虜收容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。 （委任規定） 第十八条 この府令に定めるもののほか、資格認定審査請求の手続に関し

必要な事項は、防衛大臣が定める。

必要な事項は、防衛庁長官が定める。

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
（取調べの報告） 第三条 調査担当補佐官は、前条本文の規定により取調べを命じられたときは、速やかに当該取調べを行い、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより作成した調査記録書に、反則行為をした疑いのある被収容者（以下「反則被疑者」という。）又は参考人の供述調書その他反則行為の有無及び法第五十条の規定により考慮すべき事情を証明するに足る証拠を添えて、懲戒権者に提出しなければならない。 （弁解聴取の手続） 第七条 懲戒権者は、反則調査の結果、反則行為の事実があると認めた場合であつて、懲戒処分を行う必要があると判断したときは、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、次に掲げる事項を反則被疑者に通知するものとする。 一・二 （略） 2 前項の場合において、懲戒権者は、<u>防衛大臣</u>の定めるところにより、反則被疑者に次に掲げる事項を告知するものとする。 一 三 （略） （通訳人による通訳） 第九条 法第五十一条第三項の規定による通訳人による通訳の求めは、反則被疑者の氏名その他<u>防衛大臣</u>の定める事項を記載した書面を懲戒権者に提出することにより行うものとする。 2 （略）	（取調べの報告） 第三条 調査担当補佐官は、前条本文の規定により取調べを命じられたときは、速やかに当該取調べを行い、<u>長官</u>の定めるところにより作成した調査記録書に、反則行為をした疑いのある被収容者（以下「反則被疑者」という。）又は参考人の供述調書その他反則行為の有無及び法第五十条の規定により考慮すべき事情を証明するに足る証拠を添えて、懲戒権者に提出しなければならない。 （弁解聴取の手続） 第七条 懲戒権者は、反則調査の結果、反則行為の事実があると認めた場合であつて、懲戒処分を行う必要があると判断したときは、<u>防衛庁長官</u>（以下「<u>長官</u>」という。）の定めるところにより、次に掲げる事項を反則被疑者に通知するものとする。 一・二 （略） 2 前項の場合において、懲戒権者は、<u>長官</u>の定めるところにより、反則被疑者に次に掲げる事項を告知するものとする。 一 三 （略） （通訳人による通訳） 第九条 法第五十一条第三項の規定による通訳人による通訳の求めは、反則被疑者の氏名その他<u>長官</u>の定める事項を記載した書面を懲戒権者に提出することにより行うものとする。 2 （略）

(参考人)

第十条 法第五十一条第四項の規定による参考人の陳述の求めは、陳述を求める参考人の氏名その他防衛大臣の定める事項を記載した書面を懲戒権者に提出して行うものとする。

2 懲戒権者は、前項の求めがあつた場合においてこれが当該反則被疑者の弁解のため必要と認めるときは、防衛大臣の定めるところにより陳述を聴取する日時及び場所を指定して、当該参考人に陳述を求めるものとする。

(法第四十九条第一項第二号に規定する業務)

第十五条 法第四十九条第一項第二号に規定する防衛省令で定める業務は、法第六十四条第一号に規定する業務の中から防衛大臣の承認を得て捕虜収容所長が指定する業務とする。

(懲戒処分に係る記録)

第二十条 懲戒権者は、第十三条の規定により懲戒処分を行うと決定したときは、懲戒処分に係る書類のうち防衛大臣が定めるものの写しを速やかに捕虜収容所長に送付しなければならない。

2 法第五十一条第六項の懲戒処分に係る記録の作成は、捕虜収容所長が、懲戒処分ごとに当該処分の番号、処分をした懲戒権者その他処分の概要に係る事項を防衛大臣の定めるところにより記載した文書に、前項の規定により懲戒権者より送付された書類を添付して行うものとする。

(懲戒の記録の閲覧者)

第二十一条 法第五十一条第七項に規定する防衛省令で定める者は、被処分者についてその利益を代表する捕虜代表とする。

(参考人)

第十条 法第五十一条第四項の規定による参考人の陳述の求めは、陳述を求める参考人の氏名その他長官の定める事項を記載した書面を懲戒権者に提出して行うものとする。

2 懲戒権者は、前項の求めがあつた場合においてこれが当該反則被疑者の弁解のため必要と認めるときは、長官の定めるところにより陳述を聴取する日時及び場所を指定して、当該参考人に陳述を求めるものとする。

(法第四十九条第一項第二号に規定する業務)

第十五条 法第四十九条第一項第二号に規定する内閣府令で定める業務は、法第六十四条第一号に規定する業務の中から長官の承認を得て捕虜収容所長が指定する業務とする。

(懲戒処分に係る記録)

第二十条 懲戒権者は、第十三条の規定により懲戒処分を行うと決定したときは、懲戒処分に係る書類のうち長官が定めるものの写しを速やかに捕虜収容所長に送付しなければならない。

2 法第五十一条第六項の懲戒処分に係る記録の作成は、捕虜収容所長が、懲戒処分ごとに当該処分の番号、処分をした懲戒権者その他処分の概要に係る事項を長官の定めるところにより記載した文書に、前項の規定により懲戒権者より送付された書類を添付して行うものとする。

(懲戒の記録の閲覧者)

第二十一条 法第五十一条第七項に規定する内閣府令で定める者は、被処分者についてその利益を代表する捕虜代表とする。

(懲戒処分執行後の監視)

第二十三条 法第五十四条に規定する防衛省令で定める監視は、被収容者の心身を害するおそれがない態様により、逃走又は逃走の企てを防ぐために必要な最小限の期間、監視が容易な居住区画（法第三十条に規定する居住区画をいう。）の指定、監視要員の増加又は監視機器の設置その他これに準ずる方法により行う監視とする。

(雑則)

第二十四条 この章に定めるもののほか、懲戒処分に関する手続に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。

(調書の記載事項)

第三十七条 (略)

2 前項の調書は、審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。

(書面の提出及び口頭による陳述の方式)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する防衛省本省の職員（捕虜収容所長を経由する場合においては、捕虜収容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。

(雑則)

第四十二条 この章に定めるもののほか、懲戒審査請求の手続に関し必要

(懲戒処分執行後の監視)

第二十三条 法第五十四条に規定する内閣府令で定める監視は、被収容者の心身を害するおそれがない態様により、逃走又は逃走の企てを防ぐために必要な最小限の期間、監視が容易な居住区画（法第三十条に規定する居住区画をいう。）の指定、監視要員の増加又は監視機器の設置その他これに準ずる方法により行う監視とする。

(委任規定)

第二十四条 この章に定めるもののほか、懲戒処分に関する手続に関し必要な事項は、長官が定める。

(調書の記載事項)

第三十七条 (略)

2 前項の調書は、審査会の庶務を処理する防衛庁本庁の職員が作成し、作成年月日を記載した上で作成者及び審理に出席した審査員が署名押印しなければならない。

(書面の提出及び口頭による陳述の方式)

第四十一条 (略)

2・3 (略)

4 前項の陳述を聴取した審査会の庶務を処理する防衛庁本庁の職員（捕虜収容所長を経由する場合においては、捕虜収容所長又はそのあらかじめ指名する職員）は、当該陳述の内容を録取した書面を作成した上、これを陳述人に読み聞かせて誤りのないことを確認し、陳述人に署名を求めなければならない。

(委任規定)

第四十二条 この章に定めるもののほか、懲戒審査請求の手続に関し必要

な事項は、防衛大臣が定める。

な事項は、長官が定める。

○沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する内閣府令（平成十八年内閣府令第二号）（第四十一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改正案	現行
沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する省令	沖縄振興特別措置法に基づく特定跡地給付金の支給に関する内閣府令

改 正 案	現 行
附 則 （防衛省職員給与施行規則の改正に伴う経過措置） 第三条 切替日の前日から引き続き防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書に定める候補者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる候補者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。 2 前項の規定の適用を受ける候補者に係る平成十七年防衛庁給与改正法附則第十七条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「平成十七年一般職給与改正法」という。）附則第十三条の規定により読み替えられた防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第二項各号及び第十一条の五に規定する政令で定める割合については、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第八条第二項の規定の適用を受ける自衛官の例による。 3 平成二十二年三月三十一日までの間における防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項及び防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）第三条第一項の規定による俸給の調整額の支給については、人事院規則九一六―五八（人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事	附 則 （防衛庁職員給与施行規則の改正に伴う経過措置） 第三条 切替日の前日から引き続き防衛庁の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条第四項ただし書に定める候補者で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる候補者には、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。 2 前項の規定の適用を受ける候補者に係る平成十七年防衛庁給与改正法附則第十七条第一項において読み替えて準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（以下「平成十七年一般職給与改正法」という。）附則第十三条の規定により読み替えられた平成十七年防衛庁給与改正法第二条の規定による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する平成十七年一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十一条の三第二項各号及び第十一条の五に規定する政令で定める割合については、防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十八年政令第九十号）附則第八条第二項の規定の適用を受ける自衛官の例による。 3 平成二十二年三月三十一日までの間における防衛庁の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）第八条の二第二項及び防衛庁職員給与施行規則第三条第一項の規定による俸給の調整額の支給については、人事院規則九一六―五八（人事院規則九一六（俸給の調整額）の一部を改正する人事院規則）附則第二項から第四項までの

院規則）附則第二項から第四項までの規定の例による。

規定の例による。

改 正 案	現 行
防衛省職員の留学費用の償還に関する省令 （留学） 第一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下「法」という。） （第十一条において準用する法第二条第二項の防衛省令で定める研修（以下「留学」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして防衛大臣が定める研修とする。 一 三 （略） （留学費用） 第二条 法第十一条において準用する法第二条第三項の防衛省令で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 一 四 （略） （留学を命ずる職員に対して明示すべき事項） 第三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、留学の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該留学が法第十一条において準用する法第二条第二項に規定するものである旨を明示しなければならない。 2 防衛大臣又はその委任を受けた者は、職員に留学を命ずるに当たっては、当該職員に当該留学の期間を明示しなければならない。留学を命じた後に当該留学の期間を変更する場合も、同様とする。	防衛庁職員の留学費用の償還に関する内閣府令 （留学） 第一条 国家公務員の留学費用の償還に関する法律（以下「法」という。） （第十一条において準用する法第二条第二項の内閣府令で定める研修（以下「留学」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとして防衛庁長官（以下「長官」という。）が定める研修とする。 一 三 （略） （留学費用） 第二条 法第十一条において準用する法第二条第三項の内閣府令で定める費用（以下「留学費用」という。）は、次に掲げる費用とする。 一 四 （略） （留学を命ずる職員に対して明示すべき事項） 第三条 長官又はその委任を受けた者は、留学の実施について職員の同意を得るに当たっては、当該職員に当該留学が法第十一条において準用する法第二条第二項に規定するものである旨を明示しなければならない。 2 長官又はその委任を受けた者は、職員に留学を命ずるに当たっては、当該職員に当該留学の期間を明示しなければならない。留学を命じた後に当該留学の期間を変更する場合も、同様とする。

(法第十一条において準用する法第三条第一項に該当する者に対する通知)

第四条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、法第十一条において準用する法第三条第一項に該当する者に対し、速やかに、留学の名称及び期間、留学のために国が支出した留学費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(法第十一条において準用する法第三条第一項第二号の防衛省令で定める率)

第五条 法第十一条において準用する法第三条第一項第二号の防衛省令で定める率は、六十月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を六十月で除して得た率とする。

2 (略)

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第六条 法第十一条において準用する法第三条第三項第一号の防衛省令で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(防衛省の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十三条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

二 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第三条に規

(法第十一条において準用する法第三条第一項に該当する者に対する通知)

第四条 長官又はその委任を受けた者は、法第十一条において準用する法第三条第一項に該当する者に対し、速やかに、留学の名称及び期間、留学のために国が支出した留学費用の総額、同項の規定により償還しなければならない金額その他必要な事項を書面により通知するものとする。

(法第十一条において準用する法第三条第一項第二号の内閣府令で定める率)

第五条 法第十一条において準用する法第三条第一項第二号の内閣府令で定める率は、六十月から同号の職員としての在職期間の月数を控除した月数を六十月で除して得た率とする。

2 (略)

(職員としての在職期間に含まれる休職の期間)

第六条 法第十一条において準用する法第三条第三項第一号の内閣府令で定める休職の期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第四十三条第一号に掲げる事由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間

二 (略)

2 前項第一号の規定の適用については、国際機関等に派遣される防衛庁の職員の処遇等に関する法律(平成七年法律第百二十二号)第三条に規

定する派遣職員（次条第一号において「派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。）第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員（次条第一号において「交流派遣職員」という。）の派遣先企業（官民人事交流法第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第七条第四項に規定する派遣先企業をいう。次条第一号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を防衛省の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を公務とみなす。

（法第十一条において準用する法第三条第一項の規定が適用されない場合）

第七条 法第十一条において準用する法第四条第四号の防衛省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 前号に掲げる場合のほか、法第十一条において準用する法第四条第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として防衛大臣が定める場合

第八条 法第十一条において準用する法第四条第六号の防衛省令で定める場合は、組織の改廃に伴い法律の規定により一般職国家公務員等（自衛隊法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため離職した場合とする。

定する派遣職員（次条第一号において「派遣職員」という。）の派遣先の機関の業務又は国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号。以下「官民人事交流法」という。）第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員（次条第一号において「交流派遣職員」という。）の派遣先企業（官民人事交流法第二十四条第一項において準用する官民人事交流法第七条第四項に規定する派遣先企業をいう。次条第一号において同じ。）の業務（当該業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該業務に係る就業の場所を防衛庁の職員の給与等に関する法律第二十七条第一項において準用する国家公務員災害補償法第一条の二第一項第一号及び第二号に規定する勤務場所とみなした場合に同条に規定する通勤に該当するものに限る。）を含む。次条第一号において同じ。）を公務とみなす。

（法第十一条において準用する法第三条第一項の規定が適用されない場合）

第七条 法第十一条において準用する法第四条第四号の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 （略）

二 前号に掲げる場合のほか、法第十一条において準用する法第四条第一号から第三号までに掲げる場合に準ずる場合として長官が定める場合

第八条 法第十一条において準用する法第四条第六号の内閣府令で定める場合は、組織の改廃に伴い法律の規定により一般職国家公務員等（自衛隊法第四十六条第二項に規定する一般職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため離職した場合とする。

(一般職国家公務員等となった者に関する特例) 第九条 法第十一条において準用する法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する法第三条第三項の防衛省令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一〇四 (略) 2 (略) 第十条 法第十一条において準用する法第五条第二項の規定により読み替えて適用する法第四条各号列記以外の部分の防衛省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一〇五 (略) 六 前各号に掲げる場合に準ずる場合として防衛大臣が定める場合 (雑則) 第十一条 この省令に定めるもののほか、職員の留学費用の償還に関し必要な事項は、防衛大臣が定める。	(一般職国家公務員等となった者に関する特例) 第九条 法第十一条において準用する法第五条第一項及び第二項の規定により読み替えて適用する法第三条第三項の内閣府令で定める期間は、次に掲げる期間とする。 一〇四 (略) 2 (略) 第十条 法第十一条において準用する法第五条第二項の規定により読み替えて適用する法第四条各号列記以外の部分の内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一〇五 (略) 六 前各号に掲げる場合に準ずる場合として長官が定める場合 (雑則) 第十一条 この府令に定めるもののほか、職員の留学費用の償還に関し必要な事項は、長官が定める。
---	---